

別冊資料集 消費生活条例

8. 九州・沖縄

| | |
|------|-----|
| 福岡県 | 1 |
| 佐賀県 | 36 |
| 長崎県 | 51 |
| 熊本県 | 75 |
| 大分県 | 106 |
| 宮崎県 | 125 |
| 鹿児島県 | 136 |
| 沖縄県 | 156 |

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

福岡県消費生活条例

自治体

福岡県

見出し

第7編：商工
第1章：商工

例規番号

昭和52年3月28日 福岡県条例第8号

制定日

昭和52年3月28日

統一条例コード

400009-53408031

分類

条例

例規集更新日

令和2年10月15日

収集日

令和3年7月18日

○福岡県消費生活条例

昭和五十二年三月二十八日

福岡県条例第八号

〔福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例〕をここに公布する。

福岡県消費生活条例

(平一八条例一六・改称)

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 安全の確保(第十条—第十五条)

第三章 規格、表示等の適正化(第十六条—第十九条)

- 第四章 不当な取引行為の禁止(第二十条—第二十二条)
第五章 生活関連商品等に関する施策(第二十三条—第三十条)
第六章 消費者の啓発活動及び教育等(第三十一条—第三十三条)
第七章 消費者の申出(第三十四条)
第八章 消費者苦情の処理及び訴訟援助(第三十五条—第三十七条)
第九章 福岡県消費生活審議会(第三十八条)
第十章 公表(第三十九条)
第十一章 雜則(第四十条・第四十一条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県及び事業者の果すべき責務並びに消費者の果すべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。
(平一八条例一六・一部改正)

(基本理念)

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、県、事業者及び消費者の相互の信頼を基調とし、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本とするものとする。

- 一 商品等により、生命、身体及び財産が侵されないこと。
 - 二 適正な表示等に基づいて商品等を適切に選択する機会が確保されること。
 - 三 商品等の取引について、不当な取引条件を強制されず、不当な取引行為から保護されること。
 - 四 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育の機会が提供されること。
 - 五 商品等及びこれらの取引行為について必要な情報を速やかに提供されること。
 - 六 消費生活に関する消費者の意見が消費者施策に適切に反映されること。
 - 七 商品等及びこれらの取引行為により、不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済されること。
- 2 消費者施策の推進は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本とするものとする。
- 3 消費者の自立の支援に当たつては、消費者の安全の確保等に関する事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応することに配慮して行わなければならない。
- 5 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行わなければならない。

(平四条例六・全改、平一八条例一六・一部改正)

(定義)

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消費者 事業者が供給する商品等を使用し、又は利用して生活する者をいう。
- 二 事業者 商品等を供給する事業を行う者をいう。
- 三 商品等 商品、役務、権利その他の消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するものをいう。

(平四条例六・追加、平一八条例一六・旧第二条の二繰下・一部改正)

(県の責務)

第四条 県は、経済社会の発展に即応して、消費者施策を策定するとともに、これを実施するものとする。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たつては、消費者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平一八条例一六・旧第三条繰下・一部改正)

(市町村との連携等)

第五条 県は、市町村と連携を図り、消費者施策を実施するものとする。

2 県は、市町村が消費者施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(平一八条例一六・全改)

(事業者の責務)

第六条 事業者は、第二条に規定する消費者の権利の確立、その自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、流通の円滑化及び価格の安定に努めるとともに、次に掲げる責務を有する。

第1号-->

一 消費者の安全の確保並びに規格、表示等及び取引行為の適正化その他必要な措置を講じ、消費者との取引における公正を確保すること。

二 消費者に対して必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮すること。四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 県が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品等について、環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に關し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(平一八条例一六・追加)

(事業者団体の責務)

第七条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理体制の整備、事業者自らがその事業活動に關し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動を行うよう努めるものとする。

(平一八条例一六・追加)

(消費者の役割)

第八条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するとともに、自主的かつ合理的に行動することによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(平四条例六・一部改正、平一八条例一六・旧第六条繰下・一部改正)

(消費者団体の役割)

第九条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るために健全かつ自主的な活動を行うように努めるものとする。

(平一八条例一六・追加)

第二章 安全の確保

(平一八条例一六・改称)

(安全の確保)

第十条 事業者は、消費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがある商品等を供給してはならない。

(平一八条例一六・旧第七条繰下・一部改正)

(安全の確保に関する調査等)

第十一条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の消費生活における安全を害する疑いがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等の安全性について、資料の提出若しくは説明を求め、又は その職員をして、当該事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、 帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができ る。

3 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

4 知事は、第二項の調査を実施し、なお商品等が消費者の消費生活における安全を害する疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等が安全であることの 裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

5 知事は、事業者が前項の資料の提出を行わない場合でその理由がないと認めたとき、又は同項の資料の提出によつては商品等が安全であることを十分に確認することができないと認めたときは、当該事業者に対し、再度前項の資料の提出を求めるものとする。

(平一八条例一六・旧第八条繰下・一部改正)

(危害防止勧告)

第十二条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、当該安全を確保するため、当該

事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、速やかに、その旨について消費者への周知を図るものとする。

2 前項の場合において、知事は必要があると認めるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第一項の規定による勧告をした場合において、当該事業者に対し、当該勧告に基づいてとつた措置及びその結果について報告を求めることができる。

(平四条例六・一部改正、平一八条例一六・旧第九条繰下・一部改正)

(緊急安全確保措置)

第十三条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の生命又は身体について、重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがあると認める場合で、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該商品等の名称、当該商品等を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他の必要な情報を消費者に提供することができる。

(平一八条例一六・追加)

(試験、検査等の機能の整備等)

第十四条 知事は、消費者の消費生活における安全を確保するため、商品等の試験、検査等を行う機能を整備するとともに、必要に応じて、その実施した試験、検査等の結果を消費者に提供するものとする。

(平一八条例一六・追加)

(自動販売機等の管理)

第十五条 事業者は、商品等を自動販売機その他これに類似する機械(以下「自動販売機等」という。)により供給するときは、消費者の見やすい箇所に管理責任者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡に必要な事項を表示するとともに、自動販売機等の設置の安全に努めなければならない。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売機等の管理について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(平一八条例一六・追加)

第三章 規格、表示等の適正化

(平一八条例一六・章名追加)

(規格、表示等の適正化)

第十六条 事業者は、消費生活の安定及び向上を図るため、その供給する商品等について、次に掲げる事項を推進するように努めなければならない。

- 一 品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格を定めること。
- 二 消費者が選択又は使用若しくは利用を誤ることがないよう品質、機能、量目、製造年月日、消費期限その他の期限、原産地(外国産の商品にあつては、原産国)、事業者の氏名又は名称及び住所等を適正に表示するとともに、虚偽の又は誇大な表示を行わないようにすること。
- 三 消費者の選択を容易にするよう販売価格又は利用料金及び単位当たりの価格又は料金を当該商品又は店内の見やすい場所に表示すること。
- 四 虚偽の、誇大な、その他消費者に選択を誤らせる広告又は宣伝をしないこと。
- 五 消費者が不利益を被ることがないよう適正な計量をすること。

六 消費者が誤認し、又はその負担が著しく増大することのないよう過大な又は過剰な包装を行わないようにすること。

七 消費者への供給後における修理、交換その他の方法によるアフターサービスの向上を図ること。

(平一八条例一六・旧第十条繰下・一部改正)

(自主基準の設定)

第十七条 事業者は、規格、表示等の適正化に関し、必要な基準(以下「自主基準」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 事業者は、自主基準を定めたときは、速やかに、当該自主基準を知事に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

3 知事は、事業者に対し、自主基準の設定及び変更並びに遵守について、必要な指導又は助言を行うことができる。

(平一八条例一六・旧第十一条繰下・一部改正)

(県の基準の設定)

第十八条 知事は、規格、表示等の適正化に関し特に必要があると認めるときは、商品等について、事業者が遵守すべき規格、表示等に関する基準(以下「県の基準」という。)を定めることができる。

2 知事は、県の基準を定めようとするときは、あらかじめ福岡県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(平一八条例一六・旧第十二条繰下・一部改正)

(県の基準の遵守義務)

第十九条 事業者は、県の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

2 知事は、事業者が県の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

(平一八条例一六・旧第十三条繰下)

第四章 不当な取引行為の禁止

(平一八条例一六・章名追加)

(不当な取引行為の禁止)

第二十条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行つてはならない。

一 消費者に対し、商品等の売買又は提供に係る契約(以下「商品売買契約等」という。)の締結について勧誘しようとして、消費者に迷惑を及ぼし、又は消費者を欺いて消費者に接触する行為

二 消費者に対し、商品等に関する重要な情報を提供せず、誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、商品売買契約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等を締結させる行為

三 消費者を威迫し、若しくは困惑させ、又は消費者の知識、能力若しくは経験の不足に乗じて、商品売買契約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等を締結させる行為四取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当に不利益となる内容の商品売買契約等を締結させる行為

五 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等の不当な手段を用いて、商品売買契約等(当該契約の成立、存続又は内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為

六 商品売買契約等に基づく債務の履行を不当に拒否し、又は正当な理由なく遅延させる行為

七 消費者との商品売買契約等に関し、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しを不当に妨げ、又は契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しによつて生ずる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為

八 商品売買契約等に伴う立替払、資金の貸付、債務の保証その他の消費者への信用の供与又は保証の受託を業として行う者が、信用の供与の契約又は保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)に関し、当該商品売買契約等に係る事業者の不当な取引行為を知つていた、若しくは知り得べきであつたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは締結させる行為又は法令の規定若しくは与信契約等に基づく消費者の権利の行使を妨げるおそれがある行為

2 知事は、前項の規定による規則を制定し、又は改正しようとするときは、あらかじめ福岡県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

(平一八条例一六・追加)

(不当な取引行為に関する調査及び勧告)

第二十一条 知事は、事業者が不当な取引行為を行つてゐる疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による調査に必要な限度において、当該事業者に対し、その取引の仕組み、実態等についての資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が不当な取引行為を行つてゐると認めるときは、当該事業者に対し、その取引に関して改善するよう勧告することができる。

4 前項の場合において、知事は必要があると認めたときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴くものとする。

(平四条例六・一部改正、平一八条例一六・旧第十四条繰下・一部改正)

(不当な取引行為に関する情報提供)

第二十二条 知事は、不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、速やかに当該不当な取引行為の方法及び内容その他の必要な情報を消費者に提供するものとする。

2 知事は、次に掲げる場合にあつては、速やかに前項に規定する情報のほか、事業者の氏名又は名称その他の当該事業者を特定する情報を消費者に提供することができる。

一 不当な取引行為に関する苦情の申出が相当多数あり、かつ、当該不当な取引行為について消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

二 前号に掲げる場合のほか、不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合

3 知事は、前項の規定による情報の提供をしようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供に係る者の意見を聴かなければならない。

(平四条例六・全改、平一八条例一六・旧第十五条繰下・一部改正)

第五章 生活関連商品等に関する施策

(平一八条例一六・旧第三章繰下・改称)

(情報の収集及び提供)

第二十三条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い商品及び役務(以下「生活関連商品等」という。)の需給及び価格の動向について、情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供するよう努めるものとする。

2 事業者は、前項の規定による情報の収集に協力しなければならない。

(平一八条例一六・旧第十八条繰下・一部改正)

(供給等の要請)

第二十四条 知事は、生活関連商品等の流通の円滑化及び価格の安定を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連商品等の供給その他の必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

(平一八条例一六・旧第十九条繰下・一部改正)

(指定生活関連商品等の指定)

第二十五条 知事は、生活関連商品等の需給又は価格の動向が消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連商品等を特別の調査をする生活関連商品等として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第一項の規定により生活関連商品等を指定したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。これを解除したときも、同様とする。

(平一八条例一六・旧第二十条繰下・一部改正)

(特別調査)

第二十六条 知事は、前条第一項の規定により指定した生活関連商品等(以下「指定生活関連商品等」という。)の需給及び価格の動向について、必要な調査を行うものとする。

(平一八条例一六・旧第二十一条繰下・一部改正)

(売渡し勧告)

第二十七条 知事は、指定生活関連商品等の販売を行う者(以下「関係事業者」という。)が、買占め又は売惜しみにより、当該指定生活関連商品等を多量に保有していると認めるときは、当該関係事業者に対し、当該指定生活関連商品等の売渡しを勧告することができる。

(平一八条例一六・旧第二十二条繰下・一部改正)

(価格の引下げ勧告)

第二十八条 知事は、関係事業者が指定生活関連商品等を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、当該関係事業者に対し、その価格の引下げを勧告することができる。

(平一八条例一六・旧第二十三条繰下・一部改正)

(立入調査等)

第二十九条 知事は、前二条の規定の施行に必要な限度において、当該関係事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員をして、当該関係事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、指定生活関連商品等に関し、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(平一八条例一六・旧第二十四条繰下・一部改正)

(物価監視員)

第三十条 第二十三条、第二十六条及び前条の規定による情報の収集、特別調査及び立入調査等を行わせるための職員として、物価監視員を置く。

2 物価監視員は、前条の規定による立入調査等をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

(平一八条例一六・旧第二十五条繰下・一部改正)

第六章 消費者の啓発活動及び教育等

(平四条例六・追加、平一八条例一六・旧第三章の二繰下・改称)

(消費者の啓発活動及び教育の促進)

第三十一条 知事は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるよう消費者の自立を支援するため、商品等に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育の充実に努めるものとする。

(平四条例六・追加、平一八条例一六・旧第二十五条の二繰下・一部改正)

(消費者団体の活動の促進)

第三十二条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう助言、指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平一八条例一六・追加)

(消費者への情報提供)

第三十三条 知事は、この条例の他の規定に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

(平一八条例一六・追加)

第七章 消費者の申出

(平一八条例一六・追加)

(消費者の申出)

第三十四条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく措置がとられていないことにより、第二条第一項各号に掲げる消

費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認める場合で、県民の消費生活に重大な影響を与えるものと認めるときは、この条例の規定に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

3 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、第一項の規定による申出の内容並びに処理の経過及び結果を県民に提供するものとする。

(平一八条例一六・追加)

第八章 消費者苦情の処理及び訴訟援助

(平一八条例一六・旧第四章繰下)

(消費者苦情の処理)

第三十五条 知事は、消費者から事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた旨(以下「消費者苦情」という。)の申出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情を解決するための助言、あつせんその他の措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定による調査に当たつて必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、第一項の規定による助言、あつせんその他の措置を講じた場合において、消費者苦情の解決が著しく困難であると認めるとき、又は県民の消費生活に著しい影響を与えると認めるときは、福岡県消費生活審議会の調停に付することができる。

(平四条例六・一部改正、平一八条例一六・旧第二十七条繰下・一部改正)

(消費者訴訟の援助)

第三十六条 知事は、消費者と事業者の間で訴訟(訴訟に準ずるもので知事が別に定めるもの及び民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停を含む。)が行われる場合において、当該訴訟が次の各号のいずれにも該当する消費者苦情に係るものであるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付け、その他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- 一 前条第三項の調停に付されたもの
- 二 同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがあるもの
- 三 一件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの

(平四条例六・一部改正、平一八条例一六・旧第二十九条繰下・一部改正)

(貸付金の返還等)

第三十七条 消費者訴訟に要する資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

(平一八条例一六・旧第三十条繰下)

第九章 福岡県消費生活審議会

(平一八条例一六・旧第五章繰下)

(福岡県消費生活審議会)

第三十八条 県に福岡県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属する事項について調査審議し、及び調停を行うほか、知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を 審議する。

3 審議会は、委員二十人以内で組織し、委員は、学識経験のある者、消費者を代表する者、事業者を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

4 審議会は、第二項の調停のため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平四条例六・一部改正、平一八条例一六・旧第三十一条繰下・一部改正)

第十章 公表

(平一八条例一六・旧第六章繰下)

(公表)

第三十九条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者の氏名又は名称及び住所、事由、経過その他必要な事項の概要を公表することができる。

- 一 第十一条第五項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。
- 二 第十二条第一項、第十五条第二項、第十九条第二項、第二十一条第三項、第二十七条又は第二十八条の規定による勧告に従わなかつたとき。
- 三 第二十一条第二項、第三十五条第二項又は前条第四項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。
- 四 第二十九条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条による調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に弁明の機会を与えなければならない。

(平四条例六・一部改正、平一八条例一六・旧第三十二条繰下・一部改正)

第十一章 雜則

(平一八条例一六・旧第七章繰下)

(国等への要請)

第四十条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国又は関係地方公共団体に対し、適切な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(平一八条例一六・旧第三十三条繰下)

(委任)

第四十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一八条例一六・旧第三十四条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

(福岡県消費生活安定緊急対策に関する条例の廃止)

2 福岡県消費生活安定緊急対策に関する条例(昭和四十九年福岡県条例第二十一号)は、廃止する。

附 則(平成四年条例第六号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成四年規則第七〇号で平成四年九月一日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の規定により知事が福岡県消費者苦情処理委員会の調停に付した行為は、改正後の福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の規定により福岡県消費生活審議会に付した行為とみなす。

附 則(平成一八年条例第一六号)

この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第三十一条第三項の改正規定中「三十五人」を「二十人」に改める部分は、平成十九年九月十六日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

福岡市消費生活条例

自治体

福岡県 福岡市

見出し

第3類：行政一般

第6章の6：消費生活

例規番号

平成16年12月20日 条例第56号

制定日

平成16年12月20日

統一条例コード

401307-59140569

分類

条例

例規集更新日

令和2年8月31日

収集日

令和3年7月20日

○福岡市消費生活条例

平成16年12月20日

条例第56号

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 消費者との共働(第8条—第13条)

第3章 消費生活の基盤整備等

第1節 消費生活の基盤整備(第14条—第23条)

第2節 物価の安定(第24条・第25条)

第3節 立入調査及び公表(第26条・第27条)

第4章 消費者被害の救済(第28条—第30条)

第4章の2 消費生活センターの組織及び運営等(第30条の2—第30条の8)

第5章 福岡市消費生活審議会(第31条—第37条)

第6章 雜則(第38条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費生活における消費者の権利の確立に関し、基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、消費者の自立の支援、消費生活の基盤整備、消費者被害の救済その他市が実施する施策について必要な事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民の安全で安心できる消費生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 消費者 事業者が供給する商品又はサービスを使用し、又は利用して生活する者をいう。

(2) 事業者 消費生活の用に供する商品若しくはサービスの供給に関して商業、工業、サービス業その他の事業を行う者又は営業所、代理店等以外の場所において消費者から商品を購入する事業を行う者をいう。

(3) 商品 消費者が消費生活を営む上で使用する物をいう。

(4) サービス 消費者が消費生活を営む上で使用し、又は利用するもののうち、商品以外のものをいう。

(平成25条例66・一部改正)

(基本理念)

第3条 第1条の目的達成のための諸活動は、市、消費者及び事業者が、相互に連携しつつ、それぞれの責務と役割を果たすことにより、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本として行うものとする。

(1) 消費生活における基本的な需要が満たされ、健全な生活環境が確保される権利

(2) 商品又はサービスによって、生命、身体及び財産を侵されない権利

(3) 自立した消費生活を営む上で必要な知識について学習し、及び教育を受ける権利

(4) 消費生活を営む上で必要な情報を適切かつ速やかに提供される権利

(5) 消費生活において、適正な表示をもとに、商品又はサービスについての適切な判断及び自由な選択を行う権利

(6) 消費生活において、公正な方法及び条件により取引を行う権利

(7) 消費生活において、不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済される権利

(8) 消費生活に関する施策について意見を表明し、参加する権利

(市の責務)

第4条 市は、市民が安全で安心できる消費生活を営むことができるよう、経済社会の変化に対応した総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、消費生活に関する施策を実施するに当たり、必要があるときは、国又は他の地方公共団体に対して、協力を求め、又は必要な措置をとるよう求めるものとする。

3 市は、国又は他の地方公共団体が実施する消費生活に関する施策について協力を求められたときは、これに応じるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、消費者の権利を尊重し、安全な商品及びサービスを適正に供給し、及び適正な取引を行うとともに、市が実施する消費生活に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、消費者との取引に際して、消費者の年齢、知識、経験、判断能力及び財産の状況等に配慮しなければならない。

3 事業者は、その事業活動に関し、法令を遵守するとともに、自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

4 事業者は、その事業活動において取得した消費者の個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

(平成25条例66・一部改正)

(消費者の役割)

第6条 消費者は、自立した主体として、自ら進んで消費生活に関して、必要な情報を収集し、知識を深め、主体的かつ合理的に判断し、選択し、及び行動するよう努めなければならない。

2 消費者団体は、消費者の安全で安心できる消費生活の実現を図るため、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費生活に関する健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(環境への配慮)

第7条 市、消費者及び事業者は、良好な環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、消費生活が環境に配慮して営まれるよう、それが積極的な役割を果たすものとする。

2 市は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費者及び事業者が環境への負荷の低減を図ることができるよう努めなければならない。

3 消費者は、商品の選択、使用若しくは廃棄又はサービスの選択若しくは利用に際して、環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

4 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減及び環境に配慮した消費者の自主的行動への協力に努めなければならない。

第2章 消費者との共働

(学習条件の整備及び消費者教育の推進等)

第8条 市は、消費者の消費生活に関する自発的な学習を支援するために必要な条件の整備に努めなければならない。

2 市は、消費者が主体的かつ合理的な消費生活を営むために必要な教育の推進及び知識の普及に努めなければならない。

(情報の提供)

第9条 市は、消費者が経済社会の状況の変化に対応した消費生活を営むために必要な情報を収集し、分析するとともに、これを消費者に適切かつ速やかに提供するよう努めなければならない。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第10条 市は、市民の安全で安心できる消費生活の実現を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講じるものとする。

(消費者の意見の反映)

第11条 市長は、市民が安全で安心できる消費生活を営むことができるようするため、広く消費者の意見、要望等を把握し、市の消費生活に関する施策に反映させるよう努めなければならない。

(消費者と事業者との交流の機会の確保)

第12条 市長は、消費者の意見が事業者の事業活動に反映されるよう、消費者と事業者との対話その他の交流の機会の確保に努めなければならない。

(市長への申出)

第13条 市民は、この条例に違反する事業者の事業活動が行われているとき、又は次章第1節及び第2節に規定する措置が講じられていないことにより消費生活上の支障が発生し、若しくは拡大するおそれがあるときは、市長に対して、その旨を申し出て、必要な措置を講じることを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該申出に相当の理由があると認めるときは、この条例に基づく措置その他の必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出があったときは、処理の経過及び結果を当該申出を行った者に通知するものとする。ただし、当該申出に係る事案が当該申出を行った者を当事者とする福岡市消費生活審議会の調停に付されたときその他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 消費生活の基盤整備等

第1節 消費生活の基盤整備

(危険な商品又はサービスの供給の禁止等)

第14条 事業者は、消費者の生命若しくは身体に危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあり、又はその財産に損害を与えるおそれがある商品又はサービスを消費者に供給してはならない。

2 事業者は、商品又はサービスが消費者の生命若しくは身体に危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあり、又はその財産に損害を与えるおそれがあることが明らかになったときは、直ちに、当該事実の発表、当該商品又はサービスの供給の中止、当該商品の回収その他の危害又は損害の発生又は拡大を防止するために必要な措置をとらなければならない。

(危害等に関する調査、勧告等)

第15条 市長は、商品又はサービスが消費者の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又はその財産に損害を与える疑いがあると認めるときは、当該商品又はサービスについて、必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査のみによっては同項の疑いを解消することが困難であると認めるときは、当該商品又はサービスを供給する事業者に対して、資料の提出その他の方法により、当該商品又はサービスが当該危害又は損害を生じさせるものでないことを立証するよう求めることができる。

3 市長は、第1項の調査及び前項に規定する立証のための行為によっても、なお、当該商品又はサービスが消費者の生命若しくは身体に危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあり、又はその財産に損害を与えるおそれがあると認定した場合において、当該商品又はサービスを供給する事業者が前条第2項に規定する措置をとらないときは、当該事業者に対して、同項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。

4 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ福岡市消費生活審議会に諮るものとする。

5 市長は、第3項の規定による勧告をしようとするときは、当該事業者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明で通知することができないときは、この限りでない。

6 市長は、第3項の規定による勧告をしたときは、その旨及び次の各号に掲げる事項のうち必要な事項を公表するものとする。この場合において、第3号及び第4号に掲げる事項を公表しようとするときは、あらかじめ福岡市消費生活審議会の意見を聽かなければならない。

- (1) 商品又はサービスの名称
- (2) 危害又は損害の内容
- (3) 事業者の氏名又は名称
- (4) 事業者の住所又は事務所の所在地
- (5) その他当該危害又は損害に関する事項

7 市長は、消費者の生命、身体又は財産の安全を確保するために必要があると認めるときは、第1項の調査又は第2項に規定する立証のための行為において得られた情報を消費者に提供するものとする。

(危険な商品又はサービスについての緊急の公表)

第16条 市長は、商品又はサービスが消費者の生命若しくは身体に重大な危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあり、又は財産に重大な損害を与えるお

それがある場合において、当該危害又は損害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、直ちに、前条第6項各号に掲げる事項のうち必要な事項を公表するものとする。

(適正な表示の確保)

第17条 事業者は、商品又はサービスの性質に応じ、次に掲げる事項を適正に表示するよう努めなければならない。

- (1) 商品又はサービスについて、品質その他の内容
 - (2) 商品又はサービスを供給する事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
 - (3) 商品又はサービスについて、販売又は提供の価格及び質量、長さ、面積、容積、時間、回数等の単位当たりの価格
 - (4) 商品又はサービスについて、消費者に供給した後の保証の期間及び内容
 - (5) 自動販売機その他これに類する機械により供給する商品又はサービスについて、その内容及び取引条件並びに当該事業者との連絡に関し必要な事項
 - (6) 再使用(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第5項に規定する再使用をいう。以下同じ。)又は再生利用(同条第6項に規定する再生利用をいう。以下同じ。)が可能な商品について、再使用又は再生利用をするために消費者が行うべき処理の方法
 - (7) 廃棄に際して特別な注意を必要とする商品について、その廃棄の方法
 - (8) 使用又は利用の方法によっては消費者の生命、身体又は財産に危害又は損害が発生することが予測される商品又はサービスについて、当該危害又は損害の具体的な内容及びその発生を回避するための使用又は利用の方法
- 2 市長は、消費者が商品を購入し、使用し、若しくは廃棄し、又はサービスを購入し、若しくは利用するに当たり、適切な選択及び判断を行うために必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、商品又はサービスごとに、表示すべき事項及びその方法について事業者が守るべき基準(以下「表示基準」という。)を定めることができる。
- 3 市長は、表示基準を定めようとするときは、あらかじめ福岡市消費生活審議会に諮るものとする。表示基準を変更し、又は廃止しようとするとともに、また同様とする。
- 4 市長は、表示基準を定めるときは、これを告示するものとする。表示基準を変更し、又は廃止しようとともに、また同様とする。
- 5 市長は、事業者が表示基準に違反していると認めるときは、当該事業者に対して、表示基準を遵守するよう指導し、又は勧告することができる。

(適正な包装等の確保)

第18条 事業者は、商品について、必要以上に包装を行い、又は必要以上の容器を用いて、商品の内容を誇張し、又は廃棄物の量を増大させることのないよう努めなければならない。

- 2 事業者は、商品の包装又は容器の選択に当たっては、資源の節約に資するものとなるよう努めるとともに、包装又は容器が不要となったときは、適正に再使用され、若しくは再生利用され、又は廃棄されるよう配慮しなければならない。

3 事業者は、消費者に危害が及ぶことがないようにするために、包装又は容器の安全性を確保しなければならない。

4 市長は、商品の内容を誇張し、若しくは廃棄物の量を増大させることを防止し、又は包装若しくは容器の安全性を確保するために必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、包装又は容器に関し事業者が守るべき基準(以下「包装等基準」という。)を定めることができる。

5 前条第**3**項から第**5**項までの規定は、包装等基準について準用する。

(広告の適正化)

第19条 事業者は、商品又はサービスの広告について、虚偽又は誇大な表現その他消費者が選択を誤るおそれのある表現をしてはならない。

(計量の適正化)

第20条 事業者は、商品又はサービスの取引に当たっては、消費者が不利益を被ることがないよう、適正な計量に努めなければならない。

(平成25条例**66**・一部改正)

(不当な取引行為の禁止)

第21条 事業者が消費者との間で行う取引に関する行為のうち、次の各号のいずれかに該当する行為であって市長が指定するものは、不当な取引行為とする。

(1) 消費者に対して、商品若しくはサービスの取引に係る契約に関する重要な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における変動が不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(2) 消費者を威迫し、困惑させる行為をする等の消費者の十分な意思形成を妨げる手段を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(3) 消費者からの要請がないにもかかわらず、営業所、代理店等以外の場所において、消費者から商品を購入する契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認すること。

(4) 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

(5) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる行為をする等の不当な手段を用いて、当該消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は債務を履行させること。

(6) 契約若しくは法律の規定に基づく債務について、正当な理由なく完全な履行をせず、消費者の正当な根拠に基づく債務の履行の請求に対し、適切な対応をすることなく履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること。

(7) 契約の内容を正当な理由なく一方的に変更すること。

(8) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張(以下これらを「申込みの撤回等」という。)に際し、当該申込みの撤回等を妨げて、又は申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、契約が成立した状態若しくはその効力が継続している状態であることを前提とした行

為を行い、若しくは当該申込みの撤回等によって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させること。

(9) 消費者が他の事業者から商品又はサービスを購入することを条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下これらを「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は不当な手段で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは履行させること。

2 前項の規定による指定は、告示により行う。当該指定を変更するときも、また同様とする。

3 事業者は、消費者と取引を行うに当たり、第1項に規定する不当な取引行為(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

(平成25条例66・一部改正)

(不当な取引行為に関する調査、勧告等)

第22条 市長は、事業者が行う行為が不当な取引行為に該当する疑いがあると認めるときは、当該行為について、必要な調査を行うものとする。

2 市長は、事業者が不当な取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対して、当該行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

3 第15条第5項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

4 市長は、第2項の規定による勧告をしたときは、その旨及び次の各号に掲げる事項のうち必要な事項を公表するものとする。この場合において、第3号及び第4号に掲げる事項を公表しようとするときは、あらかじめ福岡市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 不当な取引行為の内容

(2) 被害の内容

(3) 事業者の氏名又は名称

(4) 事業者の住所又は事務所の所在地

(5) その他不当な取引行為に関する事項

5 市長は、第1項の調査の結果、当該行為による被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該行為に関する情報を消費者に提供するものとする。

(不当な取引行為についての緊急の公表)

第23条 市長は、事業者の不当な取引行為により多数の消費者に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該被害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、前条第4項各号に掲げる事項のうち必要な事項を公表することができる。

第2節 物価の安定

(生活関連商品等の円滑な流通を不当に妨げる行為等の禁止)

第24条 事業者は、市民の日常生活と関連性の高い商品若しくはその原材料又はサービスその他のもの(以下これらを「生活関連商品等」という。)の円滑な流通を不当に妨

げ、又は著しく不適正な価格で当該生活関連商品等を供給する行為を行ってはならない。

(生活関連商品等に関する調査、勧告等)

第25条 市長は、生活関連商品等のうち必要と認めるものについて、価格の動向、需給及び流通の状況その他必要な事項の調査を行うものとする。

2 市長は、生活関連商品等が不足し、又は不足するおそれがある場合、その価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合その他消費者に著しく不利益となるおそれがある場合において、特別な調査を行う必要があると認めるときは、当該生活関連商品等を特定商品等として指定するものとする。

3 市長は、前項の規定により特定商品等を指定したときは、その不足又は価格の上昇の状況又は要因その他必要な事項について、調査を行うものとする。

4 市長は、生活関連商品等の円滑な供給を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対して、当該生活関連商品等の必要な供給量の確保その他必要な措置をとるよう要請することができる。

5 市長は、第1項又は第3項の調査の結果、生活関連商品等を供給する事業者が前条に規定する行為を行っていると認定したときは、当該事業者に対して、当該行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

6 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ福岡市消費生活審議会に諮るものとする。

7 第15条第5項の規定は、第5項の規定による勧告について準用する。

8 市長は、生活関連商品等の円滑な供給若しくは価格の安定又は消費者の商品若しくはサービスの適切な選択を確保するために必要があると認めるときは、第1項又は第3項の調査により得られた情報を消費者に提供するものとする。

第3節 立入調査及び公表

(立入調査等)

第26条 市長は、第15条、第17条、第18条、第22条及び前条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対して、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者の事務所その他事業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 市長は、前項の規定による調査を行うため、必要最小限度の数量の商品又は事業者がサービスを提供するために使用する物(以下「商品等」という。)の提出を求めることができる。

3 第1項の規定により立入調査を行う職員は、当該立入調査に従事する職員であることを証する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により事業者から商品等の提出を受けたときは、当該事業者に対して、正当な補償を行うものとする。

(公表)

第27条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。ただし、当該事業者に正当な理由がある場合は、この限りでない。

(1) 第15条第2項に規定する立証のための行為をせず、又は虚偽の資料若しくは方法によりこれをしたとき。

(2) 第15条第3項、第17条第5項(第18条第5項において準用する場合を含む。)、第22条第2項又は第25条第5項の規定による勧告に従わないとき。

(3) 前条第1項に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4) 前条第2項に規定する商品等の提出を拒んだとき。

2 市長は、前項本文の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ福岡市消費生活審議会に諮るものとする。

3 市長は、第1項本文の規定による公表をしようとする場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明で通知することができないときは、この限りでない。

第4章 消費者被害の救済

(事業者の苦情処理体制の整備等)

第28条 事業者は、消費者との間の取引に関する苦情について必要な処理体制の整備に努めるとともに、当該苦情があったときは、適切かつ速やかに処理しなければならない。

(苦情の処理)

第29条 市長は、消費者から事業者との間の取引に関する苦情の申出があったときは、当該苦情が専門的知見に基づいて適切かつ速やかに解決されるよう、必要な助言、あっせんその他の措置を講じるものとする。

2 市長は、前項に規定する措置を講じるために必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者その他の関係人に対して、説明、報告又は資料の提出を求めることがある。

3 市長は、第1項に規定する措置を講じたにもかかわらず解決することが困難な紛争を福岡市消費生活審議会のあっせん又は調停に付することができる。

4 事業者は、第1項のあっせんその他の措置及び前項のあっせん又は調停が行われるときは、これに誠実に協力しなければならない。

5 市長は、事業者が正当な理由なく第3項のあっせん又は調停の呼出しに応じないときは、当該事業者の氏名又は名称、苦情の内容その他の必要な事項を公表することができる。

(訴訟の援助)

第30条 市長は、事業者の事業活動により被害を受けた消費者(以下「被害者」という。)が事業者に対し訴訟を提起する場合又は事業者から訴訟を提起された場合において、次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、被害者の申出により、当該被害者に対し、当該訴訟に係る経費(以下「訴訟資金」という。)の貸付けその他訴訟に必要な援助を行うことができる。

- (1) 同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがあること。
 - (2) 当該訴訟資金の額が損害の額を超える、又は超えるおそれがある等当該被害者が援助を受けなければ当該訴訟を提起し、維持し、又は応訴することが困難であること。
 - (3) 当該被害に係る紛争が福岡市消費生活審議会のあっせん又は調停に付されていること。
- 2 訴訟資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、速やかにその全額を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、貸付金の全部又は一部の返還を免除し、又は猶予することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、訴訟資金の貸付けその他訴訟の援助に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章の2 消費生活センターの組織及び運営等

(平成28条例10・追加)

(この章の趣旨)

第30条の2 消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づき設置する消費生活センター(以下「センター」という。)の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項については、この章に定めるところによる。

(平成28条例10・追加)

(センターの名称及び住所等)

第30条の3 市長は、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、また同様とする。

(1) センターの名称及び住所

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を行う日及び時間

(平成28条例10・追加)

(所長及び職員)

第30条の4 センターに、センターの事務を掌理する所長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置く。

(平成28条例10・追加)

(消費生活相談員)

第30条の5 センターにおいて、法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務に従事する消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされたものを含む。)とする。

(平成28条例10・追加)

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第30条の6 市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(平成28条例10・追加)

(職員等に対する研修)

第30条の7 市長は、所長及び職員並びに消費生活相談員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(平成28条例10・追加)

(情報の安全管理)

第30条の8 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(平成28条例10・追加)

第5章 福岡市消費生活審議会

(設置)

第31条 市長の附属機関として、福岡市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第32条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1)** 市長の諮問に応じ、消費生活に関する重要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2)** 第29条第3項の規定に基づく消費者被害の救済に関するあっせん及び調停を行うこと。
- (3)** 消費生活に関し重要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (4)** 前3号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

(組織及び委員)

第33条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1)** 学識経験のある者
- (2)** 消費者
- (3)** 事業者
- (4)** 行政の職にある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長)

第34条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第35条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第36条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第37条 部会には、消費生活における重要な事項を調査審議する上で専門的な見地から助言を行うために、必要に応じて、専門委員を置くことができる。

2 第33条第5項の規定は、専門委員について準用する。

第6章 雜則

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成**17年4月1日**から施行する。

附 則(平成25年12月26日条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月28日条例第10号)

この条例は、平成**28年4月1日**から施行する。

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

北九州市消費生活条例

自治体

福岡県 北九州市

見出し

第9類：経済

第1章：勧業その他

例規番号

平成16年9月29日 条例第42号

制定日

平成16年9月29日

統一条例コード

401005-89876533

分類

条例

例規集更新日

令和2年10月13日

収集日

令和3年7月18日

○北九州市消費生活条例

平成16年9月29日

条例第42号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 基本的施策(第6条—第17条)

第3章 消費者の被害の救済(第18条—第23条)

第4章 北九州市消費生活審議会(第24条)

第5章 雜則(第25条—第31条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の責務等を明らかにするとともに、消費者の被害の防止及び救済のための施策その他の施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項が満たされることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

(1) 消費者の安全が確保されること。

(2) 商品及び役務並びに訪問購入(物品の購入を業として営む者が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品の購入をいう。以下同じ。)に係る物品について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。

(3) 商品及び役務並びに訪問購入に係る物品の取引における公正が確保されること。

(4) 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること。

(5) 消費者の意見が消費者政策に反映されること。

(6) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関する事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会及び消費生活における国際化の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(平25条例32・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、市の区域の社会的、経済的状況に応じて、消費者政策を推進する責務を有する。

(事業者の責務等)

第4条 事業者は、第2条の基本理念に鑑み、その供給する商品及び役務並びに訪問購入に係る物品について、次に掲げる責務を有する。

(1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

(2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

(3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

(4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

(5) 市が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

3 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(平25条例32・一部改正)

第5条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

3 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(安全の確保)

第6条 市は、消費者の消費生活における安全を確保するため、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する調査及び情報の収集等必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、商品又は役務が消費者の安全を害するおそれがあると認めるときは、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、当該商品又は役務の安全性について、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、事業者が前項の規定による求めに応じないとき、又は同項の説明若しくは資料の提出を受けてもなお商品若しくは役務が消費者の安全を害すると認めるときは、前項に規定する事業者に対し、当該商品若しくは役務の安全性についての説明若しくは資料の提出又は当該商品の回収その他の被害の発生若しくは拡大を防止する措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

4 市長は、前項に規定する認定をしようとするときは、あらかじめ、第24条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(消費者契約の適正化等)

第7条 市は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、事業者が消費者との間で行う取引に関し次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。

(1) 消費者に対し、販売若しくは訪問購入の意図を隠し、商品若しくは役務若しくは訪問購入に係る物品の内容、取引条件、取引の仕組み等について、重要な情報を提供

せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、若しくは消費者を心理的に不安定な状態に陥れる等して、契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させる行為

(3) 取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

(4) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約(契約の成立又は内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為

(5) 契約若しくは法律の規定に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為

(6) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張に対して、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させる行為

(7) 商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品又は役務の購入を条件又は原因として、信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為

3 市長は、前項に規定する不当な取引行為を定めようとするときは、あらかじめ、第24条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定は、第2項に規定する不当な取引行為の変更又は廃止について準用する。

5 市長は、事業者の行為が第2項に規定する不当な取引行為に該当する疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為について、説明又は資料の提出を求めることができる。

6 市長は、事業者の行為が第2項に規定する不当な取引行為に該当すると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

(平25条例32・一部改正)

(広告その他の表示の適正化)

第8条 市は、消費者が商品の購入若しくは使用若しくは役務の利用又は訪問購入に係る物品の売却に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務並び

に訪問購入に係る物品について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、消費者が商品の購入若しくは使用若しくは役務の利用又は訪問購入に係る物品の売却に際しその選択等を誤ることがないようにするために必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、次に定める表示についての基準(以下「表示の基準」という。)を定めることができる。

(1) 商品若しくは役務又は訪問購入に係る物品について、品質その他の内容並びに当該商品若しくは役務を供給し、又は訪問購入に係る物品を購入する事業者の氏名又は名称及び住所の表示

(2) 商品若しくは役務又は訪問購入に係る物品の価格(単位当たりの価格を示すことができるときには、当該単位当たりの価格を含む。)の表示

(3) 自動販売機その他これに類する機械(以下この号において「自動販売機等」という。)により商品又は役務を供給するときの当該自動販売機等になされる事業者の連絡先その他の表示

(4) 商品又は役務の品質、性能等の保証の表示

3 市長は、表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、第**24**条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、表示の基準を定めたときは、これを告示するものとする。

5 前**2**項の規定は、表示の基準の変更又は廃止について準用する。

6 事業者は、第**4**項(前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により告示された表示の基準を遵守しなければならない。

7 市長は、事業者の行う表示が第**4**項の規定により告示された表示の基準に適合していない疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

8 市長は、事業者の行う表示が第**4**項の規定により告示された表示の基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対し、当該表示の基準を遵守するよう指導し、又は勧告することができる。

(平**25**条例**32**・一部改正)

(計量の適正化)

第9条 市は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益を受けることがないようするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(包装の適正化)

第10条 市は、商品について適正な包装(容器を用いる包装を含む。以下同じ。)の実施の確保を図るため、内容品の保護のために必要な包装の促進、過大又は過剰な包装の防止等必要な施策を講ずるものとする。

(消費生活に関する情報提供)

第11条 市は、消費者が社会的、経済的状況の変化に対応して自主的かつ合理的に行動することができるようするため、消費生活に関する情報を収集するとともに、消費者に必要な情報提供をする等必要な施策を講ずるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第12条 市は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第13条 市は、適正な消費者政策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、消費者の意見が事業者の事業活動に反映されるよう消費者と事業者との対話その他の交流の機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理及び紛争解決の促進)

第14条 市は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情又は紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん、人材の確保及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第15条 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活関連商品等の調査等)

第16条 市は、消費生活の安定を図り、又は消費者の商品若しくは役務の適切な選択に資するため、必要と認める生活関連商品等について、価格の動向、需給状況等の調査、関係団体との連絡調整等必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全への配慮)

第17条 市は、商品及び役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たって環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

第3章 消費者の被害の救済

(被害の救済のための助言等)

第18条 市長は、消費者から事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた旨の申出があったときは、当該被害の速やかな救済のために必要な助言、あっせんその他の措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは、当該被害に係る事業者その他の関係人に対し、説明又は資料の提出の要求その他必要な調査を行うことができる。

(審議会の調停)

第19条 市長は、前条第1項に規定する申出に係る紛争のうち、市民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるものについて、その公正かつ速やかな解決を図るため、第24条に規定する審議会の調停に付すことができる。

(訴訟費用の貸付け)

第20条 市長は、事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けたと認める消費者

(以下「被害者」という。)が、当該被害に係る事業者を相手に訴訟を提起する場合又は

当該事業者に訴訟を提起された場合で、次に掲げる要件を満たすときは、当該被害者に当該訴訟に係る費用(以下「訴訟費用」という。)の貸付けを行うことができる。

(1) 訴訟費用が被害額を超える、又は超えるおそれがある等被害者が訴訟費用の貸付けを受けなければ訴訟を提起し、又は応訴することが困難であると認められること。

(2) 同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがあると認められること。

(3) 当該被害に係る紛争が 第24条に規定する審議会の調停に付されていること。

(4) 当該被害者が、 第22条に規定する貸付けの申請の日において引き続き3月以上市内に住所を有すること。

(訴訟費用の貸付けの範囲及び額等)

第21条 訴訟費用の貸付けの対象の範囲は、当該訴訟に要する裁判費用、弁護士の報酬に係る費用その他規則で定める費用とする。

2 前条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の額及び返還期限その他返還に関し必要な事項は、規則で定める。

3 貸付金は、無利子とする。

(訴訟費用の貸付けの申請及び決定)

第22条 訴訟費用の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、審査の上、貸付けの可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、 第24条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(貸付金の返還等)

第23条 訴訟費用の貸付けを受けた者は、その返還期限までに貸付金の全額を返還しなければならない。ただし、規則で定める場合においては、市長は、直ちに貸付金の全額を返還させ、又は貸付金の返還を猶予し、若しくは貸付金を分割して返還させることができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、訴訟費用の貸付けを受けた者が訴訟の結果当該訴訟に関し支払いを受ける額が貸付金の額に満たないときその他やむを得ない理由により貸付金を返還することができないと認めるときは、貸付金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

第4章 北九州市消費生活審議会

第24条 市に、北九州市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、消費者政策の基本となる事項を調査審議すること。

(2) 消費者政策の基本となる事項に関し、市長に意見を述べること。

(3) この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

5 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適當と認める者のうちから市長が任命する。

6 委員の任期は、**2年**とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることがある。

8 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

9 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

10 第**19**条及び第**22**条第**3**項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理するため、審議会に消費者被害救済部会を置く。

11 前項の規定により消費者被害救済部会の所掌に属させられた事項については、消費者被害救済部会の議決をもって審議会の決定とする。

12 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第**5**章 雜則

(立入調査等)

第25**条** 市長は、第**6**条から第**8**条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業所その他事業に關係のある場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第**1**項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 市長は、第**6**条第**3**項に規定する認定を行うために必要最小限度の数量の商品若しくは事業者が役務を提供するために使用する物又は役務に関する資料(以下「商品等」という。)の提出を求めることができる。

5 市長は、前項の規定により事業者から商品等の提出を受けたときは、当該事業者に対し、正当な補償を行うものとする。

(公表)

第26**条** 市長は、事業者が第**6**条第**3**項、第**7**条第**6**項又は第**8**条第**8**項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第27**条** 市長は、前条第**1**項の規定による公表をしようとするときは、公表されるべき事業者に対し、あらかじめその理由を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明であるため通知することができないときは、この限りでない。

(市長への申出)

第28条 市民は、この条例の定めに違反する事業活動により、又はこの条例に定める措置がとられていないため、市民の消費生活に支障が発生し、又は拡大するおそれがあると認めるときは、市長に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとることを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による申出の内容が広く市民の消費生活に支障を与えるものであると認めるときは、適切な措置をとるものとする。

(関係行政機関との協力)

第29条 市は、消費者政策の実施に当たっては、必要に応じ、関係行政機関と相互に、情報の提供、調査の依頼その他の協力をを行うものとする。

(適用除外)

第30条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品及び同条第9項に規定する再生医療等製品については、第6条の規定は、適用しない。

2 次に掲げるものについては、第6条から第8条まで、第13条及び第18条から第23条までの規定は、適用しない。

(1) 医師、歯科医師その他これらに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為

(2) 商品及び役務の価格で、法令に基づいて規制されているもの

(平26条例48・一部改正)

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則(平成25年10月15日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市消費生活条例第7条第2項第1号に規定する不当な取引行為に該当すると認められる事業者の行為に係る同条例第7条第6項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた事業者の行為について適用し、同日前に行われた事業者の行為については、なお従前の例による。

付 則(平成26年10月7日条例第48号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

注意

本データは令和3年7月21日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例

自治体

佐賀県

見出し

第1編：総規

第4章：県民生活等

例規番号

平成17年3月24日 条例第30号

制定日

平成17年3月24日

統一条例コード

410004-27282161

分類

条例

例規集更新日

令和2年4月1日

収集日

令和3年7月21日

○佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例

平成17年3月24日

佐賀県条例第30号

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例をここに公布する。

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例

佐賀県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和57年佐賀県条例第7号)の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則(第1条—第10条)

- 第2章 安全の確保(第11条—第17条)**
- 第3章 表示、計量及び広告宣伝の適正化(第18条—第21条)**
- 第4章 不当な取引行為の禁止(第22条—第24条)**
- 第5章 事業者の自主基準及び県の基準の策定等(第25条—第27条)**
- 第6章 消費者教育の推進等(第28条—第30条)**
- 第7章 消費者苦情の処理(第31条—第37条)**
- 第8章 生活関連商品等の需給及び価格の安定化等(第38条—第40条)**
- 第9章 佐賀県消費生活審議会(第41条)**
- 第10章 調査、勧告、公表等(第42条—第45条)**
- 第11章 雜則(第46条・第47条)**

附則

安全で安心な消費生活を送ることは私たち県民が等しく願うものであり、かつ、消費者としての当然の権利である。

私たちの消費生活を取り巻く環境は、その変化の度合いをますます強めてきている。近年の社会経済の進展は、多様な商品やサービスを生み出し、消費者の選択の機会の拡大をもたらす一方で、商品やサービスの高度化及びその取引方法の複雑化をも生み出し、結果的に、従来から存在する消費者と事業者との間の情報力及び交渉力の格差をさらに増大させ、消費者が直面する諸問題を多様化、複雑化させている。

本来、消費者と事業者とは、対等の立場に立つべきものである。従って、これらの格差を是正し、消費者の利益を擁護し、及び増進するために、今、行政、消費者、消費者団体、事業者及び事業者団体が、自ら又は連携して、消費者の保護、自立及びその支援並びに事業活動の適正化に向けた取組をより一層推進することが強く求められている。

私たちは、このような認識に基づき、県民の消費者としての権利を守るために、実効性のある消費者被害の予防と救済を行うことが県の責務であること、また、県民が、各自の能力に応じて、自立した消費者として行動できるよう、その支援を行うことも県の責務であること、さらに、消費者もまた、各自の能力に応じ、その自立に向けて行動するよう努めることを認められることを確認するとともに、県、市町、消費者、消費者団体、事業者及び事業者団体の協力関係の下、消費者の権利の確立を目指し、県民の消費生活の一層の安定及び向上を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者としての権利が県民に明確に帰属するものであることを確認し、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県、市町、事業者及び事業者団体の果たすべき責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに、県が実施する消費生活に関する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(平17条例74・一部改正)

(基本理念)

第2条 前条の目的を達成するに当たっては、次に掲げる事項を基本としなければならない。

(1) 消費者と事業者との間には、情報の質及び量並びに交渉力等について、厳然たる格差が存在し、かつ、この格差が消費生活及び消費者取引の複雑化及び高度化に伴つてますます増大していることを踏まえるならば、消費者被害の予防、救済等の実効的な消費者保護を実施することは、県の重要な責務であること。

(2) 県民が消費生活において自主的かつ合理的に行動できるよう、その自立の支援を行うこともまた、県の重要な責務であること。

(3) 前号の支援は、年齢や障がいの有無等の個人の特性に配慮して行わなければならないこと。

(4) 県民は、自らの能力に応じて、消費生活に関して必要な知識の修得、情報の収集等の自主的かつ合理的な行動に努めなければならないこと。

(消費者の権利)

第3条 県民は、安全で安心な消費生活を送ることができるよう、次に掲げる消費者の権利を保障されなければならない。

(1) 事業者から提供される商品又はサービス(以下「商品等」という。)によって、生命、健康及び財産を侵されない権利

(2) 商品等を適切に選択し、これを適正に使用又は利用できるよう、適正な表示、計量及び広告宣伝を求める権利

(3) 消費生活において必要な情報を適切かつ速やかに、平易な形で提供される権利

(4) 商品等についての不当な勧誘、不当な取引条件の強制その他の不当な取引行為を強要されない権利

(5) 消費生活において事業者から被った不当な被害から、適切かつ迅速に救済される権利

(6) 消費生活において、必要な知識及び判断力を修得し、自主的かつ合理的に行動するため、消費者教育を受ける権利

(7) 障がい等の有無にかかわらず、安全で安定した消費生活を営むことができるよう、消費者契約に関し、必要な福祉的支援を受ける権利

(8) 消費者団体を組織し、団体を通じて行動する権利

(9) 消費者としての意見が、県及び市町が実施する消費生活に関する施策に適切に反映される権利

2 前項に規定する消費者の権利を実現するために必要な措置については、この条例等において具体的に定めるものとする。

(平17条例74・一部改正)

(県の責務)

第4条 県は、社会経済の変化に即応した消費生活に関する施策の策定及び実施を通じて、消費者の権利の確立に努め、もって県民の消費生活の安定及び向上を図らなければならない。

2 県は、県民の参画と協働の下に、消費生活に関する施策を策定するとともに、これを実施しなければならない。

3 県は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町と緊密に連携し、相互に協力するものとする。

4 県は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費者団体と緊密に連携し、相互に協力するものとする。

(平17条例74・一部改正)

(市町の責務)

第5条 市町は、その地域の社会的及び経済的状況に応じた消費生活に関する施策の策定及び実施を通じて、消費者の権利の確立に努め、もって住民の消費生活の安定及び向上を図るものとする。

2 市町は、住民の参画と協働の下に、消費生活に関する施策を策定するとともに、これを実施するものとする。

3 市町は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び県並びに市町と緊密な連携を行い、相互に協力するものとする。また、県による消費生活に関する施策の策定及び実施に関し、住民への情報提供、住民から寄せられる相談状況の報告等を通じて、協力するものとする。

(平17条例74・一部改正)

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、消費者の権利を尊重し、法令を遵守するとともに、県及び市町が実施する消費生活に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、自主的に、消費者の安全の確保、消費者に対する情報の提供、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮した取引等により、適正かつ公正な事業活動を推進しなければならない。

3 事業者は、消費者との間の取引に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備し、当該苦情を適切に処理するとともに、消費者の意見をその事業活動に反映するよう努めなければならない。

(平17条例74・一部改正)

(事業者団体の責務)

第7条 事業者団体は、その構成する事業者が消費者の権利を尊重し、法令を遵守した事業活動を行うよう促すとともに、県及び市町が実施する消費生活に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者団体は、その構成する事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するとともに、当該事業者に対し、当該苦情の解決のために必要な支援及び協力をしなければならない。

(平17条例74・一部改正)

(消費者の役割)

第8条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、自主的かつ合理的に行行動することにより消費者の権利の確立に努め、安全で安心な消費生活を営むことができる社会の実現に積極的な役割を果たすものとする。

2 消費者は、県及び市町が実施する消費生活に関する施策に対する意見の表明に努めるものとする。

(平17条例74・一部改正)

(消費者団体の役割)

第9条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動等消費者の権利の確立のための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

2 消費者団体は、県及び市町が実施する消費生活に関する施策に対する意見の表明に努めるものとする。

(平17条例74・一部改正)

(条例に基づく措置の申出)

第10条 県民は、この条例の規定に違反する事業者若しくは事業者団体の行為により、又はこの条例に定める措置が講じられないことにより、消費者の権利が侵され、又はそのおそれがあるときは、知事に対し、必要な措置を講ずるよう申し出ができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、前項の規定により措置を講じたときは、その処理の経過及び結果を当該申出を行った者に通知するものとする。

4 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を確保するために必要があると認めるときは、県民に対し、第1項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果について、情報提供を行うものとする。

第2章 安全の確保

(危害商品等の供給禁止)

第11条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等の製造、販売等(以下「供給」という。)を行ってはならない。

(規格の適正化)

第12条 事業者は、その供給する商品等について、消費者の生命、身体及び財産に対する危害が発生しないよう安全な規格を定めなければならない。

(警告表示の適正化)

第13条 事業者は、その供給する商品等の使用又は利用により、消費者の生命、身体又は財産に対する危害が発生するおそれがある場合には、当該危害の具体的な内容、当該危害を防止するための使用又は利用の方法等を適正に表示しなければならない。

(事業者の危害除去義務)

第14条 事業者は、その供給する商品等が第11条から前条までの規定に違反することが明らかになったときは、その旨を公表するとともに、当該商品等の供給の中止、回収等消費者の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(安全性の調査等)

第15条 知事は、事業者が供給する商品等が第11条から第13条までの規定に違反する疑いがあると認めるときは、当該商品等について、試験、検査等を含む安全性についての調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行う場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等の安全性について、資料の提出又は説明を求めることができる。この場合において、当該事業者が、正当な理由なく資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は正当な理由なく説明をせず、若しくは虚偽の説明をしたときは、当該商品等は第11条から第13条までの規定に違反する商品等であるものとみなす。

3 知事は、第1項の調査の結果、事業者が供給する商品等が第11条から第13条までの規定に違反すると認めるときは、その旨を、直ちに当該事業者に通知するものとする。

4 知事は、消費者の安全を確保するため必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに、第1項の調査の経過及び結果について情報提供を行うものとする。

(緊急危害防止措置)

第16条 知事は、前条第1項の調査の結果、事業者が供給する商品等が第11条から第13条までの規定に違反し、かつ、消費者の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼす急迫した危険がある場合において、当該危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に基づく措置が講じられる場合を除き、直ちに消費者に対し次に掲げる事項のうち必要な事項について情報提供を行わなければならない。

- (1) 商品等の名称
- (2) 事業者の氏名又は名称
- (3) 事業者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (4) 危害の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 知事は、前項の規定による措置を実施したときは、その旨を、直ちに当該事業者に通知するものとする。

(調査の委託)

第17条 知事は、第15条第1項の調査を行うに当たり、必要に応じ、外部機関に対し、当該調査の一部を委託することができる。

第3章 表示、計量及び広告宣伝の適正化

(表示の適正化)

第18条 事業者は、その供給する商品等について、消費者が選択又は使用若しくは利用を誤ることがないように、次に掲げる事項を、知事の指定するところにより適正に表示しなければならない。

- (1) 内容及び用途並びに品質
- (2) 事業者の氏名又は名称
- (3) 事業者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (4) 販売価格又は提供価格
- (5) 量目
- (6) 一定計量単位当たりの価格
- (7) 保証の期間及び保証内容

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ佐賀県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも 同様とする。

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、速やかに告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(計量の適正化)

第19条 事業者は、商品等の供給に際し、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。

(広告宣伝の適正化)

第20条 事業者は、その供給する商品等について、事実と相違し、又は誇大な表現を用いる等消費者を著しく誤認させるおそれのある広告宣伝をしてはならない。

(広告代理業及び広告媒体業を行う者の責務)

第21条 広告代理業又は広告媒体業を行う者は、明らかに事実と相違しており、又は明らかに誇大な表現が用いられている等消費者を著しく誤認させることが明白である広告宣伝については、これを行わないようにしなければならない。

第4章 不当な取引行為の禁止

(不当な取引行為の禁止)

第22条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関して、次のいずれかに該当する行為のうち、不当な取引行為として規則で定めるもの(第5号及び第6号に該当する行為にあっては、当該行為)を行ってはならない。

(1) 消費者に対し、販売の意図を隠し、又は商品等の品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等に関する重要な情報を提供せず、若しくは契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(2) 消費者を威迫し、困惑させる等消費者の十分な意思形成を妨げる不当な手段を用いて、又は消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

- (3) 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容又は対価的均衡を著しく欠く内容の契約を締結させること。
- (4) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は履行をさせること。
- (5) 契約に基づく債務について、正当な理由なく完全な履行をせず、又は消費者の正当な根拠に基づく債務の履行の請求に対して履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること。
- (6) 契約内容を正当な理由なく一方的に変更すること。
- (7) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張(以下これらを「契約の申込みの撤回等」という。)に際し、当該契約の申込みの撤回等を受け付けず、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、当該契約の申込みの撤回等によって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させること。
- (8) 商品等を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下これらを「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは履行をさせること。

(取引の実態等についての調査)

第23条 知事は、前条に規定する不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、その取引の仕組み、実態等につき必要な調査を行うものとする。

(不当な取引行為についての情報提供)

第24条 知事は、不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するために必要があると認めるときは、消費者に対し、前条の調査の経過及び結果について情報提供を行うものとする。

第5章 事業者の自主基準及び県の基準の策定等

(自主基準の策定)

第25条 事業者及び事業者団体は、法令を遵守した経営を推進するために、その事業活動において自ら遵守すべき基準、規程等(以下「自主基準」という。)を定め、広くそれを公開するように努めなければならない。

2 知事は、事業者及び事業者団体に対し、自主基準の策定について、必要な助言を行うものとする。

(県の基準の策定)

第26条 知事は、この条例の目的を達成するために必要な範囲で、事業者及び事業者団体が遵守すべき基準、規程等(以下「県の基準」という。)を定めることができる。

2 知事は、県の基準を定めようとするときは、あらかじめ佐賀県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

3 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(県の基準の遵守義務)

第27条 事業者及び事業者団体は、県の基準が定められたときは、これに従わなければならない。

第6章 消費者教育の推進等

(消費者教育の充実)

第28条 県は、市町、教育機関、消費者団体、事業者団体等と連携し、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場における消費生活、生活設計等に関する教育(以下「消費者教育」という。)の実施、消費者教育を行う指導者の育成、学習会等への講師の派遣及び派遣のあっせん、消費者教育の場への県の施設の提供等の施策を推進することにより、消費者に対する消費者教育の充実を図るものとする。

(平17条例74・一部改正)

(啓発活動の推進)

第29条 県は、消費生活に関する情報の迅速な伝達により、行政と消費者との情報の共有化を図り、もって消費生活における消費者の安全・安心を確保するために、消費生活に関する情報の提供、消費者被害についての広報、法律上の権利及び被害救済手続について周知を図るための啓発活動等を推進するものとする。

(世代の相違等への配慮)

第30条 県は、消費者教育及び啓発活動を推進するに当たっては、消費者の世代の相違に応じて、及び消費者の心身に障がいがある場合にはその状況等に応じて適切な内容及び方法となるよう配慮しなければならない。

第7章 消費者苦情の処理

(事業者及び事業者団体の消費者苦情の処理等)

第31条 事業者及び事業者団体は、事業者の事業活動について消費者との間に生じた苦情(以下「消費者苦情」という。)を適かつ迅速に処理するために必要な体制を整備し、当該苦情を適切に処理するよう努めなければならない。

2 知事は、事業者及び事業者団体の苦情処理体制の整備について、必要な助言を行うものとする。

(県の消費者苦情の処理)

第32条 知事は、消費者苦情の申出があったときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情を解決するためにあっせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の規定による調査に当たって必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、第**1**項の規定による調査に当たって必要があると認めるときは、行政機関その他の団体又は個人に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(消費者苦情の処理に係る人材の確保等)

第33条 知事は、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようするため、消費者苦情の処理に携わる人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町との連携の確保)

第34条 知事は、市町が行う消費者苦情の処理について、必要に応じて、情報の提供、技術的指導その他の支援を行うものとする。

2 知事は、市町に申出があった消費者苦情について、当該市町において適切に処理することが困難であるとして当該市町長から要請を受けたとき、又は知事が当該市町において適切に処理することが困難であると認めるときは、必要に応じて、県において解決のためのあっせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(平**17**条例**74**・一部改正)

(佐賀県消費者被害救済委員会のあっせん等)

第35条 県民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争(事業者の事業活動について消費者との間に生じたものに限る。)について、その公正かつ速やかな解決を図るため、佐賀県消費者被害救済委員会(以下「被害救済委員会」という。)を置く。

2 知事及び市町長は、申出を受けた消費者苦情のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、被害救済委員会のあっせん又は調停(以下「あっせん等」という。)に付託することができる。

(1) 現に同種被害が多発し、又は多発するおそれがあるもの

(2) 被害が重大で、同種被害が今後も発生する可能性があるもの

(3) その他特に被害救済委員会のあっせん等に付託することが適当と認められるもの

3 前項の場合において、当該消費者苦情を申し出た消費者が被害救済委員会のあっせん等を希望しているにもかかわらず、知事又は市町長が被害救済委員会のあっせん等に付託しないときは、当該消費者が自ら被害救済委員会に当該消費者苦情のあっせん等を申し出ることができる。

4 被害救済委員会は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する委員**10**人以内をもって組織する。

5 委員の任期は**2**年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 知事は、第**4**項の規定にかかわらず、高度に専門的な事項に係る消費者苦情のあっせん等を行うために必要があると認めるときは、被害救済委員会に、当該消費者苦情のあっせん等のために必要な期間に限り、専門委員を置くことができる。

7 被害救済委員会は、第2項の規定による付託がなされたときは、速やかに、当該消費者苦情の内容を調査し、当該消費者苦情を解決するためのあっせん等を行うものとする。第3項の規定による申出があった場合で、当該申出に理由があると被害者救済委員会が認めるときも同様とする。

8 被害救済委員会は、前項の規定による調査に当たって必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

9 被害救済委員会は、第7項の規定による調査に当たって必要があると認めるときは、行政機関その他の団体又は個人に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

10 知事は、被害救済委員会に対し消費者苦情のあっせん等が付託されたときはその概要について、当該消費者苦情のあっせん等が成立したとき又は不調に終わったときはその経過及び結果について、消費者に対し、被害救済委員会の意見を聴いた上で情報提供を行い、同一又は同種の原因による被害の防止及び救済を図るものとする。

11 前各項に定めるもののほか、被害救済委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例74・一部改正)

(消費者訴訟費用の貸付け)

第36条 知事は、消費者が事業者の不当な事業活動により受けた消費生活上の被害に関し事業者を相手方として訴訟を提起する場合又は事業者に訴訟を提起された場合であって、当該訴訟が次の各号のいずれかに該当する消費者苦情に係るものであり、かつ、当該消費者が貸付けを受けなければ訴訟を提起し、又は応訴することが困難であるときは、被害救済委員会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けを行うことができる。

(1) 被害救済委員会のあっせん等が不調に終わったもの

(2) 第32条第1項又は第34条第2項により講じられた措置によっては解決されなかつた消費者苦情であって、同一又は同種被害が今後も継続して多数発生するおそれがあるもの

(貸付金の償還等)

第37条 前条の規定により資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全額を償還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、被害救済委員会の意見を聴いて、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

第8章 生活関連商品等の需給及び価格の安定化等

(情報の収集及び調査等)

第38条 知事は、県民の消費生活の安定を図るために必要があると認めるときは、県民の消費生活との関連性が高い商品等(以下「生活関連商品等」という。)の需給及び価

格の動向について、情報の収集及び調査を行うとともに、消費者に対し、収集した情報、調査経過及び結果について情報提供を行うものとする。

2 事業者及び事業者団体は、前項の規定による情報の収集及び調査に協力しなければならない。

(特定生活関連商品等の指定等)

第39条 知事は、生活関連商品等の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連商品等の買占め、売惜しみ、提供の拒否等が行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、当該生活関連商品等を特別の調査を要する商品等(以下「特定生活関連商品等」という。)として指定するものとする。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第1項の規定により特定生活関連商品等の指定を行い、又は前項の規定により指定を解除したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

(協力の要請)

第40条 知事は、特定生活関連商品等を供給する事業者又は事業者団体に対し、当該特定生活関連商品等を適正な価格で供給し、又は供給のあっせんをするよう、協力を要請するものとする。

第9章 佐賀県消費生活審議会

(佐賀県消費生活審議会)

第41条 県民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を調査審議させるため、佐賀県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 知事は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 年間の消費生活に関する施策の計画を策定しようとするとき。

(2) 第18条第1項の規定による指定をしようとするとき、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

(3) 第26条第1項の規定により県の基準を定めようとするとき、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

(4) この条例を改正しようとするとき、又はこれを廃止しようとするとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議しようとするとき。

3 審議会は、県民の消費生活の安定及び向上に関し必要と認める事項について、知事に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員18人以内で組織する。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 消費者

(3) 事業者

6 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会は、所掌事項の調査審議に際し、必要があると認めるときは、参考人の出席を求める、その意見を聞くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 調査、勧告、公表等

(立入調査等)

第42条 知事は、事業者が、第14条、第18条から第20条まで、第22条若しくは第27条の規定に違反する行為を行っている疑いがある場合又は事業者団体が第27条の規定に違反する行為を行っている疑いがある場合には、事業者又は事業者団体に対し、当該疑いに關し意見を求めることができるほか、次条に規定する勧告又は第44条に規定する公表を行うために必要な限度において、事業者若しくは事業者団体に対し、その業務に關し報告を求め、又はその職員をして、当該事業者若しくは事業者団体の事務所、工場、事業所、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の場合において、事業者又は事業者団体が、正当な理由なくその業務に關する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は正当な理由なく質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該事業者は第14条、第18条から第20条まで、第22条又は第27条の規定に違反する行為を行ったものとみなし、当該事業者団体は第27条の規定に違反する行為を行ったものとみなす。

4 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第43条 知事は、第14条、第18条から第20条まで、第22条若しくは第27条の規定に違反する行為を行っている事業者がある場合又は第27条の規定に違反する行為を行っている事業者団体がある場合には、その者に対し、当該違反行為を取りやめ、若しくは当該違反状態を除去し、又は当該違反行為が再び行われることを防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の規定による勧告は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。

(公表)

第44条 知事は、第14条、第18条から第20条まで、第22条若しくは第27条の規定に違反する行為を行っている事業者がある場合又は第27条の規定に違反する行為を行っている事業者団体がある場合であって、当該違反行為が次の各号のいずれかに該当するとき、又は事業者若しくは事業者団体が前条の勧告に従わないときは、当該事業者又は事業者団体による当該違反行為の概要(当該事業者又は事業者団体の氏名又は名称及

び住所又は事務所若しくは事業所の所在地その他当該事業者又は事業者団体を特定する情報を除く。)を公表するものとする。

(1) 県民生活に重大又は広範な影響又は被害を及ぼすおそれがある場合

(2) 当該違反行為を行う以前に、同様の違反行為を行っていた場合

2 知事は、前項に規定する措置によっては、県民生活に対して及ぶこととなる影響又は被害を除去することが困難であると認める場合には、当該事業者又は事業者団体の 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地その他当該事業者又は事業者団体を特定する情報を含め、当該違反行為の概要を公表するものとする。

3 前2項の規定による公表は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第45条 知事は、第43条の規定による勧告又は前条の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告又は公表に係る事業者又は事業者団体に対し、当該事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるなければならない。

2 知事は、前項に規定する手続の終了後、当該事案に関し、被害救済委員会の意見を求めなければならない。

第11章 雜則

(国等への要請)

第46条 県は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、国又は関係地方公共団体に対し、適切な措置を講ずるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(補則)

第47条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の佐賀県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(以下「旧条例」という。)第13条第1項の規定により現に定められている県の基準は、この条例による改正後の佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例(以下

「新条例」という。)第26条第1項の規定により定められた県の基準とみなす。

3 この条例の施行の際旧条例第26条第1項の規定により現にされている指定は、新条例第39条第1項の規定によりされた指定とみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為で新条例中これに相当する規定があるものは、当該相当する規定によりしたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第**32**条第**3**項第**1**号から第**3**号までの規定により佐賀県消費生活審議会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日に新条例第**41**条第**5**項第**1**号から第**3**号までの規定により審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は同条第**6**項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が旧条例において佐賀県消費生活審議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

6 旧条例第**32**条第**3**項第**4**号の規定により佐賀県消費生活審議会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日の前日をもって解任されるものとする。

7 この条例の施行の際現に旧条例第**33**条第**3**項の規定により佐賀県消費者苦情処理委員会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日に新条例第**35**条第**4**項の規定により被害救済委員会の委員に任命されたものとみなし、その任期は同条第**5**項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が旧条例において佐賀県消費者苦情処理委員会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則(平成**17**年条例第**74**号)

この条例中第**8**条、第**10**条、第**13**条、第**18**条、第**21**条、第**23**条、第**24**条、第**37**条、第**41**条、第**43**条、第**45**条、第**48**条、第**54**条、第**64**条及び第**67**条の規定は平成**18**年**1**月**1**日から、第**15**条、第**26**条、第**38**条、第**63**条及び第**65**条の規定は平成**18**年**3**月**1**日から、その他の規定は平成**18**年**3**月**20**日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

自治体

長崎県

見出し

第4編：県民生活
第1章：県民生活
第1節：県民生活

例規番号

昭和53年9月28日 長崎県条例第30号

制定日

昭和53年9月28日

統一条例コード

420000-81652413

分類

条例

例規集更新日

令和2年10月31日

収集日

令和3年7月19日

○長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

昭和53年9月28日長崎県条例第30号

長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例をここに公布する。

長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 消費生活の安全等

第1節 消費者啓発（第10条）

第2節 危害の防止（第11条—第13条）

第3節 規格、表示等の適正化（第14条—第23条）

第4節 不当な取引方法の防止（第24条・第25条）

第3章 生活関連物資等に関する措置（第26条—第32条）

第4章 消費者被害の救済

第1節 消費者苦情の処理等（第33条—第35条）

第2節 消費生活センター（第36条—第39条）

第3節 消費者訴訟の援助（第40条・第41条）

第5章 消費生活審議会（第42条・第43条）

第6章 公表（第44条・第45条）

第7章 雜則（第46条・第47条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

全部改正〔平成17年条例17号〕、一部改正〔平成28年条例11号〕

改正注記 条沿革

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる内容が消費者の権利であることを尊重するとともに、県民が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
- (2) 商品及び役務（以下「商品等」という。）について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- (3) 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること。
- (4) 消費者の意見が消費者政策に反映されること。
- (5) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等について事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

- 3 消費者政策の推進は、県、市町、事業者及び消費者の相互の理解及び協力を基調として、地域の実情に即して行われなければならない。
- 4 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。
全部改正〔平成17年条例17号〕、一部改正〔平成28年条例11号〕

改正注記 条沿革

(県の責務及び市町との連携)

第3条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を策定するとともに、これを実施する責務を有する。

- 2 県は、消費者政策の実施に当たっては、市町との連携を図るものとする。
一部改正〔平成11年条例38号・17年17号・28年11号〕

改正注記 条沿革

(事業者の責務等)

第4条 事業者は、第2条に規定する消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念に鑑み、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
 - (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - (5) 県が実施する消費者政策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品等について、環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
全部改正〔平成17年条例17号〕、一部改正〔平成28年条例11号〕

改正注記 条沿革

第5条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

追加〔平成17年条例17号〕

改正注記

第6条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動することによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果すよう努めるものとする。

- 2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

一部改正〔平成17年条例17号〕

改正注記

第7条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及びその救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

追加〔平成17年条例17号〕

改正注記

(消費者基本計画の策定)

第8条 知事は、消費者政策の計画的推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を策定するものとする。

2 消費者基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 消費者政策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的推進を図るために必要な事項

3 知事は、消費者基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民及び長崎県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、消費者基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

追加〔平成17年条例17号〕

改正注記

(知事への申出)

第9条 県民は、この条例の定めに違反する事業活動により又はこの条例に定める措置がとられていないため、消費者の利益が不当に害されていると認めるときは、知事に対しその旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

追加〔平成5年条例7号〕、一部改正〔平成17年条例17号〕

改正注記

第2章 消費生活の安全等

第1節 消費者啓発

追加〔平成5年条例7号〕

改正注記

(啓発活動等の推進)

第10条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等県民に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況に鑑み、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 知事は、消費者がその消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう努めるものとする。

追加〔平成5年条例7号〕、一部改正〔平成17年条例17号・28年11号〕
改正注記 条沿革

第2節 危害の防止

追加〔平成5年条例7号〕

改正注記

(危険商品等の供給禁止)

第11条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等（以下「危険商品等」という。）を供給してはならない。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号〕

改正注記

(危険商品等の調査)

第12条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等について、危険商品等の疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による調査のため必要があると認めるときは、当該事業者に對し、当該商品等の安全性について、資料の提出又は説明を求めることができる。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号〕

改正注記

(危害防止勧告)

第13条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が危険商品等であると認めるときは、その危害を防止するため、当該事業者に対し、当該商品等の供給の停止、回収その他必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、速やかに、消費者に対し、危険商品等である旨の周知を図るものとする。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、勧告に基づいてとった措置及びその結果について報告を求めることができる。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号〕

改正注記

第3節 規格、表示等の適正化

追加〔平成5年条例7号〕

改正注記

(規格の適正化)

第14条 事業者は、その供給する商品等について、品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、適正な規格を定めるよう努めなければならない。

追加〔平成5年条例7号〕、一部改正〔平成17年条例17号〕

改正注記

(表示の適正化)

第15条 事業者は、その供給する商品等について、消費者が選択又は使用若しくは利用を誤ることがないよう、品質、機能、量目、製造年月日（食品にあっては消費期限又は賞味期限）、事業者の住所及び氏名又は名称等を適正に表示するよう努めなければならない。

2 事業者は、消費者の選択を容易にするため、販売価格又は利用料金及び単位当たりの価格を当該商品又は見やすい場所に表示するよう努めなければならない。

追加〔平成5年条例7号〕、一部改正〔平成7年条例11号・17年17号〕

改正注記

（計量の適正化）

第16条 事業者は、商品等の供給に当たり、消費者が不利益を被ることがないよう、適正な計量の実施に努めなければならない。

追加〔平成5年条例7号〕、一部改正〔平成17年条例17号〕

改正注記

（包装等の適正化）

第17条 事業者は、その供給する商品について、消費者が誤認し、又はその負担が著しく増大するがないよう、過大又は過剰な包装又は容器を用いないよう努めなければならない。

追加〔平成5年条例7号〕、一部改正〔平成17年条例17号〕

改正注記

（広告の適正化）

第18条 事業者は、商品等の広告に当たって、消費者が選択を誤るおそれがないよう表現に留意し、適正な情報を提供するよう努めなければならない。

追加〔平成5年条例7号〕、一部改正〔平成17年条例17号〕

改正注記

（アフターサービスの適正化）

第19条 事業者は、商品等の消費者への供給後における修理、交換等のアフターサービスの向上を図るとともに、その内容、期間その他必要な事項を明確にするよう努めなければならない。

追加〔平成5年条例7号〕、一部改正〔平成17年条例17号〕

改正注記

（自主基準）

第20条 事業者は、その供給する商品等について、規格、表示等の適正化を図るため必要な基準（以下「自主基準」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 知事は、事業者が自主基準を定め、又は変更し、若しくは遵守することについて、必要な指導又は助言を行うことができる。

3 事業者は、自主基準を定めたときは、速やかに、当該基準を知事に届けなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号〕

改正注記

（県の基準の設定）

第21条 知事は、事業者が供給する商品等について、規格、表示等の適正化を図るため、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、事業者が遵守すべき基準（以下「県の基準」という。）を定めることができる。

2 知事は、県の基準を定めようとするときは、長崎県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

3 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

一部改正〔昭和61年条例50号・平成5年7号・17年17号〕

改正注記

（県の基準の遵守義務等）

第22条 事業者は、県の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

2 知事は、事業者が県の基準を遵守していない疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うものとする。

3 知事は、前項の規定による調査のために必要があると認めるときは、当該事業者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

4 知事は、事業者が県の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

5 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいてとった措置及びその結果について報告を求めることができる。

6 知事は、第2項の規定による調査により被害の発生及び拡大の防止をするために必要があると認めるときは、速やかに、必要な情報を消費者に提供するものとする。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号〕

改正注記

（試験、検査等の実施）

第23条 知事は、消費生活の安全等を図るため、商品等の試験、検査等を行うとともに、必要に応じてその実施した試験、検査等の結果を消費者に提供するものとする。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号〕

改正注記

第4節 不当な取引方法の防止

追加〔平成5年条例7号〕

改正注記

（不当な取引方法の指定）

第24条 知事は、事業者が消費者との間で行う商品等の取引に関する方法であって、消費者の知識、能力又は経験の不足に乘じること、消費者に虚偽の事実を告げること、消費者に取引を強要すること等消費者の利益を害するおそれがあるものを、不当な取引方法として指定することができる。

2 第21条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による不当な取引方法の指定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「県の基準を定め」とあるのは「不当な取引方法として指定し」と読み替えるものとする。

追加〔平成5年条例7号〕、一部改正〔平成17年条例17号〕
改正注記

(不当な取引方法の禁止等)

第25条 事業者は、前条第1項の規定により指定された不当な取引方法（以下「不当な取引方法」という。）を用いてはならない。

- 2 知事は、不当な取引方法が用いられている疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定による調査のため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、取引方法についての資料の提出又は説明を求めることができる。
- 4 知事は、事業者が不当な取引方法を用いていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引方法を改善するよう勧告することができる。
- 5 知事は、不当な取引方法による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、速やかに、当該不当な取引方法に係る情報を消費者に提供するものとする。

追加〔平成5年条例7号〕、一部改正〔平成17年条例17号〕
改正注記

第3章 生活関連物資等に関する措置

(情報の収集及び提供)

第26条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い物資（以下「生活関連物資」という。）又は役務の需給及び価格の動向について、情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供するよう努めるものとする。

- 2 生活関連物資又は役務の生産、輸入、販売、供給、保管等の事業を行う者及びこれらの者が組織する団体（以下「生活関連事業者」という。）は、前項の規定による情報の収集に協力するものとする。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号〕
改正注記

(物資の供給等の協力要請)

第27条 知事は、生活関連物資又は役務の流通の円滑化及び価格の安定を図るため、必要があると認めるときは、生活関連事業者に対し、当該生活関連物資又は役務の円滑な供給その他の必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号〕
改正注記

(物資の指定)

第28条 知事は、生活関連物資の需給又は価格の動向が消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第1項の規定により物資を指定し、又は前項の規定により指定を解除したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号〕

改正注記

(特別調査)

第29条 知事は、前条第1項の規定により指定した生活関連物資（以下「指定生活関連物資」という。）の需給及び価格の動向について、必要な調査を行うものとする。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号〕

改正注記

(売渡しの勧告)

第30条 知事は、指定生活関連物資の販売を行う者（以下「関係事業者」という。）が、買占め又は売惜しみにより、当該指定生活関連物資を多量に保有していると認めるときは、当該関係事業者に対し、当該指定生活関連物資を売渡すよう勧告することができる。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号〕

改正注記

(価格引下げの勧告)

第31条 知事は、関係事業者が、指定生活関連物資を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、当該関係事業者に対し、その価格の引下げを勧告することができる。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号〕

改正注記

(立入調査等)

第32条 知事は、前2条の規定の施行に必要な限度において、当該関係事業者に対して、その業務に関し報告を求め、又はその職員に当該関係事業者の営業所、事務所、工場、倉庫その他の事業場に立入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号〕

改正注記

第4章 消費者被害の救済

一部改正〔平成5年条例7号〕

改正注記

第1節 消費者苦情の処理等

追加〔平成5年条例7号〕

改正注記

(事業者の苦情処理等)

第33条 事業者は、その供給する商品等について、消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に努めなければならない。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号〕

改正注記

(知事の苦情処理等)

第34条 知事は、消費者から商品等に関して生じた苦情又は紛争（以下「苦情等」という。）の処理の申出があった場合は、速やかに、その内容を調査し、当該苦情等を解決するために必要があると認めるときは、あっせんその他の措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定による調査のため必要があると認めるときは、当該苦情等に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、特に必要があると認めるときは、苦情等に関する情報を消費者に提供するものとする。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号〕

改正注記

(調停)

第35条 知事は、苦情等を適切に処理するため、特に必要があると認めるときは、当該苦情等を長崎県消費生活審議会の調停に付することができる。

2 長崎県消費生活審議会は、前項に規定する調停のため必要があると認めるときは、当該苦情等に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

一部改正〔昭和61年条例50号・平成5年7号・17年17号・28年11号〕

改正注記 条沿革

第2節 消費生活センター

追加〔平成28年条例11号〕

改正注記

(消費生活センター)

第36条 知事は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する機関（以下「消費生活センター」という。）について、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

- (1) 消費生活センターの名称及び住所
- (2) 法第8条第1項第2号イ及びロの事務を行う日及び時間

追加〔平成28年条例11号〕

改正注記 条沿革

(職員等)

第37条 消費生活センターに消費生活相談員その他の職員（以下「職員等」という。）を置く。

2 消費生活相談員は、消費生活センターにおける消費者からの苦情に係る相談、苦情の処理のためのあっせん等の事務に従事する。

3 消費生活相談員となるべき者の要件は、規則で定める。

4 知事は、消費生活相談員の任用に当たっては、当該相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに配慮し、再任することを妨げないものとする。

追加〔平成28年条例11号〕

改正注記 条沿革

(職員等に対する研修)

第38条 知事は、法第8条第1項各号に掲げる事務に従事する職員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

追加〔平成28年条例11号〕

改正注記 条沿革

(情報の安全管理)

第39条 知事は、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成28年条例11号〕

改正注記 条沿革

第3節 消費者訴訟の援助

追加〔平成5年条例7号〕、一部改正〔平成28年条例11号〕

改正注記

(訴訟費用の貸付け等)

第40条 知事は、消費者が事業者を相手にする訴訟（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項に規定する和解及び民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停を含む。以下「消費者訴訟」という。）の場合において、当該消費者訴訟が次の各号のいずれにも該当する苦情等に係るものであるときは、長崎県消費生活審議会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該消費者訴訟の費用に充てる資金の貸付け及び訴訟活動に必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。

(1) 長崎県消費生活審議会の調停に付されている苦情等に係るもの

(2) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがあるもの

(3) 1件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの

一部改正〔昭和61年条例50号・平成5年7号・11年38号・17年17号・28年11号〕

改正注記 条沿革

(貸付金の返還等)

第41条 消費者訴訟に充てる資金の貸付けを受けた者は、当該消費者訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金に相当する金額を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部若しくは一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号・28年11号〕

改正注記 条沿革

第5章 消費生活審議会

(審議会)

第42条 県に、長崎県消費生活審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議及び調停をするほか、知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の調査審議を行うに当たっては、消費生活相談員の意見を聞くことができる。

全部改正〔昭和61年条例50号〕、一部改正〔平成5年条例7号・17年17号・28年11号〕

改正注記 条沿革

(組織等)

第43条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 消費者

(2) 事業者

(3) 学識経験者

(4) 関係行政機関の職員

3 審議会に、第35条第1項に規定する調停をし、及び第40条に規定する消費者訴訟の援助に係る事項を審議するため、苦情処理部会を置くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成5年条例7号〕、一部改正〔平成17年条例17号・28年11号〕

改正注記 条沿革

第6章 公表

(公表)

第44条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときには、当該事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表することができる。

(1) 第12条第2項、第25条第3項、第34条第2項又は第35条第2項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。

- (2) 第13条第1項、第22条第4項、第25条第4項、第30条又は第31条の規定による勧告に従わなかったとき。
- (3) 第32条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、若しくは妨げたとき。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号・28年11号〕

改正注記 条沿革

(意見陳述の機会)

第45条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に意見陳述の機会を与えなければならない。

追加〔平成5年条例7号〕、一部改正〔平成7年条例47号・17年17号・28年11号〕

改正注記

第7章 雜則

(国等への要請)

第46条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する法人をいう。）又は関係地方公共団体に対し、適切な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

一部改正〔平成5年条例7号・12年93号・17年17号・28年11号〕

改正注記

(委任)

第47条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成5年条例7号・17年17号・28年11号〕

改正注記

附 則

- 1 この条例は、昭和54年1月5日から施行する。
- 2 附属機関の設置に関する条例（昭和29年長崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（昭和61年条例第50号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年1月5日から施行する。
- 2 附属機関の設置に関する条例（昭和29年長崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（平成5年条例第7号）

この条例は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第11号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第**47**号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成**11**年条例第**38**号)

この条例は、平成**12**年4月1日から施行する。ただし、第**33**条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成**12**年条例第**93**号)

この条例は、平成**13**年1月6日から施行する。

附 則 (平成**17**年条例第**17**号)

この条例は、平成**17**年4月1日から施行する。

附 則 (平成**28**年3月**22**日条例第**11**号)

この条例は、平成**28**年4月1日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

長崎市消費生活条例

自治体

長崎県 長崎市

見出し

第3類：行政一般

第9章：安全・安心

例規番号

平成18年3月31日 条例第4号

制定日

平成18年3月31日

統一条例コード

422011-35712208

分類

条例

例規集更新日

令和2年10月2日

収集日

令和3年7月19日

○長崎市消費生活条例

平成18年3月31日

条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図るため、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者者の責務並びに消費者の役割を明らかにし、その施策の基本となる事項を定めるとともに、消費者センターの組織等について定め、もつて市民の消費生活の安定及び向上

を確保し、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(平28条例7・全改)

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

(1) 消費生活に係る商品又はサービス(以下「商品等」という。)によつて生命、身体が侵害されない等消費者の安全が確保されること。

(2) 商品等について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。

(3) 商品等の取引における公正が確保されること。

(4) 商品等及びこれらの取引方法について必要な情報が提供されること。

(5) 必要な消費者教育の機会が提供されること。

(6) 消費者の意見が消費者政策に反映されること。

(7) 商品等又はこれらの取引方法により受けた被害から適切かつ迅速に救済されること。

2 消費者の自立の支援に当たつては、消費者の安全の確保等について事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会及び消費生活における国際化の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのつとり、本市の社会的、経済的状況に応じて、消費者政策を推進する責務を有する。

2 市は、前項の消費者政策の推進につき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

3 市は、広く消費者の意見等を把握し、これが実施する消費者政策に反映されるよう努めるものとする。

4 市は、消費者の意見等が事業者の事業活動に反映されるよう、消費者と事業者との対話その他交流の機会の確保に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者は、第2条の基本理念に鑑み、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

(1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

(2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

(3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

(4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

(5) 市が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品等について、環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動に際して知り得た消費者に係る個人情報の適性な取扱いに努めなければならない。

4 事業者団体は、事業者の自主的な取組みを尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(平26条例45・一部改正)

(消費者等の役割)

第5条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めるものとする。

3 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及びその救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。
(国等との相互協力等)

第6条 市長は、消費者政策を実施するに当たり、必要があると認めるときは、国、県、他の地方公共団体、独立行政法人国民生活センターその他関係団体(以下「国等」という。)に対し、協力を求め、又は適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

2 市長は、国等が実施する消費生活に関する施策その他事業の推進について協力を求められた場合に、必要があると認めるときは、これに応ずるものとする。

(安全の確保)

第7条 市は、消費者の消費生活における安全を確保するため、安全を害するおそれがある商品等の事業者による供給停止、回収等の促進、安全を害するおそれがある商品等に関する調査並びに情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者は、消費者の安全を害するおそれがある商品等を供給してはならない。

(消費者契約の適正化)

第8条 市は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報の提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、事業者が消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。

(1) 不実告知・情報提供義務違反型不当勧誘行為 消費者に対し、販売の意図を隠し、商品等の内容、取引条件、取引の仕組み等について、重要な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為をいう。

(2) 威迫・困惑型不当勧誘行為 消費者の自発的意志を待つことなく執ように説得し、消費者の取引に関する知識、経験若しくは判断力の不足に乘じ、若しくは消費者を心理的に不安定な状態に陥れる等して、契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させる行為をいう。

(3) 不当な取引内容を定める行為 取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為をいう。

(4) 不当な履行強制行為 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約(契約の成立又は内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為をいう。

(5) 不当な履行延引行為 契約若しくは法律の規定に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為をいう。

(6) 不当な終了拒否行為 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張に対して、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによつて生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させる行為をいう。

(7) 不当与信行為 商品等を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として、信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その契約を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行をさせる行為をいう。

3 市長は、前項に規定する不当な取引行為(以下単に「不当な取引行為」という。)を定めようとするときは、あらかじめ、第21条に規定する委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 前項の規定は、不当な取引行為の変更又は廃止について準用する。

5 事業者は、不当な取引行為をしてはならない。

(平28条例7・旧第9条繰上・一部改正)

(計量の適正化)

第9条 市は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするために、商品等について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者は、商品等の供給に当たり、消費者が不利益をこうむることがないよう、適正な計量の実施に努めなければならない。

(平28条例7・旧第11条繰上)

(広告その他の表示の適正化)

第10条 市は、消費者が商品の購入若しくは使用又はサービスの利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、品質等に関する広告その他の表示に関し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者は、消費者が商品の購入若しくは使用又はサービスの利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、品質等に関する適正な広告その他の表示をするよう努めなければならない。

3 事業者は、消費者の選択等を容易にするため、販売価格又は利用料金及び単位当たりの価格を当該商品又は見やすい場所に表示するよう努めなければならない。

(平28条例7・旧第12条繰上)

(包装の適正化)

第11条 市は、商品の包装(容器を用いる場合を含む。以下同じ。)により、消費者が誤認し、又はその負担が著しく増加することがないよう、過大又は過剰な包装の防止等必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者は、その供給する商品について、消費者が誤認し、又はその負担が著しく増加することがないよう、過大又は過剰な包装の防止に努めなければならない。

(平28条例7・旧第13条繰上)

(生活関連商品等の供給の確保及び価格の安定)

第12条 市は、市民の日常生活との関連性が高い商品等(以下「生活関連商品等」という。)の供給の確保及び価格の安定を図るため、価格の動向、需給状況等の調査、関係団体との連絡調整等必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、生活関連商品等の消費者への安定的供給に必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

3 事業者は、前項の要請に協力するよう努めなければならない。

(平28条例7・旧第14条繰上)

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第13条 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(平28条例7・旧第15条繰上)

(啓発活動及び教育の推進)

第14条 市は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(平28条例7・旧第16条繰上)

(情報の収集及び提供)

第15条 市は、消費者が社会的、経済的状況の変化に対応して自主的かつ合理的に行動することができるようとするため、消費生活に関する情報を収集するとともに、消費者に必要な情報を提供する等必要な施策を講ずるものとする。

(平28条例7・旧第17条繰上)
(消費者センターの組織等)

第16条 消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条第2項の規定に基づく機関として、長崎市消費者センター(以下「消費者センター」という。)を長崎市築町3番18号に設置する。

- 2 消費者センターに所長その他必要な職員を置く。
- 3 消費者センターは、消費者安全法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、消費者センターの運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平28条例7・追加)

(専門的な人材の確保等)

第17条 市は、商品等に関し事業者と消費者との間に生じた苦情又は紛争(以下「苦情等」という。)が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようとするため、専門的知識や経験を有する消費生活相談員等の確保、資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平28条例7・旧第18条繰上・一部改正)
(資料の提出、立入調査等)

第18条 市長は、苦情等の調査のため必要があると認めるときは、当該苦情等に係る事業者その他関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により事業者が資料の提出又は説明を行う場合にあつては、当該商品等の安全性、取引行為の正当性その他の事項につき事業者自らが立証するよう求めることができる。
- 3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業所その他事業に係る場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

- 4 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 第3項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平28条例7・旧第19条繰上・一部改正)
(指導、勧告等)

第19条 市長は、事業者の供給する商品等が消費者の安全を害すると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等の供給停止、回収等被害の発生若しくは拡大を防止するために必要な措置をとるよう指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、事業者の行為が不当な取引行為に該当すると認めるときは、当該事業者に対し、不当な取引行為を改善するよう指導し、又は勧告することができる。

3 市長は、前**2**項の規定による指導又は勧告をした場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該指導又は勧告に基づいてとつた措置又はその結果について報告を求めることができる。

4 市長は、事業者の供給する商品等又は不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するために必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに当該被害の発生 又は拡大を防止するための情報を提供するものとする。

(平28条例7・追加)

(公表)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、あらかじめ次条に規定する委員会に諮つた上で、当該事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表することができる。

(1) 第18条第1項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。

(2) 第18条第3項の規定による立入調査又は質問を正当な理由がなく拒み、若しくは妨げたとき。

(3) 前条第1項又は第2項の規定による指導又は勧告に従わなかつたとき。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表しようとする事業者に対し、あらかじめ、その理由を通知し、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明であるため通知することができないときは、この限りでない。

(平26条例45・一部改正、平28条例7・旧第21条繰上・一部改正)

(消費者苦情処理委員会の設置)

第21条 苦情等の処理の適正化を図るとともに、前条第1項の規定による公表に関し透明性を確保するため、長崎市消費者苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(平28条例7・旧第22条繰上)

(委員会の所掌事務)

第22条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 不当な取引行為の決定に関する事項

(2) 第20条第1項の規定による公表の適否に関する事項

(3) 苦情等の処理のための施策に関する事項

(平28条例7・旧第23条繰上・一部改正)

(委員会の組織)

第23条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
- (3) 産業関係団体を代表する者
- (4) 消費者関係団体を代表する者

(平27条例40・一部改正、平28条例7・旧第24条繰上、平29条例13・令元条例64・一部改正)

(任期)

第24条 委員の任期は、4年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、4年を超えない期間とすることができる。

(平27条例40・一部改正、平28条例7・旧第25条繰上、平29条例13・令元条例64・一部改正)

(委員長)

第25条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平28条例7・旧第26条繰上)

(委員会の会議)

第26条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(平28条例7・旧第27条繰上)

(関係人の出席)

第27条 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(平28条例7・旧第28条繰上)

(委員会の庶務)

第28条 委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(平23条例20・平27条例56・一部改正、平28条例7・旧第29条繰上)

(委員会の運営事項の委任)

第29条 第21条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

(平28条例7・旧第30条繰上・一部改正)

(適用除外)

第30条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品については、第7条及び第19条の規定は、適用しない。

2 次に掲げるものについては、第7条、第8条、第10条、第12条及び第18条から第20条までの規定は、適用しない。

(1) 医師、歯科医師その他これらに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為

(2) 商品等の価格が法令に基づいて規制されているもの

(平26条例45・一部改正、平28条例7・旧第31条繰上・一部改正)

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平28条例7・旧第32条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第22条から第30条までの規定 平成18年7月1日

(2) 第8条、第10条、第19条第2項及び第3項、第20条並びに第21条の規定 平成18年10月1日

附 則(平成23年7月11日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月14日条例第45号)

この条例は、平成26年11月25日から施行する。ただし、第1条中長崎市手数料条例別表第1の改正規定(同表第194号ア中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分、同表第220号中「手数料」の次に「(構造又は設備の変更を伴うものに限る。)」を加える部分、同表第222号中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)」に改める部分並びに同表第223号及び第224号中「介護保険法」を「旧介護保険法」に改める部分に限る。)及び第2条の規定(長崎市消費生活条例第31条第1項の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月30日条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成27年12月28日条例第56号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
附 則(平成28年3月14日条例第7号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた改正前の長崎市消費生活条例第8条第1項又は第10条第1項の規定に基づく指導又は勧告は、改正後の長崎市消費生活条例第19条第1項又は第2項の規定に基づく指導又は勧告とみなす。

附 則(平成29年3月23日条例第13号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等とみなす。

附 則(令和元年9月27日条例第64号)
この条例は、公布の日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

熊本県消費生活条例

自治体

熊本県

見出し

第8編：環境生活
第2章：県民生活
第2節：消費生活

例規番号

昭和52年9月30日 条例第51号

制定日

昭和52年9月30日

統一条例コード

430005-58684645

分類

条例

例規集更新日

令和3年1月1日

収集日

令和3年7月19日

○熊本県消費生活条例

(昭和52年9月30日条例第51号)

| | | |
|---|------------------|-------------------|
| 改 | 昭和56年9月21日条例第34号 | 平成7年10月2日条例第53号 |
| 正 | 平成8年12月19日条例第62号 | 平成11年12月20日条例第57号 |
| | 平成17年9月30日条例第72号 | 平成20年3月6日条例第16号 |

熊本県民の消費生活の安定及び向上に関する条例をここに公布する。 熊本県消費生活条例

目次

- 第1章 総則(第1条 – 第10条)
- 第2章 消費生活の安全、取引等の適正化に関する施策
- 第1節 安全の確保(第11条 – 第14条)
- 第2節 表示、規格等の適正化(第15条 – 第25条)
- 第3節 不当な取引行為の禁止等(第26条 – 第29条)
- 第3章 消費者啓発及び消費者教育の推進等(第30条 – 第32条)
- 第4章 生活関連商品等に関する施策(第33条 – 第36条)
- 第5章 資源及びエネルギーの有効利用を通じた環境への配慮等(第37条)
- 第6章 多重債務問題改善の取組(第38条)
- 第7章 消費者苦情の処理等(第39条 – 第46条)
- 第8章 熊本県消費生活審議会(第47条)
- 第9章 知事に対する申出(第48条)
- 第10章 調査、公表等(第49条 – 第51条)
- 第11章 雜則(第52条・第53条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立支援その他の基本理念を定め、県、事業者及び消費者の責務等を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、県、事業者及び消費者の相互の信頼を基調とし、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費生活における安全が確保される権利
 - (2) 商品等について、自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
 - (3) 消費生活に関し必要な情報が提供される権利
 - (4) 消費生活に関する教育の機会が提供される権利
 - (5) 消費者の意見が消費者施策に反映される権利
 - (6) 消費生活において被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済される権利
- 2 消費者施策の推進は、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応するとともに、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者 事業者が供給する商品等を消費して生活する者をいう。
- (2) 事業者 商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。
- (3) 商品等 商品、役務その他の消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するものをいう。

(県の責務)

第4条 県は、経済社会の発展に即応して、第2条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、消費者施策を策定するとともに、これを実施する責務を有する。

[第2条]

2 県は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、消費者の意見を十分反映させるよう努めるものとする。

3 県は、消費者の自立を支援するため、消費者に対する啓発及び教育の推進に努めるものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県及び市町村は、相互に連携を図りながら協力して、消費者施策を実施するものとする。

2 県は、市町村が消費者施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(事業者の責務等)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
 - (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - (3) 消費者との取引に際して、消費者の年齢、知識、経験、判断力及び財産の状況等に配慮すること。
 - (4) 消費者との間に生じた苦情(以下「消費者苦情」という。)を適切かつ迅速に処理するに必要な体制の整備等に努め、当該消費者苦情を適切に処理すること。
 - (5) 県が実施する消費者施策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品等について、環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県民生活との関連性が高い商品等(以下「生活関連商品等」という。)の流通の円滑化及び価格の安定を図るために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する生活関連商品等の流通の円滑化及び価格の安定を図るための施策に協力しなければならない。
- 第7条 事業者団体は、基本理念にのっとり、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、消費者苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作

成の支援、消費生活に関する知識の普及、啓発活動及び広報活動その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

2 事業者団体は、県が実施する消費者施策に協力しなければならない。

第8条 消費者は、自ら進んで、消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するとともに、県が実施する消費者施策に協力するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第9条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

2 消費者団体は、県が実施する消費者施策に協力するよう努めなければならない。

(消費者基本計画)

第10条 県は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を策定するものとする。

2 消費者基本計画には、消費者施策に関する基本的な方針その他消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

3 県は、消費者基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、熊本県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

4 県は、消費者基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

第2章 消費生活の安全、取引等の適正化に関する施策

第1節 安全の確保

(安全の確保)

第11条 事業者は、消費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれのある商品等(以下「危険商品等」という。)を供給してはならない。

2 事業者は、その供給する商品等が危険商品等であると認めるときは、消費者に対し必要な情報を開示し、回収その他の必要な措置をとるよう努めなければならない。

(安全の確保に関する調査)

第12条 知事は、事業者が供給する商品等について、危険商品等の疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該商品等が安全であることの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

(安全確保勧告等)

第13条 知事は、事業者が供給する商品等が危険商品等であると認めるときは、消費者の消費生活における安全を確保するため、当該事業者に対し、当該危険商品等の供給の中止、回収その他必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、必要があると認めるときは、速やかに、県民に周知を図るものとする。

2 知事は、前項の規定による勧告を行う場合において、必要があると認めるときは、熊本県消費者苦情処理委員会の意見を聴くものとする。

(緊急安全確保措置)

第14条 知事は、事業者が供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産について、重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがある危険商品等である場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令等で定める措置をとる場合を除き、直ちに、当該危険商品等の名称、当該危険商品等を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他の必要な情報を県民に提供するものとする。

第2節 表示、規格等の適正化

(表示の適正化)

第15条 事業者は、その供給する商品等について、消費者が選択又は利用を誤ることがないよう品質、機能、量目、製造年月日、消費期限、賞味期限、保存方法、原産地、事業者の氏名又は名称及び住所その他の必要な事項を適正に表示するとともに、虚偽の表示又は誇大な表示を行わないよう努めなければならない。

2 事業者は、その供給する商品等について、消費者の選択を容易にするよう販売価格及び単位当たりの価格又は利用料金を当該商品又は店内の見やすい場所に表示するよう努めなければならない。

(規格の適正化)

第16条 事業者は、その供給する商品等について、品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、適正な規格を定めるよう努めなければならない。

(包装の適正化)

第17条 事業者は、その供給する商品について、消費者にその品質又は数量が実際のものより著しく優良若しくは有利であると誤認させ、又は消費者の負担を著しく増大させるような過大又は過剰な包装(容器を用いる包装を含む。)を用いないよう努めなければならない。

(計量の適正化)

第18条 事業者は、その供給する商品等について、消費者が不利益を被ることがないよう適正な計量をするよう努めなければならない。

(広告の適正化)

第19条 事業者は、その供給する商品等について、虚偽の、誇大な、その他消費者に選択又は利用を誤らせる広告又は宣伝をしないよう努めなければならない。

(供給後のサービスの適正化)

第20条 事業者は、その供給する商品等について、修理、交換その他の方法による供給後におけるサービスの向上を図るよう努めなければならない。

(自主基準)

第21条 事業者は、その供給する商品等について、表示、規格等の適正化を図るために、必要な基準(以下「自主基準」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 事業者は、自主基準を定め、変更し、又は廃止したときは、速やかに当該自主基準を知事に届け出なければならない。

3 知事は、事業者に対し、自主基準の設定、変更及び遵守について、必要な指導又は助言を行うことができる。

(県の基準の設定)

第22条 知事は、事業者が供給する商品等について、表示、規格等の適正化を図るため、特に必要があると認めるときは、事業者が遵守すべき基準(以下「県の基準」という。)を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により県の基準を定めようとするときは、熊本県消費生活審議会の意見を聴いて定めるものとする。

3 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに告示しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定により定めた県の基準を変更し、又は廃止する場合に準用する。

(県の基準の遵守義務)

第23条 事業者は、県の基準を遵守しなければならない。

(表示、規格等の適正化に関する調査)

第24条 知事は、事業者が県の基準に違反している疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該県の基準に違反していないことの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が、当該資料を提出しないときは、県の基準に違反しているものとみなす。

(県の基準の遵守勧告)

第25条 知事は、事業者が県の基準に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

第3節 不当な取引行為の禁止等

(不当な取引行為の禁止)

第26条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

(1) 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品等に関する重要な情報を提供せず、不実を告げ、誤信を招く情報を提供し、将来における不確実な事項について断定的な判断を提供し、消費者の意に反し、威迫し、執ように説得し、又は心理的に不安な状態若しくは正常な判断ができない状態に陥れる方法その他の不当な方法により契約(商品等を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約を含む。以下この条において同じ。)の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 消費者に対し、不当に不利益をもたらす内容の契約を締結させる行為

(3) 消費者又はその関係人に対し、契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づくその債務の履行を不当に強要し、又は消費者に対し、契約に基づく自己の債務の履行を不当に拒否し、一方的に変更し、若しくは正当な理由なく遅延させる行為

(4) 消費者に対し、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、解除、取消し若しくは無効の主張を妨げ、又は契約の申込みの撤回、解除若しくは取消しによって生ずる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは正当な理由なく遅延させる行為

(不当な取引行為に関する調査)

第27条 知事は、事業者と消費者との間で行われる取引に関する行為について、不当な取引行為の疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該取引行為をする事業者に対し、期間を定めて、当該取引行為が正当な取引行為であることの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が、当該資料を提出しないときは、不当な取引行為を行っているものとみなす。

(不当な取引行為の中止勧告)

第28条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(不当な取引行為に関する情報提供)

第29条 知事は、不当な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、速やかに、当該不当な取引行為の方法及び内容その他の必要な情報を県民に提供するものとする。

2 知事は、前項の不当な取引行為のうち、消費者に重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、被害の拡大を防止するため必要があると認めるものについては、当該不当な取引行為を行った事業者の氏名又は名称及び住所、その方法及び内容その他の必要な情報を県民に提供するものとする。

第3章 消費者啓発及び消費者教育の推進等

(消費者啓発及び消費者教育の推進)

第30条 県は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者団体の活動の促進)

第31条 県は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(試験等の実施及び情報提供)

第32条 県は、消費者施策の実効を確保するため、商品等の試験、検査又は調査(以下「試験等」という。)を実施し、及びその体制の整備に努めるとともに、必要に応じて試験等の結果の概要に係る情報を県民に提供するものとする。

第4章 生活関連商品等に関する施策

(調査等)

第33条 知事は、県民の消費生活の安定に資するため、生活関連商品等の需給及び価格の動向について必要な調査その他の情報の収集を行い、県民に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の規定により知事が行う調査その他の情報の収集に協力しなければならない。

(商品等の指定)

第34条 知事は、生活関連商品等の買占め若しくは売惜しみが行われ若しくは行われるおそれがある場合又は生活関連商品等の価格が異常に上昇し若しくは上昇するおそれがある場合において、当該生活関連商品等の不足若しくは価格の上昇が県民の生活に著しい影響を及ぼし又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連商品等を特別の調査を要する商品等として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第1項の規定により指定し、又は前項の規定により指定を解除したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(商品等の売渡し勧告)

第35条 知事は、前条第1項の規定により指定した生活関連商品等(以下「指定生活関連商品等」という。)の販売を営む者(以下「関係事業者」という。)が買占め又は売惜しみにより当該指定生活関連商品等を多量に保有していると認めるときは、当該関係事業者に対し、当該指定生活関連商品等の売渡しを行うよう勧告することができる。

(価格の引下げ勧告)

第36条 知事は、関係事業者が指定生活関連商品等を仕入価格その他の取引事情からみて著しく不当な価格で販売していると認めるときは、当該関係事業者に対し、その価格の引下げを行うよう勧告することができる。

第5章 資源及びエネルギーの有効利用を通じた環境への配慮等

(環境への配慮等)

第37条 県は、健全な消費生活を推進するため、資源及びエネルギーの有効利用及びこれを通じた環境への配慮に関し、知識の普及、指導、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者は、商品等の供給に当たって、資源の再生利用その他資源及びエネルギーの有効利用を行うとともに、これらを通じて環境への負荷(環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)の低減に努めるものとする。

3 消費者は、消費生活において、不用品の再利用その他資源及びエネルギーの有効利用を行うとともに、これらを通じて環境への負荷の低減に努めるものとする。

第6章 多重債務問題改善の取組

(多重債務問題改善の取組)

第38条 県は、多重債務問題の改善のため、多重債務者が相談又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他必要な施策について、関係行政機関、民間団体等と連携を図りつつ、推進するものとする。

第7章 消費者苦情の処理等

(消費者苦情の処理)

第39条 知事は、消費者苦情の申出があったときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情を解決するために、助言、あっせんその他の措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定による調査に当たって必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、消費者苦情の解決が困難であると認めるときは、熊本県消費者苦情処理委員会にあっせん又は調停を行わせることができる。

(消費者苦情の処理に係る市町村への支援)

第40条 県は、市町村における消費者苦情の処理が適切かつ迅速に行われるよう、研修の実施、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(消費者苦情の処理に係る人材の確保等)

第41条 県は、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようになるため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(熊本県消費者苦情処理委員会)

第42条 知事は、消費者苦情についてあっせん又は調停を行わせ、その他消費者苦情の解決に関し必要な事項を審議させるため、熊本県消費者苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員5人以内及び特別事項を審議させるための臨時委員5人以内で組織し、委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 臨時委員は、当該特別事項の審議が終了したとき、解任されるものとする。

5 第2項の委員及び臨時委員は、再任されることができる。

6 委員会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

7 第2項から前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(消費者苦情の処理に関する情報の提供)

第43条 知事は、委員会に行わせたあっせん又は調停について、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いて、当該消費者苦情の概要並びにあっせん又は調停の経過及び結果に係る情報のうち、消費者の被害の発生又は拡大を防止するために必要なものを必要な範囲内において県民に提供するものとする。

(消費者訴訟の援助)

第44条 知事は、消費者が事業者を相手とする訴訟(以下「消費者訴訟」という。)を提起する場合において、当該訴訟が次の各号のすべてに該当する消費者苦情に係るもので、公益上必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けを行うことができる。

(1) 委員会のあっせん又は調停によって解決されなかったもの

(2) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがあるもの

(3) 1件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの

(貸付金の返還等)

第45条 前条の規定により資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る資金に相当する金額を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部若しくは一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

(適格消費者団体への支援)

第46条 県は、消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第4項の適格消費者団体に対し、消費者苦情の申出に関する情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。第8章 熊本県消費生活審議会

(熊本県消費生活審議会)

第47条 知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議させるため、熊本県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることがある。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 知事に対する申出

(知事に対する申出)

第48条 県民は、この条例の規定に違反する事業活動により、又はこの条例に基づく措置がとられていないことにより消費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

第10章 調査、公表等

(立入調査等)

第49条 知事は、第12条第1項、第24条第1項、第27条第1項、第35条又は第36条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出若しくは説明を求め、又はその職員に、事業者の事務所、事業所、倉庫その他事業を行う場所に立ち入り、帳簿又は書類(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

[第12条第1項] [第24条第1項] [第27条第1項] [第35条] [第36条]

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第50条 知事は、事業者若しくは第42条第6項に規定する関係者が正当な理由なく前条第1項若しくは第42条第6項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、若しくは虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき、又は事業者が前条第1項の規定による立入調査を拒んだときは、当該事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表することができる。

[第42条第6項] [第42条第6項]

- 2 知事は、第13条第1項、第25条、第28条、第35条又は第36条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表することができる。

[第13条第1項] [第25条] [第28条] [第35条] [第36条]

(意見の聴取)

第51条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えた上で行わなければならない。

第11章 雜則

(国等への要請)

第52条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体又は独立行政法人に対し、適切な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(委任)

第53条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則(昭和56年9月21日条例第34号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 熊本県生活物資安定緊急対策に関する条例(昭和49年熊本県条例第24号)は、廃止する。

附 則(平成7年10月2日条例第53号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成8年12月19日条例第62号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第28条第2項の改正規定は、同年2月1日から施行する。

2 この条例の施行前に改正前の熊本県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の規定によりなされた指定その他の行為は、改正後の熊本県消費生活条例の相当規定によりなされた指定その他の行為とみなす。

附 則(平成11年12月20日条例第57号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日条例第72号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月6日条例第16号)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前に改正前の熊本県消費生活条例の規定によりなされた指定その他の行為は、改正後の熊本県消費生活条例の相当規定によりなされた指定その他の行為とみなす。

○熊本県消費生活条例

昭和52年9月30日条例第51号

体系表示

第8編 環境生活

第2章 県民生活

第2節 消費生活

分野表示

消費生活課

沿革表示

昭和52年9月30日条例第51号

昭和56年9月21日条例第34号

平成7年10月2日条例第53号

平成8年12月19日条例第62号

平成11年12月20日条例第57号

平成17年9月30日条例第72号



平成20年3月6日条例第16号

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

熊本市消費生活条例〔消費者センター〕

自治体

熊本県 熊本市

見出し

第8編：経済

第1章：商工・農林水産

例規番号

平成24年3月22日 条例第21号

制定日

平成24年3月22日

統一条例コード

431001-19978096

分類

条例

例規集更新日

令和2年10月1日

収集日

令和3年7月19日

○熊本市消費生活条例〔消費者センター〕

平成24年3月22日

条例第21号

目次

第1章 総則(第1条—第10条)

第2章 消費者の安全確保(第11条—第15条)

第3章 消費者の自立支援(第16条—第19条)

第4章 苦情の処理等(第20条—第22条)

第5章 雜則(第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援 その他の基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに事業者団体、消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策等について必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する市の施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費生活における安全が確保される権利
 - (2) 消費生活において、商品又は役務を適正に使用し、又は利用するための表示等により消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
 - (3) 消費生活に関する必要な情報が提供される権利
 - (4) 消費生活に関する教育の機会が提供される権利
 - (5) 消費者の意見が消費者施策に反映される権利
 - (6) 消費生活において、消費者に被害が生じた場合に適切かつ迅速に救済される権利
- 2 消費者施策の推進は、消費者の年齢その他の特性に配慮して行われなければならない。
- 3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者 事業者が供給する商品又は役務を使用し、又は利用して生活する者をいう。
- (2) 事業者 商品又は役務の供給に関して商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。
- (3) 消費者団体 消費者の権利の擁護又は利益の擁護及び増進のため消費者により組織された団体をいう。
- (4) 事業者団体 事業者の共通の利益の増進のため事業者により組織された団体をいう。
- (5) 商品 消費者が消費生活を営む上で使用する物をいう。
- (6) 役務 消費者が消費生活を営む上で使用し、又は利用するもののうち、商品以外のものをいう。

(市の責務)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、本市における社会的及び経済的状況に応じた消費者施策を推進する責務を有する。

2 市は、消費者の自立の支援に当たっては、消費者が健全な消費生活を営むことができるよう情報提供を行うとともに、消費生活に関し、必要な啓発活動及び教育の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に鑑み、その供給する商品又は役務について、次に掲げる責務を有する。

- (1)** 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2)** 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3)** 消費者との取引に際して、消費者の年齢、知識、経験、判断能力及び財産の状況等に配慮すること。
- (4)** 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めること。

(5) 市が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の役割)

第6条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第7条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な情報を収集し、必要な知識を修得する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び著作権その他の知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(相互理解等)

第9条 市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体は、この条例の目的を達成するため、それぞれの責務又は役割を相互に理解し、尊重し、及び協力するよう努めるものとする。

(消費者行政推進計画)

第10条 市長は、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、消費者行政推進計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の消費者行政推進計画を策定するときは、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第2章 消費者の安全確保

(安全の確保)

第11条 事業者は、消費者の消費生活における安全の確保のため、その供給する商品又は役務に關し、法令及び熊本県消費生活条例(昭和52年熊本県条例第51号。以下「県条例」という。)に定めのあるもののほか、消費者に対する必要な情報の提供その他の被害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

い。

(不当な取引行為の防止)

第12条 事業者は、消費者との間で行う取引に關し、法令並びに県条例及びこれに基づく規則(以下「関係法令等」という。)に定めのある事項を遵守するほか、消費者の意思を尊重し、次に掲げる行為を行わないよう努めなければならない。

(1) 消費者が住居等への貼り紙等によりあらかじめ勧誘を拒絶する旨の意思を表示しているにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(2) 消費者が電話機等の通信機器への事業者からの着信に対し、当該機器に附属する録音その他の機能を利用して、勧誘を拒絶する旨の意思を表示したにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

2 市長は、消費者からの申出等により、事業者と消費者との間で行われる取引に関する行為が前項各号に掲げる行為のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為について、説明又は資料の提出を求め、必要な調査を行うものとする。

(実態調査)

第13条 前条第2項に定めるもののほか、市長は、事業者と消費者との間で行われる取引に関する行為について、消費者に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとときは、必要に応じ、その実態等について情報の収集その他の調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査の実施に当たっては、必要に応じ、熊本県知事に対し協力を求め、連携を図るものとする。

(指導)

第14条 市長は、第12条第2項又は前条第1項の調査を行った場合において、事業者が消費者の利益を侵害し、又は侵害しているおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、消費者の保護に関し、必要な指導をすることができる。

(情報提供)

第15条 市は、消費者の被害の発生及び拡大の防止のために必要があると認めるときは、事業者を特定する情報を除き、商品及び役務の取引方法及び内容に関する情報を市民に提供することができる。

2 市は、国及び熊本県が公表した、消費者に被害が発生し、又は発生するおそれがある商品及び役務の取引方法及び内容に関する情報を速やかに消費者に周知するよう努めるものとする。

第3章 消費者の自立支援

(啓発活動の推進)

第16条 市は、消費者の消費生活における自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等の消費者に対する啓発活動を推進するものとする。

(消費生活に関する教育の推進)

第17条 市は、消費者が消費生活において自主的かつ合理的に行動ができるようにするため、消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を推進するものとする。

(消費者団体の活動の促進)

第18条 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な消費者施策を講ずるものとする。

(消費者意見の反映)

第19条 市は、消費生活に関する消費者の意見を把握し、消費者施策に反映させるよう努めるものとする。

第4章 苦情の処理等

(苦情の処理)

第20条 市長は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理に必要な助言、あっせん等の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者その他の関係者に資料の提出又は説明を求めることができる。

(専門的な人材の確保等)

第21条 市は、前条第1項に規定する措置を講ずるため、専門的知識及び経験を有する人材の確保及び資質の向上等に努めるものとする。

(多重債務問題改善への取組)

第22条 市は、多重債務(金銭の借受け等に起因する社会的経済的生活に著しい支障が生じる程度の重畠的又は累積的な債務をいう。以下同じ。)に係る問題の改善のため、

多重債務を有する者が相談又は助言その他の支援を受けることができるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

第5章 雜則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年6月1日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

玉名市消費生活安心条例

自治体

熊本県 玉名市

見出し

第7編：民生

第6章：市民生活

第2節：交通安全・生活安全

例規番号

令和2年6月30日 条例第20号

制定日

令和2年6月30日

統一条例コード

432067-56102799

分類

条例

例規集更新日

令和2年10月1日

収集日

令和3年7月19日

○玉名市消費生活安心条例

令和2年6月30日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の権利の尊重及び自立支援その他の基本理念を定め、市民の消費生活における利益の擁護及び増進に関して市が実施する施策(以下「消費者施策」という。)に

について必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を図り、もって市民の安全で安心できる暮らしの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者等 事業者及びその団体をいう。

(2) 商品等 商品、役務、権利その他の取引の対象となるものをいう。

(3) 訪問販売 事業者等がその営業所等(特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第2条第1項第1号に規定する営業所等をいう。)以外の場所において、契約の申込みを受け、又は契約を締結して行う商品等の販売又は有償による提供をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、消費者安全法(平成21年法律第50号)において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 この条例の目的を達成するための施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(1) 消費者基本法(昭和43年法律第78号)第2条第1項に規定する基本理念にのっとり、消費者の権利を尊重するとともに、消費者の自立を支援すること。

(2) 事業者等が自己の利益のみならず、消費者にも利益をもたらすとともに、社会への貢献にも寄与する経営を行うことを促進すること。

(3) 当該施策に関する市の全ての組織、自治組織(自治会その他の地域住民の組織する団体をいう。)及び関係する行政機関その他の関係者が協力して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、消費生活に関する情報の収集を行い、啓発、教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他市民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な情報の提供、助言その他の支援を行う責務を有する。

(自治体の相互連携)

第5条 玉名市、玉東町、南関町及び和水町は、相互に連携を図りながら協力して、消費者施策を実施するものとする。

(訪問販売の制限等)

第6条 事業者等は、訪問販売を行おうとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認しなければならない。

2 事業者等は、住居等に張り紙その他の方法により、訪問販売に係る契約の締結をしない、及び締結の勧誘を受けない旨の意思を表示した消費者に対し、当該契約の締結について勧誘をしてはならない。

3 市長は、事業者等が前項の規定に違反していると認めるときは、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ同項の事業者等にその旨を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

5 市長は、事業者等に対し、消費者との紛争を防止するために必要な情報を提供するものとする。

(説明の求め等)

第**7**条 市長は、消費者からの苦情の処理のために必要があると認めるときは、事業者等その他の関係者に対し、消費生活相談窓口への来庁及び説明又は商品等の品質及び表示、営業の方法等に関する資料の提出を求めることができる。

2 市長は、前項の関係者が同項の説明又は資料の提出を拒んだ場合において、不当な取引による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、消費者の苦情の内容並びに当該関係者の氏名又は名称及び住所又は所在地を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る関係者にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

(事業者等への要請)

第**8**条 市長は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、事業者等に対し、商品等の品質及び表示、営業の方法等について改善の要請を行うものとする。

2 市長は、前項の要請を行おうとするときは、あらかじめ、同項の事業者等にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第**1**項の要請を行ったときは、当該要請の内容を公表することができる。

4 市長は、第**1**項の事業者等から同項の改善の結果の報告があったときは、その報告の内容を公表することができる。

5 市長は、前項の報告の内容に関し疑義があると認めるときは、当該報告に係る事業者等に対し、質問をし、これに対する回答の内容(相当の期間内に当該回答がなかったときは、その旨)を公表することができる。

6 市長は、第**4**項の報告がなかったときは、当該報告に係る事業者等に対し、当該報告を行わなかった理由の説明を求め、これに対する回答の内容(当該回答がなかったときは、その旨)を公表することができる。

(委任)

第**9**条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和**2**年**10**月**1**日から施行する。

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

玉東町消費生活安心条例

自治体

熊本県 玉東町

見出し

第9編：産業経済
第3章：商工・観光

例規番号

令和2年6月12日 条例第13号

制定日

令和2年6月12日

統一条例コード

433641-09194346

分類

条例

例規集更新日

令和2年6月22日

収集日

令和3年7月20日

○玉東町消費生活安心条例

令和2年6月12日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の権利の尊重及び自立支援その他の基本理念を定め、町民の消費生活における利益の擁護及び増進に関する町が実施する施策(以下「消費者施策」という。)について必要な事項を定めることにより、町民の消費生活の安定及び向上を図り、もって町民の安全で安心できる暮らしの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者等 事業者及びその団体をいう。

(2) 商品等 商品、役務、権利その他の取引の対象となるものをいう。

(3) 訪問販売 事業者等がその営業所等(特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第2条第1項第1号に規定する営業所等をいう。)以外の場所において、契約の申込みを受け、又は契約を締結して行う商品等の販売又は有償による提供をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、消費者安全法(平成21年法律第50号)において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 この条例の目的を達成するための施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(1) 消費者基本法(昭和43年法律第78号)第2条第1項に規定する基本理念にのっとり、消費者の権利を尊重するとともに、消費者の自立を支援すること。

(2) 事業者等が自己の利益のみならず、消費者にも利益をもたらすとともに、社会への貢献にも寄与する経営を行うことを促進すること。

(3) 当該施策に關係する町の全ての組織、自治組織(自治会その他の地域住民の組織する団体をいう。)及び關係する行政機関その他の関係者が協力して行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、消費生活に関する情報の収集を行い、啓発、教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動、その他町民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な情報の提供、助言その他の支援を行う責務を有する。

(自治体の相互連携)

第5条 玉東町、玉名市、南関町及び和水町は、相互に連携を図りながら協力して、消費者施策を実施するものとする。

(訪問販売の制限等)

第6条 事業者等は、訪問販売を行おうとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認しなければならない。

2 事業者等は、住居等に張り紙その他の方法により、訪問販売に係る契約の締結をしない、及び締結の勧誘を受けない旨の意思を表示した消費者に対し、当該契約の締結について勧誘をしてはならない。

3 町長は、事業者等が前項の規定に違反していると認めるときは、その旨を公表することができる。

4 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ同項の事業者等にその旨を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。

5 町長は、事業者等に対し、消費者との紛争を防止するために必要な情報を提供するものとする。

(説明の求め等)

第7条 町長は、消費者からの苦情の処理のために必要があると認めるときは、事業者等その他の関係者に対し、消費生活相談窓口への来庁及び説明又は商品等の品質及び表示、営業の方法等に関する資料の提出を求めることができる。

2 町長は、前項の関係者が同項の説明又は資料の提出を拒んだ場合において、不当な取引による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、消費者の苦情の内容並びに当該関係者の氏名又は名称及び住所又は所在地を公表することができる。

3 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る関係者にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(事業者等への要請)

第8条 町長は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、事業者等に対し、商品等の品質及び表示、営業の方法等について改善の要請を行うものとする。

2 町長は、前項の要請を行おうとするときは、あらかじめ、同項の事業者等にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるなければならない。

3 町長は、第1項の要請を行ったときは、当該要請の内容を公表することができる。

4 町長は、第1項の事業者等から同項の改善の結果の報告があったときは、その報告の内容を公表することができる。

5 町長は、前項の報告の内容に關し疑義があると認めるときは、当該報告に係る事業者等に対し、質問をし、これに対する回答の内容(相当の期間内に当該回答がなかったときは、その旨)を公表することができる。

6 町長は、第4項の報告がなかったときは、当該報告に係る事業者等に対し、当該報告を行わなかった理由の説明を求め、これに対する回答の内容(当該回答がなかったときは、その旨)を公表することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

南関町消費生活安心条例

自治体

熊本県 南関町

見出し

第7編：民生

第6章：交通安全・防犯等

例規番号

令和2年6月12日 条例第14号

制定日

令和2年6月12日

統一条例コード

433675-55863522

分類

条例

例規集更新日

令和2年10月26日

収集日

令和3年7月18日

○南関町消費生活安心条例

令和2年6月12日条例第14号

南関町消費生活安心条例

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の権利の尊重及び自立支援その他の基本理念を定め、町民の消費生活における利益の擁護及び増進に関する町が実施する施策（以下「消費者施策」という。）について必要な事項を定めることにより、町民の消費生活の安定及び向上を図り、もって町民の安全で安心できる暮らしの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 事業者及びその団体をいう。
 - (2) 商品等 商品、役務、権利その他の取引の対象となるものをいう。
 - (3) 訪問販売 事業者等がその営業所等（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項第1号に規定する「営業所等」をいう。）以外の場所において、契約の申込みを受け、又は契約を締結して行う商品等の販売又は有償による提供をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、消費者安全法（平成21年法律第50号）において使用する用語の例による。

（基本理念）

第3条 この条例の目的を達成するための施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 消費者基本法（昭和43年法律第78号）第2条第1項に規定する基本理念にのつとり、消費者の権利を尊重するとともに、消費者の自立を支援すること。
- (2) 事業者等が自己の利益のみならず、消費者にも利益をもたらすとともに、社会への貢献にも寄与する経営を行うことを促進すること。
- (3) 当該施策に関する町の全ての組織、自治組織（自治会その他の地域住民の組織する団体をいう。）及び関係する行政機関その他の関係者が協力して行うこと。

（町の責務）

第4条 町は、消費生活に関する情報の収集を行い、啓発、教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他町民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な情報の提供、助言その他の支援を行う責務を有する。

（自治体の相互連携）

第5条 玉名市、玉東町、南関町及び和水町は、相互に連携を図りながら協力して、消費者施策を実施するものとする。

（訪問販売の制限等）

第6条 事業者等は、訪問販売を行おうとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認しなければならない。

- 2 事業者等は、住居等に張り紙その他の方法により、訪問販売に係る契約の締結をしない、及び締結の勧誘を受けない旨の意思を表示した消費者に対し、当該契約の締結について勧誘をしてはならない。
- 3 町長は、事業者等が前項の規定に違反していると認めるときは、その旨を公表することができる。
- 4 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ同項の事業者等にその旨を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。
- 5 町長は、事業者等に対し、消費者との紛争を防止するために必要な情報を提供するものとする。

（説明の求め等）

第7条 町長は、消費者からの苦情の処理のために必要があると認めるときは、事業者等その他の関係者に対し、消費生活相談窓口への来庁及び説明又は商品等の品質及び表示、営業の方法等に関する資料の提出を求めることができる。

- 2 町長は、前項の関係者が同項の説明又は資料の提出を拒んだ場合において、不当な取引による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、消費者の苦情の内容並びに当該関係者の氏名又は名称及び住所又は所在地を公表することができる。
- 3 町長は、前項の規定による公表をしようするときは、あらかじめ、当該公表に係る関係者にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

（事業者等への要請）

第8条 町長は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、事業者等に対し、商品等の品質及び表示、営業の方法等について改善の要請を行ふものとする。

- 2 町長は、前項の要請を行おうとするときは、あらかじめ、同項の事業者等にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 町長は、第1項の要請を行ったときは、当該要請の内容を公表することができる。
- 4 町長は、第1項の事業者等から同項の改善の結果の報告があったときは、その報告の内容を公表することができる。
- 5 町長は、前項の報告の内容に關し疑義があると認めるときは、当該報告に係る事業者等に対し、質問をし、これに対する回答の内容（相当の期間内に当該回答がなかったときは、その旨）を公表することができる。
- 6 町長は、第4項の報告がなかったときは、当該報告に係る事業者等に対し、当該報告を行わなかった理由の説明を求め、これに対する回答の内容（当該回答がなかったときは、その旨）を公表することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月21日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

和水町消費生活安心条例

自治体

熊本県 和水町

見出し

第3編：執行機関
第1章：町長部局

第8節：交通対策・生活安全

例規番号

令和2年6月12日 条例第20号

制定日

令和2年6月12日

統一条例コード

433691-85961844

分類

条例

例規集更新日

令和2年9月30日

収集日

令和3年7月21日

○和水町消費生活安心条例

令和2年6月12日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の権利の尊重及び自立支援その他の基本理念を定め、町民の消費生活における利益の擁護及び増進に関して町が実施する施策(以下「消費者施策」という。)に

について必要な事項を定めることにより、町民の消費生活の安定及び向上を図り、もって町民の安全で安心できる暮らしの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者等 事業者及びその団体をいう。

(2) 商品等 商品、役務、権利その他の取引の対象となるものをいう。

(3) 訪問販売 事業者等がその営業所等(特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第2条第1項第1号に規定する営業所等をいう。)以外の場所において、契約の申込みを受け、又は契約を締結して行う商品等の販売又は有償による提供をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、消費者安全法(平成21年法律第50号)において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 この条例の目的を達成するための施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(1) 消費者基本法(昭和43年法律第78号)第2条第1項に規定する基本理念にのっとり、消費者の権利を尊重するとともに、消費者の自立を支援すること。

(2) 事業者等が自己の利益のみならず、消費者にも利益をもたらすとともに、社会への貢献にも寄与する経営を行うことを促進すること。

(3) 当該施策に関する町の全ての組織、自治組織(自治会その他の地域住民の組織する団体をいう。)及び関係する行政機関その他の関係者が協力して行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、消費生活に関する情報の収集を行い、啓発、教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他市民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な情報の提供、助言その他の支援を行う責務を有する。

(自治体の相互連携)

第5条 玉名市、玉東町、南関町及び和水町は、相互に連携を図りながら協力して、消費者施策を実施するものとする。

(訪問販売の制限等)

第6条 事業者等は、訪問販売を行おうとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認しなければならない。

2 事業者等は、住居等に張り紙その他の方法により、訪問販売に係る契約の締結をしない、及び締結の勧誘を受けない旨の意思を表示した消費者に対し、当該契約の締結について勧誘をしてはならない。

3 町長は、事業者等が前項の規定に違反していると認めるときは、その旨を公表することができる。

4 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ同項の事業者等にその旨を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

5 町長は、事業者等に対し、消費者との紛争を防止するために必要な情報を提供するものとする。

(説明の求め等)

第7条 町長は、消費者からの苦情の処理のために必要があると認めるときは、事業者等その他の関係者に対し、消費生活相談窓口への来庁及び説明又は商品等の品質及び表示、営業の方法等に関する資料の提出を求めることができる。

2 町長は、前項の関係者が同項の説明又は資料の提出を拒んだ場合において、不当な取引による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、消費者の苦情の内容並びに当該関係者の氏名又は名称及び住所又は所在地を公表することができる。

3 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る関係者にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

(事業者等への要請)

第8条 町長は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、事業者等に対し、商品等の品質及び表示、営業の方法等について改善の要請を行うものとする。

2 町長は、前項の要請を行おうとするときは、あらかじめ、同項の事業者等にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 町長は、第1項の要請を行ったときは、当該要請の内容を公表することができる。

4 町長は、第1項の事業者等から同項の改善の結果の報告があったときは、その報告の内容を公表することができる。

5 町長は、前項の報告の内容に関し疑義があると認めるときは、当該報告に係る事業者等に対し、質問をし、これに対する回答の内容(相当の期間内に当該回答がなかったときは、その旨)を公表することができる。

6 町長は、第4項の報告がなかったときは、当該報告に係る事業者等に対し、当該報告を行わなかった理由の説明を求め、これに対する回答の内容(当該回答がなかったときは、その旨)を公表することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

注意

本データは令和3年7月22日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

自治体

大分県

見出し

第8編：生活環境・衛生

第3章：消費・県民生活

第1節：消費生活

例規番号

昭和53年12月23日 大分県条例第32号

制定日

昭和53年12月23日

統一条例コード

440001-01949691

分類

条例

例規集更新日

令和2年11月1日

収集日

令和3年7月22日

○大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

昭和五十三年十二月二十三日

大分県条例第三十二号

大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例をここに公布する。

大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 消費生活の安全の確保(第九条—第十二条)

- 第三章 表示の適正化等(第十二条—第二十条)
 - 第四章 取引行為の適正化(第二十一条—第二十四条)
 - 第五章 生活関連商品に関する施策(第二十五条—第二十九条)
 - 第六章 啓発活動及び消費者教育の推進等(第三十条—第三十三条)
 - 第七章 消費者被害の救済(第三十四条—第三十九条)
 - 第八章 知事への申出(第四十条)
 - 第九章 立入調査、公表等(第四十一条・第四十二条)
 - 第十章 消費生活センターの組織及び運営に関する事項等(第四十三条)
 - 第十一章 大分県消費生活審議会(第四十四条)
 - 第十二章 雜則(第四十五条・第四十六条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(平一六条例五三・一部改正)

(基本理念)

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、県、事業者及び消費者の相互の信頼を基調として、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- 一 消費生活において消費者の安全が確保されること。
- 二 商品及び役務(以下「商品等」という。)について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- 三 消費者に対し、消費生活における必要な情報が速やかに提供されること。
- 四 消費生活に関する教育の機会が提供されること。
- 五 消費者の意見が県の施策等に適切に反映されること。
- 六 消費生活において、消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

(平一六条例五三・全改)

(県の責務)

第三条 県は、経済社会の発展に即応して、前条に定める基本理念にのつとり、消費者施策を推進する責務を有する。

2 県は、消費者の自立を支援するため、消費者に対する啓発活動及び消費者教育の推進等に努めるものとする。

3 県は、市町村等と連携し、商品等に関し事業者と消費者との間に生じた苦情等が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようするため、苦情処理のあつせん 等に努めるとともに、人材の確保及び資質の向上に努めるものとする。

4 県は、消費者施策の推進に当たつては、消費者の意見を反映させるものとする。

(平一六条例五三・全改)

(市町村との連携)

第四条 県は、消費者施策の推進について、市町村の協力を求めるものとする。

2 県は、市町村が行う消費者施策について、必要な情報の提供、技術的助言その他の支援を行うものとする。

(平一六条例五三・全改)

(事業者の責務)

第五条 事業者は、第二条に定める基本理念にかんがみ、その供給する商品等について次に掲げる責務を有する。

一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 県及び市町村が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、常に、その供給する商品等について、品質その他の内容の向上に努めなければならない。

(平一六条例五三・全改)

(消費者の役割)

第六条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めることにより、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

(平一六条例五三・一部改正)

(環境への配慮)

第七条 県は、消費者施策の推進に当たつては、消費生活が環境に及ぼす影響に配慮するものとする。

2 事業者は、消費者に対する商品等の供給に当たつては、環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。

3 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びに役務の選択及び利用に当たつては、環境に及ぼす影響に配慮するよう努めなければならない。

(平一六条例五三・追加)

(消費者基本計画)

第八条 県は、消費者施策の計画的な推進を図るため、基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 消費者施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(平一六条例五三・追加)

第二章 消費生活の安全の確保

(平一六条例五三・改称)

(危害商品等の供給禁止)

第九条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等(以下「危害商品等」という。)を供給してはならない。

(平一六条例五三・旧第七条繰下)

(危害商品等の調査)

第十条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等について、危害商品等の疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により調査を行う場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等の安全性について、資料の提出又は説明を求めることができる。

(平一六条例五三・旧第八条繰下・一部改正)

(危害防止勧告等)

第十一條 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が危害商品等であると認めるときは、その危害を防止するため、当該事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、県民に対し、速やかに、情報を提供するものとする。

2 知事は、前項の規定により勧告をした場合において、当該事業者に対し、当該勧告に基づいてとつた措置及びその結果について報告を求めることができる。

(平一六条例五三・旧第九条繰下・一部改正)

第三章 表示の適正化等

(平一六条例五三・章名追加)

(表示の適正化)

第十二条 事業者は、消費者が商品等を購入し、又は利用しようとする場合において、容易に選択ができ、かつ、適正に使用若しくは利用又は廃棄ができるようにするため、その供給する商品等の品目、使用方法その他の必要な事項を正しく、かつ、分かりやすく表示するよう努めるものとする。

(平一六条例五三・追加)

(規格の適正化)

第十三条 事業者は、商品等の品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、商品等について適正な規格を定めるよう努めるものとする。
(平一六条例五三・追加)
(計量の適正化)

第十四条 事業者は、その供給する商品等について、消費者が不利益を被ることがないよう、適正な計量をしなければならない。
(平一六条例五三・追加)
(容器及び包装の適正化)

第十五条 事業者は、その供給する商品について、消費者がその内容、量目等を誤認するがないようにするために、適正に容器を用い、及び包装を行うよう努めなければならない。
(平一六条例五三・追加)
(広告の適正化)

第十六条 事業者(広告代理事業及び広告媒体事業を行う者を含む。)は、商品等に関する広告について、消費者が選択を誤るおそれのある表現を避け、消費者が商品等を適切に選択するために必要とする情報を明確かつ平易に提供するよう努めるものとする。

(平一六条例五三・追加)
(自動販売機等の管理の適正化)

第十七条 事業者は、自動販売機その他これに類する機械(以下「自動販売機等」という。)により商品等を供給する場合は、自動販売機等について適正な管理を行い、及び自動販売機等の見やすい箇所に自動販売機等の管理者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示しなければならない。

(平一六条例五三・追加)
(自主基準の設定)

第十八条 事業者又は事業者団体(事業者が組織する団体をいう。以下同じ。)は、消費者の信頼を確保するため、第十二条から前条までに規定する事項その他消費生活の安定及び向上を図るために必要な事項に関する基準(以下「自主基準」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 事業者又は事業者団体は、自主基準を定めたときは、速やかに、当該自主基準を知事に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。
3 知事は、事業者又は事業者団体に対し、自主基準の設定及び変更並びに遵守について、必要な指導又は助言を行うことができる。

(平一六条例五三・旧第十一条繰下・一部改正)
(県の基準の設定)

第十九条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、第十二条から第十七条までに規定する事項に関して事業者が遵守すべき基準(以下「県の基準」という。)を定めることができる。

2 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(平一六条例五三・旧第十二条繰下・一部改正)

(県の基準の遵守義務)

第二十条 事業者は、県の基準を遵守しなければならない。

2 知事は、事業者が県の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

(平一六条例五三・旧第十三条繰下・一部改正)

第四章 取引行為の適正化

(平一六条例五三・追加)

(不適正な取引行為の禁止)

第二十一条 知事は、事業者が消費者との間で行う商品等の取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為を不適正な取引行為として規則で定めるものとする。

一 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品等に関する重要な情報を提供せず、又は誤信を招く情報を提供し、消費者を執ように説得し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

二 取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

三 消費者若しくはその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて契約(契約の成立又はその内容について当事者間に争いがあるものを含む。)に基づく債務の履行を求め、若しくは当該債務の履行をさせ、又は契約に基づく債務の履行を不正に拒否し、若しくは遅延させる行為

四 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不正に妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによつて生じた債務の履行を不正に拒否し、若しくは遅延させる行為

五 商品等を提供する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不正に害することが明白であるにもかかわらず、その契約を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不正に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為

2 事業者は、消費者との間で商品等の取引を行うに当たり、前項の規定により定められた不適正な取引行為を行つてはならない。

(平一六条例五三・追加)

(不適正な取引行為に関する調査)

第二十二条 知事は、事業者が前条第一項の規定により定められた不適正な取引行為を行つている疑いがあると認めるときは、当該事業者が消費者との間で行う商品等の取引について必要な調査を行うことができる。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(平一六条例五三・追加)

(指導及び勧告等)

第二十三条 知事は、事業者が第二十一条第一項の規定により定められた不適正な取引行為を行つていると認めるときは、当該事業者に対し、当該取引行為を改善すべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による指導又は勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該指導又は勧告に基づいてとつた措置の内容及びその結果について報告を求めることができる。

(平一六条例五三・追加)

(情報提供)

第二十四条 知事は、事業者が第二十一条第一項の規定により定められた不適正な取引行為を行つていると認め、かつ、当該取引行為による消費者の被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに、当該事業者に係る不適正な取引行為、商品等の種類その他必要な情報を提供するものとする。

2 知事は、前項に規定する場合において、当該事業者の不適正な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、消費者に対し、速やかに、前項に規定する情報のほか当該事業者の氏名又は名称、住所その他の当該事業者を特定する情報を提供することができる。

(平一六条例五三・追加)

第五章 生活関連商品に関する施策

(平一六条例五三・旧第三章繰下・改称)

(情報の収集及び提供)

第二十五条 知事は、県民の日常の消費生活との関連性が高い商品(以下「生活関連商品」という。)の価格の動向及び需給の状況について、情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供するものとする。

2 事業者は、前項の規定により知事が行う情報の収集に協力しなければならない。

(平一六条例五三・旧第十五条繰下・一部改正)

(生活関連商品の供給等の要請)

第二十六条 知事は、生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連商品の円滑な供給その他必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

(平一六条例五三・旧第十六条繰下・一部改正)

(商品の指定)

第二十七条 知事は、生活関連商品の価格の動向又は需給の状況が、県民の消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連商品を特別の調査を要する商品として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第一項の規定により指定し、又は前項の規定により指定を解除したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(平一六条例五三・旧第十七条繰下・一部改正)
(特別調査)

第二十八条 知事は、前条第一項の規定により指定された商品(以下「指定生活関連商品」という。)について、その価格の動向及び需給の状況に関し必要な調査を行うものとする。

2 事業者は、前項の規定により知事が行う調査に協力しなければならない。

(平一六条例五三・旧第十八条繰下・一部改正)
(売渡し及び価格の引下げの勧告)

第二十九条 知事は、事業者が買占め又は売惜しみにより指定生活関連商品を多量に保有していると認めるときは、当該事業者に対し、当該指定生活関連商品の売渡しを勧告することができる。

2 知事は、事業者が指定生活関連商品を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、当該事業者に対し、当該指定生活関連商品の価格の引下げを勧告することができる。

(平一六条例五三・旧第十九条繰下・一部改正)

第六章 啓発活動及び消費者教育の推進等

(平一六条例五三・追加)
(啓発活動の推進)

第三十条 知事は、消費者が自主性をもつて健全な消費生活を営むことができるようになるため、商品等に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するものとする。

(平一六条例五三・追加)
(消費者教育の推進)

第三十一条 県は、消費者が消費生活を営む上で、必要な知識及び判断力を修得し、主体的に行動し、並びにその行動が経済社会及び環境に及ぼす影響についての理解を深めることができるようになるため、消費生活に関する教育用の資料の提供その他教育の機会が活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、消費生活に関する学習の機会の提供その他消費生活に関する消費者の自主的な学習の支援のために必要な措置を講ずるものとする。

(平一六条例五三・追加)
(消費者団体の自主的な活動の促進)

第三十二条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の自主性を尊重しつつ、その健全な活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。
(平一六条例五三・追加)

(試験、検査等の施設の整備等)

第三十三条 知事は、消費者施策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備するとともに、必要に応じて試験、検査等の結果を消費者に提供するものとする。

(平一六条例五三・追加)

第七章 消費者被害の救済

(平一六条例五三・旧第四章繰下・改称)

(苦情処理体制の整備)

第三十四条 事業者及び事業者団体は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情(以下「消費者苦情」という。)を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(平一六条例五三・旧第二十一条繰下・一部改正)

(苦情の処理)

第三十五条 知事は、消費者苦情の申出があつたときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情を解決するためのあつせんその他必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定による調査に当たつて必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(平一六条例五三・旧第二十二条繰下・一部改正)
(調停)

第三十六条 知事は、前条第一項の規定によりあつせんその他の措置を講じた場合において、消費者苦情の解決が著しく困難であると認めるときは、大分県消費者苦情処理委員会の調停に付することができる。

2 大分県消費者苦情処理委員会は、前項の規定による調停のため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(平一六条例五三・旧第二十三条繰下・一部改正)
(大分県消費者苦情処理委員会)

第三十七条 消費者苦情について調停を行い、及び消費者が事業者を相手とする訴訟の援助に関する事項を調査審議するため、大分県消費者苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を置く。

2 苦情処理委員会は、委員五人以内で組織し、委員は、学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることがある。
- 5 前三項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一六条例五三・旧第二十四条繰下)

(消費者訴訟の援助)

第三十八条 知事は、消費者が事業者を相手とする訴訟を提起する場合において、当該訴訟が次の各号のすべてに該当する消費者苦情に係るものであるときは、苦情処理委員会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- 一 苦情処理委員会の調停によつて解決されなかつたもの
- 二 同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがあるもの
- 三 一件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの

(平一六条例五三・旧第二十五条繰下)

(貸付金の返還等)

第三十九条 前条に規定する訴訟の費用に充てる資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

(平一六条例五三・旧第二十六条繰下)

第八章 知事への申出

(平一六条例五三・追加)

(知事への申出)

第四十条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく知事の措置がとられていないことにより、第二条各号に掲げる消費者の権利が侵され、又はそのおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を書面により申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づき適切な措置をとるものとする。

- 3 知事は、第一項の規定による申出に係る処理の経過及び結果を当該申出を行つた者に通知するものとする。

- 4 知事は、必要があると認めるときは、当該申出の内容並びにその処理の経過及び結果を公表するものとする。この場合において、知事は、個人に関する情報の保護に配慮しなければならない。

(平一六条例五三・追加)

第九章 立入調査、公表等

(平一六条例五三・追加)

(立入調査等)

第四十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、文書若しくは口頭による説明若しくは必要な資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所その他の場所に立ち入り、帳簿書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平一六条例五三・追加)

(公表)

第四十二条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、当該事業者の氏名又は名称、住所及びその内容を公表することができる。

一 第十一条第一項、第二十条第二項、第二十三条第一項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による勧告に従わなかつたとき。

二 第十条第二項、第二十二条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項又は前条第一項の規定による説明若しくは資料の提出の要求を拒み、又は虚偽の説明若しくは資料の提出を行つたとき。

三 前条第一項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(平一六条例五三・追加)

第十章 消費生活センターの組織及び運営に関する事項等

(平二八条例一八・追加)

第四十三条 知事は、消費者安全法(平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。)第十条第一項の施設又は機関(以下「消費生活センター」という。)を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

一 消費生活センターの名称及び住所

二 消費生活センターにおいて法第八条第一項第二号イ及びロの事務を行う日及び時間

2 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

3 消費生活センターには、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者を消費生活相談員として置くものとする。

4 知事は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、消費生活センターにおいて法第八条第一項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

6 知事は、法第八条第一項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(平二八条例一八・追加)

第十一章 大分県消費生活審議会

(平一六条例五三・旧第六章繰下、平二八条例一八・旧第十章繰下)

(大分県消費生活審議会)

第四十四条 知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議するため、大分県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 知事は、次に掲げる場合には、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 県の基準を設定し、変更し、又は廃止しようとするとき。
- 二 不適切な取引行為を規則で定め、又は変更しようとするとき。
- 三 基本計画を策定し、又は変更しようとするとき。

四 その他消費者施策に関する重要な事項を決定しようとするとき。

3 審議会は、委員二十人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

一 学識経験のある者

二 消費者

三 事業者

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一六条例五三・旧第三十条繰下・一部改正、平二八条例一八・旧第四十三条繰下)

第十二章 雜則

(平一六条例五三・旧第七章繰下、平二八条例一八・旧第十一章繰下)

(国又は他の地方公共団体への要請)

第四十五条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、適切な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(平一六条例五三・旧第三十一条繰下、平二八条例一八・旧第四十四条繰下)

(委任)

第四十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一六条例五三・旧第三十二条繰下、平二八条例一八・旧第四十五条繰下)

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第五三号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第三十条第二項の改正規定は、平成十八年二月十日から施行する。

附 則(平成二八年条例第一八号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

大分市消費生活条例

自治体

大分県 大分市

見出し

第3編：行政一般
第1章：組織

例規番号

平成18年3月28日 条例第5号

制定日

平成18年3月28日

統一条例コード

442011-78912834

分類

条例

例規集更新日

令和2年9月30日

収集日

令和3年7月20日

○大分市消費生活条例

平成18年3月28日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、市及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 消費者 事業者が供給する商品又は役務(以下「商品等」という。)を使用し、又は利用して生活する者をいう。

(2) 事業者 消費生活の用に供する商品等の供給に関して商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、市、事業者及び消費者が、相互に連携しつつ、それぞれの責務と役割を果たし、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

(1) 消費生活において、消費者の安全が確保されること。

(2) 商品等について、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。

(3) 消費生活における必要な情報が速やかに提供されること。

(4) 消費生活に関する教育の機会が提供されること。

(5) 消費者の意見が市の消費者施策に反映されること。

(6) 消費生活において、消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、経済社会の発展に即応して、消費者施策を推進するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その供給する商品等について、第3条に定める基本理念にかんがみ、次に掲げる事項を行う責務を有する。

(1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

(2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

(3) 消費者との取引に際して、消費者の年齢、知識、経験、判断能力及び財産の状況等に配慮すること。

(4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

(5) 市が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その事業活動において取得した消費者の個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、自ら進んで、その消費生活について、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

(危害商品等の供給禁止)

第7条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等(以下「危害商品等」という。)を供給してはならない。

2 市長は、危害商品等についての情報を収集し、国、県その他関係機関及び関係事業者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

3 市長は、危害商品等に関し必要な情報を消費者に提供するものとする。

(表示の適正化)

第8条 事業者は、消費者が商品等の選択を誤ることのないようにするために、その商品等の供給単位、単位当たりの価格、量目、販売価格その他必要な事項を適正に表示するよう努めるものとする。

(規格の適正化)

第9条 事業者は、商品等の品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、商品等について適正な規格を定めるよう努めるものとする。

(計量の適正化)

第10条 事業者は、商品等の供給に際し、消費者が不利益を被ることがないよう、適正な計量をしなければならない。

(容器及び包装の適正化)

第11条 事業者は、その供給する商品について、消費者がその内容、量目等を誤認することができないようにするために、適正に容器を用い、及び包装を行うよう努めなければならない。

(広告の適正化)

第12条 事業者は、商品等の広告について、虚偽又は誇大な表現その他消費者が選択を誤るおそれのある表現を避け、消費者が商品等を適切に選択するために必要とする情報を明確かつ平易に提供するよう努めるものとする。

(不適正な取引行為の禁止)

第13条 事業者は、消費者との間で商品等の取引を行うに当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 消費者に対し、商品等の品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等に関する重要な情報であって、事業者が保有し、若しくは保有し得るものを見出せば、若しくは誤認を招くものを提供し、将来における不確実な事項について断定的な判断を提供し、又は販売の意図を隠して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 消費者の自発的な意思を待つことなく執るように説得し、電気通信手段を介して一方的に広告宣伝等を送信することにより消費者に迷惑を覚えさせ、消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、若しくは消費者を心理的に不安な状態に陥らせて契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思の形成のないまま契約を締結させる行為

(3) 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

(4) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等不当な手段を用いて消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は当該債務を履行させる行為

(5) 契約若しくは法令の規定に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、適切な処理をせず、履行を不当に拒否し、若しくは履行をいたずらに遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為

(6) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張に際し、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させる行為

(7) 商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下この号において「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは与信契約等を締結させ、又は消費者に履行を拒む正当な根拠があるにもかかわらず、与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務を履行させる行為

(生活関連商品等の情報の収集等)

第14条 市長は、市民の日常生活と関連性の高い商品等のうち必要があると認めるものについて、価格の動向、需給の状況その他必要な情報を収集し、消費者にその情報を提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する価格の動向、需給の状況等の情報収集について、事業者に必要な協力を求めることができる。

(啓発活動及び教育の推進)

第15条 市長は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるようするため、商品等に関する知識の普及、情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するものとする。

2 市長は、消費者が消費生活を営む上で、必要な知識及び判断力を修得し、主体的に行動することができるようするため、消費生活に関する教育用の資料の提供その他教育の機会が活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(消費者の意見の反映)

第16条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上に資するため、広く消費者の意見、要望等を把握し、消費者施策に反映させるよう努めなければならない。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第17条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の自主性を尊重しつつ、その健全な活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(事業者による消費者苦情の処理等)

第18条 事業者は、消費者との間の取引に関して生じた苦情(以下「消費者苦情」という。)を適切かつ迅速に処理しなければならない。

2 事業者は、消費者苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(助言及びあっせん)

第19条 市長は、消費者苦情に関する相談その他消費生活上の相談を受けたときは、その解決のために必要な助言を行うものとする。

2 市長は、消費者苦情に関する相談を受けた場合であって、必要があると認めるときは、当該消費者苦情の解決のあっせんを行うものとする。

3 市長は、前項に規定するあっせんを行うために必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る消費者、事業者その他の関係人に対し、説明、報告又は資料の提出を求めることができる。

(消費生活センターの組織及び運営に関する事項等)

第20条 消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定により条例で定める消費生活センター(市が設置する法第10条第2項の施設又は機関をいう。以下同じ。)の組織及び運営に関する事項等は、次条に定めるものとする。

(平28条例9・追加)

第21条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 消費生活センターにおいて法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

2 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

3 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。

4 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、消費生活センターにおいて、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

6 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(平28条例9・追加)

(関係行政機関への要請等)

第22条第20条 市長は、消費者施策の実施に当たり、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする消費者苦情については、国、県その他関係行政機関に対し、適切な措置を講ずるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(平28条例9・旧第20条繰下)

(委任)

第23条第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平28条例9・旧第21条繰下)

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第9号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

自治体

宮崎県

見出し

第5編：福祉・生活
第3章：消費生活

例規番号

昭和54年3月10日 条例第8号

制定日

昭和54年3月10日

統一条例コード

450006-47269418

分類

条例

例規集更新日

令和2年11月10日

収集日

令和3年7月18日

○宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

昭和54年3月10日条例第8号

宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例をここに公布する。

宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 安全の確保、不当な取引行為の禁止等（第11条—第14条）

第3章 消費者の啓発等（第15条・第16条）

- 第4章 消費生活センターの組織及び管理運営等（第17条—第22条）
第5章 生活関連物資の供給及び価格の安定（第23条—第25条）
第6章 調査及び公表（第26条—第28条）
第7章 苦情の処理及び紛争の解決（第29条—第32条）
第8章 宮崎県消費生活対策審議会及び宮崎県消費者苦情処理委員会（第33条—第36条）
第9章 雜則（第37条—第39条）
附則

われわれ県民は、消費生活において

安全が確保され

選択の機会が確保され

必要な情報及び教育の機会が提供され

意見が十分反映され

被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済され

ることを求めてやまない。

この願いは、事業者がその社会的責任を自覚して適正な事業活動を行うとともに、消費者自らが自己啓発に努め、自主的かつ合理的に行動することによって実現されるものである。

われわれ県民は、ここに、このことを深く自覚し、県民が一体となってその実現を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

一部改正〔平成11年条例43号・17年15号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 消費者 事業者が供給する商品等を消費して生活する者をいう。
- （2） 消費者の安全 事業者が供給する商品等により、消費者の生命、身体、財産その他の利益が害されていないことをいう。
- （3） 消費者団体 消費者の利益の擁護又は増進を図ることを目的又は目的の一部として消費者により組織された団体をいう。
- （4） 事業者 商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。
- （5） 事業者団体 事業者の共通の利益の増進を図ることを目的又は目的の一部として事業者により組織された団体をいう。
- （6） 商品 消費者が消費生活を営む上で通常用いる物資をいう。
- （7） 商品等 商品及び消費者が消費生活を営む上で通常受ける役務をいう。

(8) 生活関連物資 県民生活との関連性が高い物資をいう。

全部改正〔平成17年条例15号〕

(基本理念)

第3条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品等について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関する事業者による適正な事業活動の確保が図られるようにするとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。
- 5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

全部改正〔平成17年条例15号〕

(県の責務)

第4条 県は、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのつとり、消費者政策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

全部改正〔平成17年条例15号〕

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第3条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
 - (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - (5) 県及び市町村が実施する消費者政策に協力すること。
- 2 事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。
 - (1) 商品等の供給その他の事業活動に関し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用その他の環境の保全に配慮すること。
 - (2) 供給する商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保すること。
 - (3) 供給する商品等について価格を安定させること。
 - (4) 事業活動に関して知り得た消費者に係る個人情報を適正に取り扱うこと。

全部改正〔平成17年条例15号〕、一部改正〔平成28年条例15号〕

(事業者団体の責務)

第6条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

追加〔平成17年条例15号〕、一部改正〔平成28年条例15号〕

(消費者の役割)

第7条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用その他の環境の保全に努めるとともに、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

全部改正〔平成17年条例15号〕、一部改正〔平成28年条例15号〕

(消費者団体の役割)

第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

追加〔平成17年条例15号〕、一部改正〔平成28年条例15号〕

(県と市町村との協力)

第9条 県及び市町村は、消費生活の安定及び向上に関する施策の実施について、相互に連携し、及び協力するものとする。

追加〔平成11年条例43号〕、一部改正〔平成17年条例15号・28年15号〕

(知事への申出)

第10条 県民は、この条例の定めに違反する事業者の行為等が行われ、又はこの条例に定める措置がとられていないため、消費者の利益が不当に害されていると認めるときは、知事に対しその旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

追加〔平成17年条例15号〕、一部改正〔平成28年条例15号〕

第2章 安全の確保、不当な取引行為の禁止等

全部改正〔平成17年条例15号〕、一部改正〔平成28年条例15号〕

(安全の確保)

第11条 事業者は、消費者の安全を害し、又は害するおそれのある商品等を供給してはならない。

2 知事は、商品等が消費者の安全に影響を及ぼす疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

3 知事は、前項の調査を実施し、なお同項の疑いを解消することができない場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し、資料の提出その他の方法により、当該商品等が安全であることの立証をすべきことを求めることができる。

- 4 知事は、消費者の安全を確保するため必要があると認めるときは、前2項の規定による調査等の経過及び結果を消費者に提供するものとする。
- 5 知事は、商品等が消費者の安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、消費者の安全を確保するため、事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

全部改正〔平成17年条例15号〕、一部改正〔平成28年条例15号〕

(取引方法、品質、広告その他の表示、包装等の適正化)

- 第12条** 事業者は、消費生活の安定及び向上を図るため、その供給する商品等について、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。
- (1) 商品等の供給に当たり、消費者の知識、能力、経験等を考慮し、消費者が商品等の選択を誤るおそれのある取引方法を用いないこと。
 - (2) 商品等の品質その他の内容の向上を図ること。
 - (3) 消費者が商品等の選択を誤るおそれのある広告又は宣伝を行わないこと。
 - (4) 消費者が選択又は使用を誤ることがないよう、商品等の品質その他の内容、使用方法等の適正な表示を行うこと。
 - (5) 消費者の選択を容易にするため、商品等の販売価格及び単位当たりの価格を見やすい方法で表示すること。
 - (6) 消費者が商品の選択を誤るおそれのある包装又は消費者の負担が著しく増大することとなる包装を行わないこと。
 - (7) 消費者が不利益を被ることがないよう、商品の適正な計量を行うこと。
 - (8) 供給した商品等について、修理、交換等のアフターサービスを行うこと。
 - (9) 商品等を自動販売機その他これに類する機械（以下「自動販売機等」という。）により供給するときは、当該自動販売機等の見やすい場所に、当該自動販売機等を管理する者の住所、氏名又は名称、電話番号その他必要な事項を表示するとともに、当該自動販売機等の適正な管理を行うこと。

- 2 事業者又は事業者団体は、前項各号に掲げる事項に関し、事業者が守るべき基準についての協定又は規約を締結し、又は設定するよう努めなければならない。

追加〔平成17年条例15号〕、一部改正〔平成28年条例15号〕

(県の基準の設定等)

- 第13条** 知事は、商品等について、品質、広告その他の表示、包装等の適正化を図るため、必要があると認めるときは、事業者が守るべき基準を定めることができる。
- 2 知事は、前項の基準を定め、これを変更し、又はこれを廃止したときは、その旨を告示するものとする。
 - 3 知事は、事業者が第1項の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう指導し、又は勧告することができる。

一部改正〔平成17年条例15号・28年15号〕

(不当な取引行為の禁止)

- 第14条** 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。
- (1) 消費者に対し、商品等に関する重要な事項について事実を告げず、若しくは事実と異なることを告げ、若しくは誤認を招く情報を提供し、又は消費者を威迫し、若

しくは心理的不安に陥れる等の不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

- (2) 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為
- (3) 消費者を欺き、威迫する等の不当な方法を用いて、契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行の全部若しくは一部を迫り、又は契約に基づく債務の履行の全部若しくは一部を拒否し、若しくは正当な理由なく遅延させる行為
- (4) 消費者に対し、消費者の正当な理由に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出（以下この号において「契約の解除等」という。）を妨げて契約の成立又は存続を強要し、又は契約の解除等に基づく債務の履行の全部若しくは一部を拒否し、若しくは正当な理由なく遅延させる行為

2 知事は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

3 知事は、不当な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、前項の調査の経過及び結果を消費者に提供するものとする。

4 知事は、事業者が不当な取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するための必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

追加〔平成13年条例42号〕、一部改正〔平成17年条例15号・28年15号〕

第3章 消費者の啓発等

一部改正〔平成28年条例15号〕

(啓発及び教育)

第15条 知事は、消費者の自立を支援するため、商品等及びその取引並びに資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用その他の環境の保全に関する知識の普及、情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を行うものとする。

一部改正〔平成13年条例42号・17年15号・28年15号〕

(消費者団体の活動の促進)

第16条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成17年条例15号・28年15号〕

第4章 消費生活センターの組織及び管理運営等

追加〔平成28年条例15号〕

(設置)

第17条 県民の消費生活の安定及び向上を図るため、宮崎県消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置する。

追加〔平成28年条例15号〕

(名称及び位置)

第18条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|----|----|
| | |

| | |
|----------------------------------|----------------------------|
| 宮崎県消費生活センター | 宮崎市江平西 2 丁目 1 番 20号 |
| 宮崎県消費生活センター都城支所 | 都城市北原町 16街区 1 号 |
| 宮崎県消費生活センター延岡支所 | 延岡市本小路 39番地 3 |
| 追加〔平成 28 年条例 15 号〕 | |

(業務)

第19条 消費生活センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 消費生活に関する啓発及び教育に関する業務
 - (2) 消費生活に関する相談及び苦情処理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、消費生活の安定及び向上を図るために必要な業務
- 追加〔平成**28**年条例**15**号〕

(消費生活センターの長及び職員)

第20条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

追加〔平成**28**年条例**15**号〕

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第21条 消費生活センターには、消費者安全法（平成**21**年法律第**50**号）第**10**条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成**26**年法律第**71**号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

追加〔平成**28**年条例**15**号〕

(消費生活センターの情報の安全管理)

第22条 消費生活センターは、業務により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成**28**年条例**15**号〕

第5章 生活関連物資の供給及び価格の安定

(調査及び情報の提供)

第23条 知事は、生活関連物資の需給及び価格の動向について、調査を行うとともに、必要な情報を県民に提供するものとする。

一部改正〔平成**28**年条例**15**号〕

(緊急時の物資の指定)

第24条 知事は、生活関連物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定又は前項の規定による指定の解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

一部改正〔平成**28**年条例**15**号〕

(指定物資の調査等)

第25条 知事は、前条第1項の規定により指定した生活関連物資（以下「指定物資」という。）に関し、価格上昇の原因、需給の状況その他必要な事項について、速やかに調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査の結果当該指定物資を供給する事業者がその円滑な流通を妨げ、又は適正な利得を著しく超えることとなる価格で供給を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該指定物資の売渡しその他の必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

一部改正〔平成13年条例42号・28年15号〕

第6章 調査及び公表

追加〔平成13年条例42号〕、一部改正〔平成28年条例15号〕

（立入調査等）

第26条 知事は、第11条第2項、第14条第2項又は前条第1項に規定する調査を行うときは、必要な限度において、当該関係事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に当該関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

追加〔平成13年条例42号〕、一部改正〔平成17年条例15号・28年15号〕

（公表）

第27条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、当該事業者の氏名又は名称及び住所、当該行為の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

（1）前条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（2）第11条第5項、第13条第3項、第14条第4項又は第25条第2項の規定による勧告に従わないとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

追加〔平成13年条例42号〕、一部改正〔平成28年条例15号〕

（緊急措置としての公表）

第28条 知事は、事業者の供給する商品等の欠陥又は事業者の不当な取引行為により、消費者の生命、身体、財産等に重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消費者に生ずる被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該商品等の名称又は不当な取引行為の内容、当該事業者の氏名又は名称及び住所その他の規則で定める事項を公表することができる。

追加〔平成17年条例15号〕、一部改正〔平成28年条例15号〕

第7章 苦情の処理及び紛争の解決

全部改正〔平成17年条例15号〕、一部改正〔平成28年条例15号〕

（苦情処理及び紛争解決の促進）

第29条 知事は、商品等に関し事業者と消費者との間に生じた苦情の申出を受けたときは、速やかにその内容を調査し、当該苦情を専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処

理するため、市町村との連携を図りつつ、あっせんその他必要な措置を講ずるものとする。この場合において、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うものとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、類似の被害が多数発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、速やかに県民に当該苦情に係る情報を提供する等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、商品等に関し事業者と消費者との間に生じた苦情を専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理するため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 4 知事は、商品等に関し事業者と消費者との間に生じた紛争を専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決するために必要な施策を講ずるものとする。

一部改正〔平成17年条例15号・28年15号〕

(調停)

第30条 知事は、消費生活に関する苦情について必要があると認めるときは、宮崎県消費者苦情処理委員会の調停に付することができる。

一部改正〔平成28年条例15号〕

(訴訟の援助)

第31条 知事は、消費者が事業者を相手とする訴訟を提起する場合において、当該訴訟が次の各号のすべてに該当するときは、宮崎県消費者苦情処理委員会の意見を聴いて、当該消費者に対し、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けを行うことができる。

- (1) 宮崎県消費者苦情処理委員会の調停によって解決されなかつた消費者の苦情に係るものであること。
- (2) 類似の被害が多数発生し、又は発生するおそれのある消費者の苦情に係るものであること。
- (3) 訴訟物の価額が規則で定める額以下であること。

一部改正〔平成28年条例15号〕

(貸付金の返還等)

第32条 前条の資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）を返還しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、借受者が訴訟の結果訴訟の費用を償うことができないとき、その他やむを得ない理由により貸付金を返還することができないと認めるときは、貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

一部改正〔平成28年条例15号〕

第8章 宮崎県消費生活対策審議会及び宮崎県消費者苦情処理委員会

一部改正〔平成28年条例15号〕

(宮崎県消費生活対策審議会)

第33条 知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議させるため、宮崎県消費生活対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 知事は、第13条第1項に規定する基準を定め、これを変更し、又は廃止しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

一部改正〔平成28年条例15号〕

(審議会の組織等)

第34条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

8 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

9 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

10 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成17年条例15号・28年15号〕

(宮崎県消費者苦情処理委員会)

第35条 第30条に規定する調停（次項において「調停」という。）及び第31条に規定する訴訟の費用に充てる資金の貸付けについての審議を行わせるため、宮崎県消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、調停を行うため必要があると認めるときは、消費者、事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

一部改正〔平成17年条例15号・28年15号〕

(委員会の組織等)

第36条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

5 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

8 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

9 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

10 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成28年条例15号〕

第9章 雜則

一部改正〔平成**28**年条例**15**号〕

(試験、検査等の施設の整備)

第37条 県は、消費者政策の実効を確保するため、商品等に関する試験、検査等を行う施設の整備に努めるものとする。

一部改正〔平成**17**年条例**15**号・**28**年**15**号〕

(国等への要請)

第38条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、適切な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

一部改正〔平成**28**年条例**15**号〕

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成**28**年条例**15**号〕

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和**54**年9月規則第**28**号で、同**54**年9月1日から施行)

附 則 (平成**11**年**12**月**24**日条例第**43**号)

この条例は、平成**12**年4月1日から施行する。

附 則 (平成**13**年**10**月**5**日条例第**42**号)

この条例は、平成**14**年4月1日から施行する。

附 則 (平成**17**年**3**月**29**日条例第**15**号)

この条例は、平成**17**年4月1日から施行する。

附 則 (平成**28**年**3**月**23**日条例第**15**号)

この条例は、平成**28**年4月1日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月21日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

鹿児島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

自治体

鹿児島県

見出し

第7編：環境生活
第1章：県民生活
第1節：消費生活

例規番号

昭和52年10月3日 条例第33号

制定日

昭和52年10月3日

統一条例コード

460001-00886644

分類

条例

例規集更新日

令和2年10月30日

収集日

令和3年7月21日

○鹿児島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

昭和52年10月3日

条例第33号

鹿児島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例をここに公布する。

鹿児島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

目次

第1章 総則(第1条—第6条の4)

第2章 消費生活の安全等に関する施策

第1節 安全の確保(第7条—第9条)

第2節 規格, 表示等の適正化(第10条—第13条)

第3節 不当な取引行為の防止(第14条—第14条の3)

第4節 啓発活動の推進等(第15条・第16条)

第3章 生活関連商品に関する施策(第17条—第22条)

第4章 消費者被害の救済に関する施策(第23条—第27条)

第5章 消費生活における環境への配慮(第28条・第29条)

第6章 鹿児島県生活安定審議会(第30条・第31条)

第7章 雜則(第32条—第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県、市町村及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(平17条例19・一部改正)

(基本理念)

第2条 県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)を推進するに当たつては、県、市町村、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の相互の理解と協力のもとに、本県の自然的地理的条件並びに都市、農山漁村及び離島におけるそれぞれの地域の実情に即した施策が講じられるとともに、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重すること並びに消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本としなければならない。

- (1) 消費生活において、消費者の安全が確保されること。
 - (2) 消費生活において、商品又は役務(以下「商品等」という。)について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
 - (3) 消費生活において、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること。
 - (4) 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
 - (5) 消費生活において、消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。
- 2 消費者の自立の支援に当たつては、消費者の安全の確保等に関する事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者施策を推進するに当たつては、高度情報通信社会及び国際化の進展に的確に対応することに配慮しなければならない。
- 4 消費者施策を推進するに当たつては、環境の保全に配慮しなければならない。

(平13条例9・平17条例19・一部改正)
(県の責務等)

第3条 県は、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのつとり、経済社会の変動に即応して、消費者施策を講ずるとともに、これを推進する責務を有する。

(平17条例19・全改)

第4条 市町村は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのつとり、当該地域の実情に即した消費者施策を講ずるとともに、これを推進するよう努めなければならない。

(平17条例19・全改)

(事業者の責務等)

第5条 事業者は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
 - (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - (5) 県又は市町村が実施する消費者施策に協力すること。
- 2** 事業者は、その供給する商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(平17条例19・全改)

第5条の2 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情(以下「消費者苦情」という。)の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(平17条例19・追加)

(消費者の自主性等)

第6条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(平17条例19・全改)

第6条の2 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(平17条例19・追加)
(知事への申出)

第6条の3 県民は、この条例の定めに違反する事業者の事業活動により、又はこの条例に基づく措置がとられていないことにより、第2条第1項各号に掲げる消費者の権利が不当に侵され、又はそのおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

(平17条例19・追加)
(消費者基本計画)

第6条の4 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 長期的に講すべき消費者施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 知事は、消費者基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、鹿児島県生活安定審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、消費者基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(平17条例19・追加)

第2章 消費生活の安全等に関する施策

第1節 安全の確保

(平13条例9・追加、平17条例19・改称)

(安全の確保)

第7条 事業者は、消費者の安全を害するおそれがある商品等を供給してはならない。

(平17条例19・一部改正)

(安全の確保に関する調査)

第8条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等について、安全を害するおそれがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(平17条例19・一部改正)

(安全確保勧告)

第9条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の安全を害するおそれがあると認めるときは、消費者の安全を確保するため、当該事業者に対し、当該商品等の

供給の中止、回収その他必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、速やかに、その旨を消費者に周知させるものとする。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた事業者に対し、当該勧告に基づいてとつた措置及びその結果について、報告を求めることができる。

(平17条例19・一部改正)

第2節 規格、表示等の適正化

(平13条例9・追加)

(規格、表示等の適正化)

第10条 事業者は、その供給する商品等について、次に掲げる事項を推進するよう努めるものとする。

(1) 品質の向上及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格によること。

(2) 消費者が選択又は使用を誤ることがないよう価格、原材料、量目、製造年月日、消費期限、賞味期限、保存方法、原産地等を適正に表示すること。

(3) 消費者が不利益を被ることがないよう適正な計量をすること。

(4) 消費者が誤認し、又はその負担が著しく増大することのないよう過大又は過剰な包装をしないこと。

(5) 消費者への供給後における修理、交換等のアフターサービスの向上を図ること。

(6) 消費者が選択を誤るおそれのないよう広告に当たつては、その表現に留意し、適正な情報を提供すること。

(平13条例9・一部改正)

(自主基準の設定)

第11条 事業者団体は、商品等について、消費者が適かつ容易に選択し、又は安全に使用し、若しくは利用することができるようにするため、商品等の規格、表示、包装等の適正化に関し、事業者の遵守すべき基準(以下「自主基準」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 事業者団体は、自主基準を定めたときは、速やかに、当該自主基準を知事に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

3 知事は、事業者団体に対し、自主基準の設定及び変更について、必要な指導又は助言を行うことができる。

(平17条例19・一部改正)

(県の基準の設定)

第12条 知事は、事業者が供給する商品等の規格、表示、包装等の適正化に関し特に必要があると認めるときは、当該商品等の規格、表示、包装等の基準(以下「県の基準」という。)を定めることができる。

2 知事は、県の基準を定めようとするときは、あらかじめ、鹿児島県生活安定審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに、これを告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(県の基準の遵守義務)

第13条 事業者は、県の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

2 知事は、事業者が県の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

第3節 不当な取引行為の防止

(平13条例9・追加)

(不当な取引行為の禁止)

第14条 事業者は、商品等の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為として規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行つてはならない。

(1) 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品等に関する重要な情報を故意に提供せず、若しくは商品等に関する誤認を招く情報を提供し、消費者を威迫し、若しくは心理的不安に陥れる等不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為

(3) 消費者を欺き、威迫する等不当な方法を用いて契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは不当に遅延させる行為

(4) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しの申出を妨げて契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しによって生ずる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは不当に遅延させる行為

(平13条例9・全改)

(不当な取引行為の調査)

第14条の2 知事は、事業者が不当な取引行為を行つている疑いがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(平13条例9・追加)

(不当な取引行為の是正勧告)

第14条の3 知事は、事業者の不当な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう勧告するとともに、速やかに、当該不当な取引行為に関する情報を消費者に提供するものとする。

(平13条例9・追加)

第4節 啓発活動の推進等

(平13条例9・追加)

(啓発活動及び教育の推進等)

第15条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつて消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 市町村は、当該地域の実情に即した啓発活動の推進及び教育の充実等の施策を講ずるよう努めなければならない。

3 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう努めるものとする。

(平17条例19・一部改正)

(試験、検査等の実施)

第16条 知事は、商品の試験、検査等を行うとともに、必要に応じて、その結果に関する情報を県民に提供するものとする。

第3章 生活関連商品に関する施策

(情報の収集及び提供等)

第17条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い商品(以下「生活関連商品」という。)の需給の状況及び価格の動向に関する情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供するものとする。

2 事業者は、前項の規定による情報の収集に協力しなければならない。

(生活関連商品の供給等の協力要請)

第18条 知事は、生活関連商品の価格の安定及び流通の円滑化を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連商品の円滑な供給その他必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

(緊急措置を要する商品の指定)

第19条 知事は、生活関連商品の需給の状況又は価格の動向が消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において必要があると認めるときは、当該生活関連商品を緊急措置を要する商品として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定商品の調査)

第20条 知事は、前条第1項の規定により指定した生活関連商品(以下「指定商品」という。)の需給の状況及び価格の動向について、必要な調査を行うものとする。

(指定商品の売渡し勧告)

第21条 知事は、事業者が買占め又は売惜しみにより指定商品を多量に保有していると認めるときは、当該事業者に対し、売渡しをすべき期限を定めて、当該指定商品を売り渡すよう勧告することができる。

(指定商品の価格の引下げ勧告)

第22条 知事は、事業者が指定商品を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、当該事業者に対し、その価格を速やかに引き下げるよう勧告することができる。第4章 消費者被害の救済に関する施策

第23条 削除

(平17条例19)

(苦情処理及び紛争解決の促進等)

第24条 市町村は、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。

2 知事は、市町村との連携を図りつつ、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせん等を行うものとする。この場合において、知事は、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあつせん等を行うものとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するよう努めなければならない。

3 知事は、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策(前項に規定するものを除く。)を講ずるよう努めなければならない。

4 知事は、商品等に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平17条例19・全改)

第25条 知事は、消費者苦情の処理の申出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情を解決するため、あつせんその他の措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の規定による調査のため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定によるあつせんその他の措置によつて解決することができなかつた消費者苦情については、これを鹿児島県生活安定審議会の調停に付することができる。

(昭61条例10・一部改正)

(訴訟の援助)

第26条 知事は、事業者の供給する商品等によつて被害を受けた消費者がその事業者を相手とする訴訟(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条に規定する和解及び民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停を含む。以下同じ。)を提起しようとする場合において、当該訴訟が次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすときは、当該消費者に

対し、規則で定めるところにより当該訴訟に要する資金の貸付けを行うほか、訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

(1) 鹿児島県生活安定審議会の調停によつて解決されなかつた消費者苦情に係るもので、鹿児島県生活安定審議会が援助を適當であると認めたものであること。

(2) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれのある商品等に係るものであること。

(3) 一件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。

(昭61条例10・平13条例9・一部改正)

(貸付金の返還等)

第27条 前条の規定により訴訟に要する資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第5章 消費生活における環境への配慮

(平13条例9・全改)

第28条 知事は、環境に配慮した消費生活を推進するため、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に関する知識の普及、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者は、商品等の供給を行うに当たつては、環境に配慮し、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

3 消費者は、商品等の選択、使用、処分等を行うに当たつては、環境に配慮し、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(平13条例9・一部改正)

第29条 削除

(平13条例9)

第6章 鹿児島県生活安定審議会

(昭61条例10・一部改正)

(鹿児島県生活安定審議会)

第30条 知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を調査審議し、並びに消費者苦情の調停を行い、及び消費者が事業者を相手に提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議するため、鹿児島県生活安定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員22人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

(1) 消費者を代表する者

(2) 事業者を代表する者

(3) 学識経験のある者

(4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、**2年**とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

5 審議会は、消費者苦情の調停を行い、及び消費者が事業者を相手に提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議するため、消費者苦情処理部会を置くことができる。

6 前**4**項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭**61**条例**10**・一部改正)

(資料の提出等の要求)

第31条 審議会は、消費者苦情の調停を行い、及び消費者が事業者を相手に提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議するため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(昭**61**条例**10**・全改)

第7章 雜則

(立入調査等)

第32条 知事は、**第9条第1項**、**第14条の3**、**第21条**及び**第22条**の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に当該事業者の営業所、事務所、工場、倉庫その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により、職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第**1**項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平**13**条例**9**・一部改正)

(公表)

第33条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容その他必要な事項について公表することができる。

(1) 第**8条第2項**、**第14条の2第2項**、**第25条第2項**又は**第31条**の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。

(2) 第**9条第1項**、**第13条第2項**、**第14条の3**、**第21条**又は**第22条**の規定による勧告に従わなかつたとき。

(3) 前条第**1**項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

(昭**61**条例**10**・平**13**条例**9**・一部改正)

(国等への要請)

第34条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国及び関係地方公共団体並びに県外の事業者に対し、適切な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(規則への委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鹿児島県民の生活安定のための緊急対策に関する条例の廃止)

2 鹿児島県民の生活安定のための緊急対策に関する条例(昭和49年鹿児島県条例第22号)は、廃止する。

附 則(昭和61年3月28日条例第10号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日条例第9号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日条例第19号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月21日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

鹿児島市消費生活条例

自治体

鹿児島県 鹿児島市

見出し

第10類：民生

第6章：消費生活

例規番号

平成12年3月27日 条例第4号

制定日

平成12年3月27日

統一条例コード

462012-60263778

分類

条例

例規集更新日

令和2年7月1日

収集日

令和3年7月21日

○鹿児島市消費生活条例

平成12年3月27日

条例第4号

目次

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 消費者の主体的かつ合理的な行動への支援(第9条—第11条)

第3章 適正な事業活動の確保

第1節 安全な商品又はサービスの確保(第12条—第15条)

第2節 表示等の適正化(第16条—第19条)

第3節 取引の適正化(第20条—第22条)

第4節 生活関連商品等の安定的供給の確保等(第23条・第24条)

第5節 立入調査、公表等(第25条・第26条)

第4章 消費者被害の救済(第27条—第29条)

第5章 災害時における安定した消費生活の回復(第30条)

第6章 鹿児島市消費生活審議会(第31条・第32条)

第7章 雜則(第33条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費生活に関し、市及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定めることにより、健全な消費生活の実現を推進し、もって市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者** 事業者が供給する商品又はサービスを使用し、又は利用して生活する者をいう。
- (2) 事業者** 商業、工業、サービス業その他の事業を行うものをいう。
- (3) 商品** 消費者が消費生活を営む上で使用する物をいう。
- (4) サービス** 消費者が消費生活を営む上で使用し、又は利用するもののうち、商品以外のものをいう。

(基本理念)

第3条 第1条の目的の達成に当たっては、市、事業者及び消費者が、相互の信頼と協力を基調とし、次に掲げる事項について消費者の権利の確立を図ることを基本理念とするものとする。

- (1)** 商品又はサービスによって、その生命、身体又は財産に危害を受けないこと。
- (2)** 消費生活を営む上で必要な情報の提供を受けること。
- (3)** 消費生活を営む上で必要な知識について学習でき、及び教育を受けること。
- (4)** 商品又はサービスについて、消費生活を営む上で必要な表示がなされること。
- (5)** 消費生活を営む上で行う事業者との取引を適正な方法及び条件で行えること。
- (6)** 消費生活を営む上で不当に受けた被害から速やかに救済されること。
- (7)** 消費生活に関する施策について、意見を表明し、及び参加できること。

(市の責務)

第4条 市は、健全な消費生活が実現されるよう、必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、健全な消費生活が実現するよう、必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、自ら進んで消費生活に必要な知識を深め、主体的かつ合理的に行動できるよう努めるものとする。

(国又は他の地方公共団体等との相互協力等)

第7条 市長は、消費生活に関する施策を実施するに当たり、必要と認めるときは、国、他の地方公共団体又は関係団体に対し、協力を求め、又は適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

2 市長は、国、他の地方公共団体又は関係団体が実施する消費生活に関する施策その他事業の推進について協力を求められた場合に、必要があると認めるときは、これに応じるものとする。

(環境への配慮)

第8条 市、事業者及び消費者は、消費生活が環境に配慮して営まれるよう、それぞれが積極的な役割を果たすものとする。

2 市は、消費生活が環境に配慮して営まれるよう、知識の普及及び情報の提供を行うとともに、必要な施策を講ずるものとする。

3 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境に配慮された商品又はサービスの開発及び供給並びに消費者の環境に配慮した消費生活を営もうとする努力への協力に努めなければならない。

4 消費者は、商品又はサービスを選択し、使用し、若しくは利用し、又は使用し、若しくは利用した結果として生じた不要物を廃棄するに当たっては、環境に配慮するよう努めなければならない。

第2章 消費者の主体的かつ合理的な行動への支援

(学習等の支援及び消費者教育の推進)

第9条 市は、消費生活に関する知識の向上を図る消費者の自主的な学習等を支援するため、学習資料の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、消費者が消費生活を営む上で基礎的な知識を身に付けるとともに、主体的かつ合理的に行動できる能力を養えるよう、生涯を通じて消費者教育を受けられる機会の提供に努めなければならない。

(情報の収集及び提供)

第10条 市長は、消費者が主体的かつ合理的な消費生活を営むために必要な情報を収集し、これを消費者に提供するよう努めなければならない。

(消費者の意見等の反映)

第11条 市長は、広く消費者の意見等を把握し、これを市が実施する消費生活に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

2 市長は、消費者の意見等が事業者の事業活動に反映されるよう、消費者と事業者との対話その他交流の機会の確保に努めるものとする。

第3章 適正な事業活動の確保

第1節 安全な商品又はサービスの確保

(欠陥商品等の供給の禁止)

第12条 事業者は、その供給する商品又はサービスの特性、通常予見される使用又は利用の形態その他の事情を考慮して、通常有すべき安全性を欠くことにより、消費者の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品又はサービス(以下「欠陥商品等」という。)を供給してはならない。

(欠陥商品等に関する調査等)

第13条 市長は、商品又はサービスが欠陥商品等であるとの疑いがあると認めるときは、当該商品又はサービスについて、必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査によっては同項の疑いを解消することが困難であると認めるときは、当該商品又はサービスを供給する事業者に対して、資料の提出その他の方法により、当該商品又はサービスが欠陥商品等ではないことを立証するよう求めることができる。

3 市長は、第1項の調査又は前項の規定による立証の結果、健全な消費生活を実現するためには必要があると認めるときは、当該調査又は立証の経過及び結果に関する情報を消費者に提供するものとする。

(欠陥商品等に対する事業者の措置)

第14条 事業者は、その供給する商品又はサービスが欠陥商品等であることが明らかになったときは、直ちに、当該事実の発表、当該商品又はサービスの供給の中止、当該商品の回収その他危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(欠陥商品等についての指導及び勧告)

第15条 市長は、商品又はサービスが欠陥商品等であると認定したとき、又は欠陥商品等であることが明らかであるにもかかわらず前条に規定する措置が講じられていないと認定したときは、当該欠陥商品等を供給している事業者に対し、直ちに前条に規定する措置を講ずるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行おうとするときは、あらかじめ、第31条に規定する鹿児島市消費生活審議会に諮るものとする。ただし、消費者の安全を守るために緊急の必要がある場合は、この限りでない。

第2節 表示等の適正化

(表示の適正化)

第16条 事業者は、消費者が商品又はサービスを選択し、使用し、若しくは利用し、又は使用し、若しくは利用した結果として生じた不要物を廃棄する際に適切な判断ができるよう、当該商品又はサービスの性質に応じ、適正かつ分かりやすい表示を行うよう努めなければならない。

(包装の適正化)

第17条 事業者は、商品の包装(容器を使用する場合を含む。以下同じ。)をする場合は、消費者に危害等を及ぼさないように安全な包装をしなければならない。

2 事業者は、消費者の適正な判断を誤らせるような過大又は過剰な包装を行わないよう努めなければならない。

3 事業者は、資源の有効利用に資するため、できる限り簡易な包装に努めるとともに、包装資材が不要となったときは、適正に再利用され、若しくは再生利用されるよう、又は適正に廃棄されるよう配慮しなければならない。

4 消費者は、前項に規定する事項に関し、積極的に協力するよう努めなければならない。

(計量の適正化)

第18条 事業者は、商品又はサービスの供給に当たっては、適正な計量の実施に努めなければならない。

2 市長は、消費者の適正な計量に関する知識の啓発を行うものとする。

(広告の適正化)

第19条 事業者は、その供給する商品又はサービスの広告を行う場合は、虚偽又は誇大な表現その他消費者の適切な判断を誤らせるおそれのあるような表現を避け、正確で、かつ、消費者の適切な判断に必要な情報を提供するよう努めなければならない。第3節取引の適正化

(不当な取引行為の禁止)

第20条 事業者は、消費者との間で取引を行う場合は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 消費者に対して、販売の意図を隠して接近し、又は商品若しくはサービスの内容、取引条件その他取引内容等について、重要な情報を故意に提供せず、虚偽の情報を提供し、若しくは誤解を生じさせるおそれのある情報を提供することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 消費者に対して、執ように説得し、威迫し、若しくは心理的に不安な状態に陥らせ、若しくは判断力を失わせるような手段等を用い、又は消費者の知識若しくは経験の不足に乘じる等して、契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な取引に関する意思の形成を待たずに契約を締結させる行為

(3) 消費者に対して、著しく不当な不利益をもたらすことが明白な事項を内容とする契約を締結させる行為

(4) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は心理的に不安な状態に陥らせる等の不当な手段を用いて、当該消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為

(5) 消費者から契約に基づく債務の完全な履行を求める正当な請求がなされているにもかかわらず、当該請求に対して、適切な処理をせず、履行をいたずらに遅延させ、又は不当に拒否する行為

(6) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われているにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行をいたずらに遅延させ、若しくは不当に拒否する行為

(7) 消費者が他の事業者から商品又はサービスを購入することを条件又は原因として、当該消費者に対して、当該購入に要する資金の貸付けその他の信用の供与をする契約(以下「三者間契約」という。)において、当該購入に係る他の事業者の行為が第1号から第3号までのいずれかの行為に該当することを知りながら、又は該当することが明白であるにもかかわらず、三者間契約の締結を勧誘し、又は三者間契約を締結させる行為

(8) 三者間契約において、当該消費者により、当該購入に係る他の事業者に対して生じている事由をもってする正当な根拠に基づく対抗が行われているにもかかわらず、当該消費者又はその関係人に対し、不当な手段を用いて、債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為

(不当な取引行為に関する調査及び情報提供)

第21条 市長は、事業者が行う取引行為が前条各号に掲げる不当な取引行為に該当する疑いがあると認めるときは、当該取引行為について、必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、当該取引行為による被害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、当該取引行為に関する情報を消費者に提供するものとする。

(不当な取引行為に対する指導及び勧告)

第22条 市長は、事業者が第20条の規定に違反していると認めるときは、当該違反行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

第4節 生活関連商品等の安定的供給の確保等

(生活関連商品等の安定的供給の確保)

第23条 事業者は、日常の消費生活に関連の深い商品又はサービス(以下「生活関連商品等」という。)が消費者に安定して供給されるよう努めなければならない。

2 市長は、生活関連商品等の消費者への安定的供給に必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう要請できるものとする。

3 事業者は、前項の規定による要請に協力するよう努めなければならない。

(生活関連商品等の情報の収集等)

第24条 市長は、生活関連商品等のうち必要と認めるものについて、価格の動向、需給の状況その他必要な情報の収集を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により収集した情報を消費者に提供するものとする。

3 事業者は、第1項の規定による情報収集に協力しなければならない。

第5節 立入調査、公表等

(立入調査等)

第25条 市長は、第13条第1項又は第21条第1項に規定する調査を行うために必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又は職員をして、事業者の事務所、事業所、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をし、又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第26条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ、第31条に規定する鹿児島市消費生活審議会に諮った上で、当該事業者の住所(法人にあっては所在地)、氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)及びその内容を公表することができる。ただし、当該事業者に正当な事由がある場合は、この限りでない。

(1) 第13条第2項の規定による立証をせず、又は虚偽の資料若しくは方法によりこれをしたとき。

(2) 第15条第1項又は第22条の規定による勧告に従わないとき。

(3) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該事業者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表の対象となる事業者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、当該事業者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、意見の聴取を行う期日及び場所並びに同項の規定による通知の内容を記載した書面をいつでも当該事業者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当該事業者に到達したものとみなす。

第4章 消費者被害の救済

(事業者による消費者苦情の処理)

第27条 事業者は、消費者との取引その他事業活動から生じた消費者からの苦情(以下「消費者苦情」という。)を迅速かつ適切に処理しなければならない。

2 事業者は、消費者苦情を迅速かつ適切に処理するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(助言、あっせん等)

第28条 市長は、消費者から消費者苦情に関する相談その他消費生活上の相談を受けたときは、その解決のために必要な助言等を行うものとする。

2 市長は、前項の消費者苦情に関する相談を受け、同項の助言等を行ったにもかかわらず当該消費者苦情が解決しない場合で、必要と認めるときは、当該消費者苦情の解決のあっせんを行うものとする。

3 市長は、前項に規定するあっせんを行うために必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る消費者、事業者その他の関係人に対して、説明、報告又は資料の提出を求めることができる。

(調停)

第29条 市長は、前条第2項に規定するあっせんを行ったにもかかわらず解決することが困難な消費者苦情について、必要と認めるときは、第31条に規定する鹿児島市消費生活審議会の調停に付することができる。

第5章 災害時における安定した消費生活の回復

第30条 市、事業者及び消費者は、消費生活の安定が災害の発生により損なわれたときは、その迅速な回復を図るため、それぞれが積極的な役割を果たすとともに、相互に協力するよう努めなければならない。

2 市長は、災害発生時においては、迅速かつ正確に消費生活に関する情報の収集及び提供を行うなど必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、災害発生時においては、自ら進んで、生活関連商品等の安定的な供給、適正な取引行為の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 消費者は、災害発生時においては、必要な情報を収集し、適切な判断を行うことにより、自ら安定した消費生活の回復を妨げることがないよう、冷静かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

第6章 鹿児島市消費生活審議会

(設置)

第31条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び第29条の規定による調停を行うため、鹿児島市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 第15条の規定による欠陥商品等に係る認定に関すること。

(2) 第26条第1項の規定による公表に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の運用その他消費者行政に関する重要事項に関すること。

(組織等)

第32条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 消費者を代表する者

(3) 事業者を代表する者

(4) その他市長が必要と認める者

- 3 委員の任期は、**2年**とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることがある。
- 5 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雜則

(委任)

第**33**条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成**12年10月1日**から施行する。

(鹿児島市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 鹿児島市報酬及び費用弁償条例(昭和**42**年条例第**27**号)の一部を次のように改正する。

別表第**3**区分の欄中「国民健康保険運営協議会」の次に「消費生活審議会」を加える。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

沖縄県消費生活条例

自治体

沖縄県

見出し

第6編：民生

第1章：社会福祉

第10節：消費生活

例規番号

平成17年12月27日 条例第67号

制定日

平成17年12月27日

統一条例コード

470007-18564983

分類

条例

例規集更新日

令和2年8月1日

収集日

令和3年7月19日

沖縄県消費生活条例

平成17年12月27日条例第67号

改正 平成28年3月31日条例第22号

沖縄県消費生活条例をここに公布する。

沖縄県消費生活条例

沖縄県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年沖縄県条例第17号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 消費者の安全の確保（第11条—第14条）
- 第3章 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保
 - 第1節 表示、広告等の適正化（第15条—第20条）
 - 第2節 不当な取引行為の禁止（第21条—第23条）
 - 第3節 生活関連物資の供給及び価格の安定（第24条—第27条）
- 第4章 消費者啓発及び消費者教育の推進（第28条）
- 第5章 消費者被害の救済（第29条—第33条）
- 第6章 環境の保全への配慮（第34条—第36条）
- 第7章 消費生活センターの組織及び運営等に関する基準（第37条—第41条）
- 第8章 沖縄県消費生活審議会（第42条）
- 第9章 雜則（第43条—第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の基本となる事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者政策の推進は、県、市町村、事業者及び消費者の相互の信頼を基調として、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本としなければならない。

- （1）消費者の安全が確保されること。
 - （2）商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
 - （3）消費者に対し必要な情報が提供されること。
 - （4）消費者に対し教育の機会が提供されること。
 - （5）消費者の意見が消費者政策に反映されること。
- （6）消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

2 県は、消費者政策を推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が推進する消費者政策について、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

3 県は、消費者政策の推進に当たっては、市町村と相互に協力するとともに、消費者の意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- (4) 事業者と消費者との間に生じた苦情（以下「消費者苦情」という。）を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、消費者苦情を適切に処理すること。

(5) 県又は市町村が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務について、流通の円滑化及び価格の安定に努めなければならない。

3 事業者は、事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の役割)

第5条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、消費者苦情の処理体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するとともに、消費者相互の連携を図ることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第7条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(県民の申出)

第8条 県民は、この条例の定めに違反する事業活動により、又はこの条例に定める措置がとられていないことにより、消費者の権利が侵害され、又はそのおそれがあると認めるときは、知事に対しその旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他必要な措置をとるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、申出の内容及びその結果について県民に情報を見せるものとする。

(国等への措置要請)

第9条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、国及び関係地方公共団体に対して適切な措置を講ずるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(消費者基本計画)

第10条 知事は、消費者政策の計画的な推進を図るために、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を策定するものとする。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 消費者政策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 知事は、消費者基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

第2章 消費者の安全の確保

(危険商品等の供給禁止)

第11条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品及び役務を供給してはならない。

(危険商品等の調査)

第12条 知事は、事業者が供給する商品又は役務について、消費者に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により、調査を行う場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品又は役務の安全性について、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(指導及び勧告)

第13条 知事は、事業者が供給する商品又は役務について、消費者に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、危害を防止するために当該事業者に対し、当該商品又は役務の製造若しくは販売の中止又は回収その他必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該勧告の内容及びその結果について消費者に情報を提供するものとする。

(緊急危害防止措置)

第14条 知事は、事業者が供給する商品又は役務について、消費者に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、直ちに当該商品又は役務の名称、これを供給する事業者の氏名若しくは名称又は住所その他当該事業者を特定する情報を消費者に提供することができる。

第3章 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

第1節 表示、広告等の適正化

(表示等の適正化)

第15条 事業者は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際し選択等を誤ることがないよう、その供給する商品及び役務の表示について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 品質、内容その他の必要な事項を明確かつ平易に表示すること。
 - (2) 販売価格又は利用料金を商品又は見やすい場所に表示すること。
 - (3) 品質、内容、価格その他の消費者の判断に影響を与える重要な事項について、著しく事実に相違する表示又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると消費者を誤認させるような表示を行わないこと。
- 2 事業者は、品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、その供給する商品及び役務について、適正な規格を定めるよう努めなければならない。

(広告の適正化)

第16条 事業者は、消費者が商品の購入又は役務の利用に際し選択等を誤ることがないよう、その供給する商品及び役務の品質、内容、価格その他の消費者の判断に影響を与える重要な事項について、著しく事実に相違する広告又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると消費者を誤認させるような広告をしてはならない。

(自主基準の設定)

第17条 事業者及び事業者団体は、前2条に規定する事項に関する基準（以下「自主基準」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 事業者及び事業者団体は、自主基準を定めるに当たっては、消費者の意見が反映されるよう努めなければならない。
- 3 事業者団体は、自主基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、事業者団体が自主基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、当該事業者団体に対し、必要な指導及び助言をすることができる。
- 5 事業者及び事業者団体は、自主基準を定め、変更し、又は廃止したときは、県民にその旨を周知させなければならない。

(県基準の設定)

第18条 知事は、表示、広告等の適正化を図るために必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、第15条及び第16条に規定する事項に関し、事業者が遵守すべき基準（以下「県基準」という。）を定めることができる。

- 2 知事は、県基準を定め、変更し、又は廃止したときは、速やかに告示するものとする。

(指導及び勧告)

第19条 事業者は、県基準を遵守しなければならない。

- 2 知事は、事業者が県基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう指導し、又は勧告することができる。

(適正計量の実施)

第20条 事業者は、販売その他の取引に際して消費者が不利益を被ることのないよう量目の明示及び適正な計量を実施しなければならない。

第2節 不当な取引行為の禁止

(不当な取引行為の禁止)

第21条 事業者は、消費者との間で行う商品又は役務の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）をしてはならない。

(1) 消費者に対し、販売の意図を明らかにせず、又は商品若しくは役務に関する重要な事項につき事実と異なることを告げて、若しくは事実を故意に告げず、又は将来における不確実な事項につき断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(2) 消費者を威迫して困惑させる等消費者の十分な意思形成を妨げて、又は高齢者その他の者の取引に関する知識若しくは判断力不足に乗ずる等の不当な手段を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(3) 消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する等消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

(4) 消費者に対し、事実と異なることを告げて、若しくは威迫して困惑させる等の不当な手段を用いて、契約（契約の成立又はその内容について当事者間に争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせ、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。

(5) 消費者の正当な根拠に基づく契約の解除等を不当に妨げ、又は契約の解除等に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。

(指導及び勧告)

第22条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該勧告の内容及びその結果について消費者に情報を提供するものとする。

(被害拡大防止措置)

第23条 知事は、不当な取引行為により消費者に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、直ちに当該商品又は役務の名称、取引方法、これを供給する事業者の氏名若しくは名称又は住所その他当該事業者を特定する情報を消費者に提供することができる。

第3節 生活関連物資の供給及び価格の安定

(情報の収集、調査等)

第24条 知事は、県民の消費生活との関連性の高い物資（以下「生活関連物資」という。）及び役務について、常にその価格及び需給の動向に関する情報の収集及び調査を行うとともに、県民に必要な情報を提供するものとする。

2 事業者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

(供給等の協力要請)

第25条 知事は、生活関連物資の流通の円滑化及び価格の安定を図るため必要があると認めるときは、当該生活関連物資の生産、輸入又は販売を行う事業者に対し、円滑な供給、価格の安定その他必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

(特定生活関連物資の指定)

第26条 知事は、生活関連物資のうち、その価格の動向又は需給の状況が県民の消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連物資を特定生活関連物資として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項による指定を解除するものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定又は前項の規定による指定の解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

(特定生活関連物資の調査等)

第27条 知事は、前条第1項の規定により指定した特定生活関連物資に関し、価格上昇の原因、需給の状況その他必要な事項について、速やかに調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査の結果、当該特定生活関連物資を供給する事業者がその円滑な流通を妨げ、又は適正な利得を著しく超えることとなる価格で供給を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該特定生活関連物資の売渡し、価格の引下げその他必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

第4章 消費者啓発及び消費者教育の推進

第28条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 知事は、市町村が推進する消費者に対する啓発及び教育について、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

3 知事は、消費者の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な支援又は協力をを行うものとする。

第5章 消費者被害の救済

(消費者苦情の処理)

第29条 知事は、消費者苦情の申出があったときは、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、その原因、内容等を調査し、あっせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の規定による調査に当たって必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による消費者苦情の処理の申出があった場合において、その消費者苦情が県民の消費生活に影響を及ぼすものと認めるときは、当該消費者苦情に係る商品及び役務に関する情報を展示その他の方法により消費者に提供するものとする。

4 知事は、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町村との連携)

第30条 知事は、市町村が実施する消費者苦情の処理について、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

2 知事は、市町村との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するものとする。

(沖縄県消費生活審議会の調停)

第31条 知事は、第29条第1項の規定によるあっせんその他の措置によっては、当該消費者苦情の解決が困難であり、かつ、県民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、沖縄県消費生活審議会の調停に付することができる。

2 沖縄県消費生活審議会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定により調停に付した場合において必要があると認めるときは、当該消費者苦情の概要及び調停の結果について消費者に情報を提供するものとする。

(訴訟の援助)

第32条 知事は、消費者が事業者を相手として提起する訴訟が次の各号のいずれにも該当する場合は、当該消費者に対し、規則で定めるところにより当該訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けを行うほか、訴訟を維持するため必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。

- (1) 前条第1項の調停によって解決されなかった消費者苦情に係るものであること。
- (2) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがある消費者苦情に係るものであること。
- (3) 1件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。
- (4) 沖縄県消費生活審議会において、当該訴訟を援助することが必要であると認めたものであること。

(貸付金の返還等)

第33条 前条の規定により訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第6章 環境の保全への配慮

第34条 知事は、環境の保全に配慮した消費生活を推進するため、資源及びエネルギーの有効利用に関する知識の普及、指導、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第35条 事業者は、その事業活動において、廃棄物の発生の抑制、資源の再使用、再生利用等資源及びエネルギーの有効利用を積極的に行い、環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、商品の内容品の保護又は品質の保全等の包装について、必要以上に過大又は過剰な容器包装を用いないよう努めるものとする。

第36条 消費者は、その消費生活において、廃棄物の発生の抑制、資源の再使用、再生利用等資源及びエネルギーの有効利用を積極的に行い、環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

第7章 消費生活センターの組織及び運営等に関する基準追加〔平成28年条例22号〕

(名称及び住所等の公告)

第37条 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、消費生活センターの名称及び住所並びに法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間を県公報により公告するものとする。これらを変更したときも、同様とする。
追加〔平成28年条例22号〕

(職員等の配置)

第38条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

2 消費生活センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

追加〔平成28年条例22号〕

(消費生活相談員の人材及び待遇の確保)

第39条 知事は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、その任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再任することができることその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成28年条例22号〕

(研修の機会の確保)

第40条 知事は、消費生活センターにおいて法第8条第1項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

追加〔平成28年条例22号〕

(消費生活相談等に係る情報の適切な管理)

第41条 知事は、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成28年条例22号〕

第8章 沖縄県消費生活審議会

一部改正〔平成28年条例22号〕

第42条 県民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議させ、並びに消費者苦情の調停を行わせ、及び消費者が事業者を相手に提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議させるため、沖縄県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 知事は、次に掲げる場合は、審議会に諮問しなければならない。
- (1) 第10条第1項の消費者基本計画を定め、又は変更しようとするとき。
 - (2) 第13条第1項又は第27条第2項の規定による認定をしようとするとき。
 - (3) 第18条第1項の県基準を定め、変更し、又は廃止しようとするとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項について、調査審議させる必要があるとき。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

4 審議会の組織及び運営については、規則で定める。

一部改正〔平成28年条例22号〕

第9章 雜 則

一部改正〔平成28年条例22号〕

(立入調査等)

第43条 知事は、第13条第1項、第19条第2項、第22条第1項及び第27条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し報告を求め、又は当該職員に当該事業者の事務所、営業所、工場、店舗、倉庫その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により、職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成28年条例22号〕

(公表)

第44条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容その他必要な事項について公表することができる。

(1) 第12条第2項、第29条第2項又は第31条第2項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。

(2) 第13条第1項、第19条第2項、第22条第1項又は第27条第2項の規定による勧告に従わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

一部改正〔平成28年条例22号〕

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成28年条例22号〕

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日条例第22号)

この条例は、平成**28**年4月1日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト